

研究紀要

第38号

令和7年3月

卷頭のことば

【論文】

三木露風の婦人解放論
—母・碧川かたからの影響—

【研究ノート】

江戸時代前期の菩薩揚・菩薩祭をめぐって

【論文】

教職課程コアカリキュラムのねらいと評価
—導入のための大学内での準備過程を振り返って—

【研究ノート】

句点の新たな機能
—無句点スタイルとの対照を通じて—

【報告】

令和5年度海外派遣研究員研究報告
—カナダにおける非関税障壁の伝統產品貿易への影響に関する調査・研究—令和6年度海外派遣研究員報告
—タイにおける日本語教育調査を中心に—

島田めぐみ	33	前野高章	吉田敬	古賀徹	鍋本由徳	近藤健史	松重充浩
	27		15	1	23	3	1

巻頭のことば

日本大学通信教育部長 松重充浩

日本大学通信教育部『研究紀要』第三八号が発行の運びとなりました。

この『研究紀要』は、法学部、文理学部、経済学部、商学部の通信教育課程から構成された学際的な特徴を持つてゐる通信教育部に所属する教員が、自らの研究・教育の成果を発表する、年刊の研究雑誌です。

日本大学通信教育部は、多様な背景を持つ学生が、自らの背景と~~両立~~可能な授業形式を適宜選択しつつ、自らの目標実現に向けて研鑽を重ねる高等研究・教育機関です。そのような場における『研究紀要』が、その学生の多様性と照応する一面を持つものになることは言うまでもありません。それは、この『研究紀要』が、所属する教員の「教育の質」の前提となる「研究の質」を開示・発信する〈場〉であると同時に、学生の多様な背景に照応しつつ、一般社会から言わば「閉じた」研究集団内に止まらない、現代社会が直面する多様な課題の解決に向けての一助となる研究成果を広く社会還元するという、研究機関としての社会的責務を遂行する〈場〉ともなり得ることを意味しています。

以上の含意をもつた本誌本号では、論文二編と研究ノート二編および報告二編が掲載されています。文理学部関係では鍋本由徳教授、古賀徹教授、近藤健史研究員、吉田敬研究員の論文あるいは研究ノートが、また日本大学海外派遣研究員制度を利用した経済学部の前野高章教授と、通信教育部と事務局統合されている総合社会情報研究科の島田めぐみ教授による海外調査報告が掲載されております。これらの、学際的な職場で鍛えられた問題意識の下で追究された研究・教育成果は、幅広い社会の要求に応えてい

く上で貴重な示唆を提示するもともなつていると期待できます。

通信教育部の教員は、多様な背景を持つ学生の様々な要請に可能な限り対応すべく、昼間・夜間、週末や連休、夏期休暇など、年間を通して教育・校務に忙殺される日々をおくるております。それは同時に、専念できる研究時間の確保が難しい厳しい環境の中で日々研究を重ねていることを意味するものもあります。その制約の中で、この度、研究・教育の成果を発表されました先生方に心から敬意を表する次第です。

最後に、研究紀要の編集作業にご尽力頂きました関係各位にお礼を申し上げ、巻頭のことばとさせて頂きます。

三木露風の婦人解放論

—母・碧川かたからの影響—

近藤健史

はじめに

これまでの三木露風（明治二二年・一八八九年六月～昭和三九年・一九六四年一二月）の研究は、主に詩を研究対象としてきた。しかし露風の作品は詩だけではない。短歌・俳句、隨筆・評論・紀行文・小説などがある。

その数多い評論のなかに露風の女性に関する三篇ある。「女性のために」と表題がある「婦人の地位に就て」と「女性の教育について」の二篇は、婦人雑誌『婦人公論』（中央公論社、大正一二年・一九二三年九月号）に掲載されている。もう一篇の「女性の地位を高めよ」は、露風の母・碧川かたと鷺尾よし子が発行した婦人参政権運動雑誌『女権』（女権社、昭和二年・一九二七年五月号）に載つてている。

この露風の女性に関する発言は、数が少ないこともあり注目されなかつたが、露風研究史の中で占める位置は小さくない。たとえば婦人解放運動をする母かたの影響が、露風の女性に関する評論や伝的長編小説「修道院へ」に登場する女性像に及んでいるという問題がある。また露風の「女性のために」が掲載された『婦人公論』に関する問題がある。大正一二（一九二三）年の『婦人公論』九月号は、同年六月に有島武郎と既婚者で『婦人公論』記者である波多

野秋子とが情死した事件（七月七日発見）の特集八月号に続く内容で準特集号といえる。その巻頭部「公論」に評論家・翻訳家生田長江の「有島氏事件の批判に対する批判」と露風の「女性のために」とが併載していることは編集方針の問題を含め注目すべきことである。

本稿は、かたの婦人解放運動やその実像を捉え、露風の女性に関する評論三篇の内容分析をすることによって婦人解放運動に関する考え方を明らかにし、その関連から露風研究史でほとんど注目されなかつた婦人解放運動家の母から露風への影響について究明することを目的とする。

なお露風の母の名前に関して、戸籍上（霞城館蔵の戸籍写し）の「かた」を用い、露風の「母かた」、婦人解放運動をする「碧川かた」と使用した。また年号表記については、本稿の背景となる明治・大正期という時代性を醸し出すために和暦を主とし西暦を併記した。

一 露風にとつての母かた

かた（明治五年・一八七二年一〇月～昭和三七年・一九六二年一月）は、鳥取藩家老を務めていた和田邦之助が藩の事件に関与したとの疑惑を懸けられている渦中に次女として誕生し、間もなく和田

家の忠臣であつた堀正の養女となる。明治二二（一八八八）年に兵庫県龍野町の名家三木家（代々寺社奉行）、三木制（初代龍野町長、九四銀行頭取）の次男、節次郎と結婚し操（露風）と勉を生んだ。ところが節次郎は放蕩を重ね神戸の女性のもとに居着いてしまつた。かたは見かねた義父から家を出ることを勧められ、家父長制が強固だつた明治二八（一八九五）年二月に離縁、跡取りの露風を置いて鳥取に戻つた。その後、養父を頼つて上京し、自立のため東京帝国大学病院付属看護養成所で学び、看護婦として働いた。この間には本郷教会で洗礼を受ける。しかし、乳飲み子の次男勉を抱えながらの仕事は苦労の連続であり、三木家からの要請もあつたことから龍野町の三木本家に勉を引き渡してしまつ。その後七年ほどして、かつて上京の時に鳥取から同行してくれた『小樽新聞』の社会派記者である、年下の碧川企救男と再婚するため北海道に渡つた。

幼くして母と生き別れた露風は、企救男が『報知新聞』の記者として就職するにともない、明治四一（一九〇八）三月に小樽から義理の弟妹を連れて上京した母と再会する。成人して詩人の道を歩み始めていた露風は、親しく交流したことで母へのわだかまりが解けたといふ。

上京したかたは婦人解放運動を始め、幼き頃の記憶にある母とは違つていた。露風は母について次のように語つてゐる。

（二）幼き頃の母

① 文学に導いた母：「私が文学に親しんだ初めは、五歳の頃、母が家庭読本を読んで聞かせて呉れた時で、其印象が今に残つてゐる。何だか新しい奇異な感じを受けたのであつた。」

② 新しい婦人・憐み深い母：「私が幼稚園の頃母は家庭読本を読んで聞かせた。又画を描いて見せたりした。その教育を私は忘れ事ができない。其母は腕輪を嵌めてゐた。貧しい人が門の前に立つと必ず恵んでやるのが常であつた。慥に其の頃から新しい婦人があつたに違ひないが憐み深く涙脆弱性であつた。」

（二）現在の母

① 男になつた母：「現在の母は『私は男になつたのだ』と云つてゐる位雄々しい。私が見ても男の様に見える。東京の新しい婦人会の会長をして洋装し街頭で活動する。北海道迄出かけて小樽の高等商業学校其他でも講演した。それから婦人雑誌に論説を書く。和歌はなか／＼堪能だ。母は大概自分自身の考えでやつて行くが、思ひ余ると私に相談する。而して私の言ふ事なら何でも聞く。」

② 短歌に詠んだ母

露風は婦人参政権運動をする母の印象を短歌一首に詠み、昭和一二九二二七（一九二七）年三月号の『女権』に寄せてゐる。

あたたかき心をもてるたらちねの母にはまことちからありけれ
かぐはしき花にも似たるをみなにもただしきちからあらまほしけれ

再会した母は、幼き頃の母と違い「男になつた」。良妻賢母生活の破綻と看護婦としての自立を経験し、婦人解放運動を始めてからは、たとえば大正九（一九二〇）年二月に設立された「婦人社会問題研究会」のメンバーとして同年一月二日に明治神宮鎮座祭で通

行人に禁酒運動のビラを配り、北海道の小樽高商において禁酒について講演（明治四三年～大正九年の間か）をし、大正一二（一九二三）年一月結成の「婦人禁酒会」で会長を務め、昭和二（一九二七）年創刊の雑誌『女権』に「鐘は既に鳴れり 猶ほ目覚ざるか」「禁酒の為」（創刊号・三月号）、「今期議会の成績 禁酒の実現は 婦選によりて始めて成就するでは有るまいか」（四月号）の論説を書くなどして、信念と行動力に溢れていた。

幼き頃に文学的資質を陶冶してくれた母を、短歌では生命力が溢れる「たらちね」の母で「あたたかき心」と「まことのちから」があると表現する。また気品高い「かぐはしき花」にも似る「をみな」（女性）にも母のような「ただしきちから」があつて欲しいと活動を呼びかける。

再会前の二人は、手紙のやり取りをしていた。文通が始まったのは、露風が上京して三年目、一九歳になり活動期に入った明治四〇（一九〇七）年頃からで、短歌「静かなる日ぞ今来ぬれさは神よ母よ我頬の涙をぬぐへ（母の文に添えて）」（『白虹』二卷五号、明治四〇年・一九〇七年二月二十五日）や母親との文通を伝えた親友内海信之宛書簡（明治四一年・一九〇八年二月一七日）が残っている。

かたが上京して本格的に婦人解放運動を始めた頃、今度は露風が大正九（一九二〇）年五月から大正一三（一九二四）年六月末まで北海道トライピスト修道院の講師となり東京を離れる。しかしその間も、露風が所用で上京した時には碧川家を訪れ、かたは大正一二（一九二三）年精神的な病気をした露風のもとに駆け付け看病をするなど一人の交流は続いていた。

かたが、遠く北の大地で暮らす露風への想いを詠んだ短歌が未公

開資料として残っている。

「東京小石川久堅町二八 碧川かた 十四日」、「北海道上磯郡当別トライピスト修道院 三木ミチ代様」という露風の妻なが宛（なかを身内ではミチ、ミチヨとも呼ぶ）の書簡であり、手紙文の代わりに短歌六首を記し「かた お一人さまへ」とある。その一首を記す。

天地のめくみ豊かの新緑に葉末をそかく風そられしき（第1首）
海をこゑ山のあなたか木のかげか我か子の家をさかしても見ぬ
（第6首）

差出年月日は消印不鮮明のため大正と一四日のみ解読、差出住所から碧川企救男が『大阪新報』を辞して東京に戻った大正四（一九一五）年一二月以降であり、露風夫妻が修道院の講師館に滞在していた大正九（一九二〇）年五月末～大正一三（一九二四）年六月末までの間であろう。

二 碧川かたの婦人解放運動

では、かたの婦人解放運動は、どのようなものであったか。それは主として禁酒運動と婦人参政権運動であるが、上京して突然始めたわけではない。その活動は世界的な時代の潮流における日本の全国的な展開の中につながっている。

後藤新によると、日本の禁酒運動はプロテスチント諸教派の宗教活動の一環として開始され、伝道とともに各地に広がっていた。ところがアメリカで設立された「万国婦人禁酒会」（一八八三年）の遊説員のM・C・レビュイット夫人が 明治二九（一八八六）年六月か

ら一〇月にかけて来日して行つた講演会を契機に、日本の禁酒運動を取り巻く状況が活気づき大きく変化した。たとえば「東京婦人矯風会」（明治一九年）、「北海禁酒会」（明治二〇年）、「横浜禁酒会」（明治二一年）、「北総禁酒会」（明治二一年）など各地で禁酒団体が次々と設立された。また禁酒運動の性格は初期の頃とは変わり、文明国にとつて必要という考えが一般の人々に受け入れられ、社会改良運動の実現のための政治運動的な要素が強まり、全国的な運動を展開するために大団結が必要となつた。家族的禁酒は個人に利益をもたらすと考へられるようになつた。さらに明治二三（一八九〇）年二月、万国婦人禁酒遊説員J・E・アッカーマン夫人が来日し全国各地で講演をしたことで禁酒会への入会が増加、三月には「東京禁酒会」が設立、五月に全国的な組織の「大日本禁酒同盟会」^(注5)が開催され全国的な運動として展開され始めたといふ。

国家として初めて婦人参政権が認められたのは、一八九三（明治二六）年にニュージーランドであった。その後フィンランドやノルウェーなど北ヨーロッパの国々が続く。日本では、明治四四（一九一二）年九月に平塚らいてう、伊藤野枝らが女性の自我・家からの解放を求めて女性のみの手になることを謳い文句にして「青鞆社」を結成し、女性の自覚を促すための文芸運動として雑誌『青踏』創刊した。その二年後の大正一（一九一三）年二月、婦人問題が社会問題になつた頃に西川文子らが女性の自覚を引き出そうと庶民層の実生活に密着した「新真婦人会」を結成、五月に機関紙『新真婦人』を創刊したことから日本における婦人解放運動は進展する。婦人参政権獲得運動としては、大正八（一九一九）年一月平塚らいてう、市川房枝、奥村むめおらが中心となり婦人参政権要求の

ための一〇月にかけて来日して行つた講演会を契機に、日本の禁酒運動を取り巻く状況が活気づき大きく変化した。たとえば「東京婦人矯風会」（明治一九年）、「北海禁酒会」（明治二〇年）、「横浜禁酒会」（明治二一年）、「北総禁酒会」（明治二一年）など各地で禁酒団体が次々と設立された。また禁酒運動の性格は初期の頃とは変わり、文明国にとつて必要という考えが一般の人々に受け入れられ、社会改良運動の実現のための政治運動的な要素が強まり、全国的な運動を展開するために大団結が必要となつた。家族的禁酒は個人に利益をもたらすと考へられるようになつた。さらに明治二三（一八九〇）年二月、万国婦人禁酒遊説員J・E・アッカーマン夫人が来日し全国各地で講演をしたことで禁酒会への入会が増加、三月には「東京禁酒会」が設立、五月に全国的な組織の「大日本禁酒同盟会」^(注5)が開催され全国的な運動として展開され始めたといふ。

日本における婦人解放運動が本格的に開始される以前、かたは看護婦養成所時代に教会の社会活動で三陸沖地震（明治二九年・一八九六年六月）の救援物資を送る作業をしていた。また明治三〇（一八九七）年に正式な看護婦になつてからは、明治三四（一九〇二）年一月には本郷教会の東京婦人会付属「同志看病婦会」（キリスト教徒のみ）の専任者として派遣看護の活動をしていた。

明治四一（一九〇八）年に小樽から上京したかたは、しばらくして五人の子を抱えた家計の窮状を助けるため訪問看護婦として働き、教会との関りから社会活動を始め、本格的な婦人解放運動へと進んだのである。

明治四三（一九一〇）年代から大正九（一九二〇）年代、「竹早教会の婦人会幹事として、禁酒運動をすすめた」^(注6)。また日本基督教婦人矯会の一員として廢娼運動に身を投じ、婦人の人権擁護の立場から公娼制度の廃止をめざして社会活動をするようになる。

大正九（一九二〇）年二月、西川文子らが結成した「新真婦人会」（大正二年）の中に設立された「婦人社会問題研究会」の「禁酒部」幹事として参加、以後禁酒運動に邁進する。

大正一二（一九二三）年一月、「婦人禁酒会」を結成。かたを会長に高橋千代ら四人。

大正一二（一九二三）年二月一日、「婦人連盟会」と「新真婦人会」が中心となり西川文子らが結成した「婦人参政同盟」に「婦人禁酒会」会長の碧川かたは理事として参加。ビラ配布、署名活動などする。参加団体は婦人連盟、新真婦人会、婦人禁酒会、革新俱乐部婦人会。（趣意書・性差別に起因する様々な婦人問題の解決の唯一の解決策は婦人参政権の獲得であるとする）

大正一三（一九二四）年二月二日、同盟主催の「婦人参政演説会」で演説。

大正一三（一九二四）年一月、「婦人参政同盟」を脱退して「婦人參政三派連合」を結成。参加団体は婦人保護協会（河本亀子）、新真婦人会（西川文子）、婦人禁酒会（碧川かた）。昭和二（一九二七）年二月九日解散。

大正一四（一九二五）年三月一〇日、衆議院本会議に婦人結社権、婦人公民権、国政への参政権に関する建議案、女子教育振興に関する建議案を提出。（婦人參政三派連合の碧川かた、婦人參政獲得同盟の山根菊子、婦人參政同盟の高木富代子・高木千代の四人が代表として全員洋服姿で傍聴席に座る）昭和一（一九二七）年三月、鷺尾よし子らと「女權擁護会」を結成。雑誌『女權』を女權社から発刊。

三 「かたのメモ」から見た婦人運動家碧川かたの実像
かたに関して本格的に論じたのは安部宙之介である。かたの禁酒運動と婦人參政権運動に関しては、記者としてロンドンに滞在していた夫企救男からの社会問題を伝える手紙に啓発されて新しい運動

に踏み出したこと、禁酒運動は初め未成年者に向けられ小樽高商や拓殖大学の寄宿舎を訪ね禁酒を勧めたこと、また明治大学木下校長に頼みこんで女子の聽講を許可してもらい若い人を勧誘して共に明治大学法科の聽講生となつたこと、議会に請願・議案書を提出したこと、禁酒運動でチラシ・ビラ配りをしたこと、議会にも禁酒運動を働きかけ議員食堂での禁酒をさせたことなどを述べている。^{注2}

現在の碧川かた研究は、これを基に展開されているが改めて資料を検証してみると、かたは企救男からの「手紙に啓発された」、明治大学法科の「聽講生となつた」などの点で少し誤解や説明不足があることから、資料を再調査し活動的具体的な実態やかたの実像を捉える必要があった。そこで学生への禁酒運動に関することや婦人參政権運動と明治大学との関りについて回想した「かたのメモ」^{注3}を精査し、また当時かたが読んだと思われる企救男が書いた英國の婦人事情についての新聞記事を精読した。

（二）かた、学生への禁酒運動に奔走する

かたは飲酒する若い学生たちに対する禁酒運動に奔走した。かたの若い学生たちへの禁酒運動は、明治四三（一九一〇）年から大正九年（一九二〇）年にかけて盛んであったという。

かたが七七歳頃に回想して書いたと思われる「メモ」には、大学の寄宿舎を訪れ親身に世話をした様子、学生の禁酒法案運動を始めたこと、講演後に学生たちと禁酒の歌を唄つたこと、キリスト教的慈愛に満ちた交流があつたことなど、次に挙げたように具体的に記されていた。

眼病「そこひ」を発症したのは八二歳というが、すでに視力が弱つ

ていたためか原稿用紙のマス目を気にせずに毛筆で書いている。その筆跡は、大小の字、潰れや掠れ字、時に画数の多い漢字を平仮名にするなど不鮮明な部分が多い。なお判読できない文字は□で示し、改行の箇所はスラッシュで示した（以下同様）。

① 拓殖大学における禁酒運動

私の学生への禁酒運動婦人会の友人のお宅で／学生におめにかかりましたその学生酒をのむ話しが出ましたのでおどろき酒害話しますと私國を出た時／一ときも飲みませんでしたが今ハ大酒のみになり／ました沢山の友ハ酒ニ金をつかい下宿からことはられ／けんかもしてハ交番ニ引はられます。度々くり返します。／どこの学校よりほくの学校一番に扱ひて下され／お願ひしますと頭下げられました議場の禁酒／時間制禁酒ニ働き居られ学生の禁大／必要感じましたそれハたく大学でした／早速今私宿舎からお話致して参りましようとやくそく致し□中から何□が／□申罪甚の□出るビラ其他もまして／参りましたやくそくの学生さんまつて居られて／舍かん及委員にお面会□□御賛成／の上一同の学生さんに飲酒のあしき事／禁酒の必要話しまして毎週お話に／参る約束致し帰りましてビラ□□□□□れましたそれより小石川に七ツの寄宿御座います毎週禁節に出かけます／伯母さんまつて居りましたと申されだん／と／初めのうちのけんまく失せて参り宅へも尋ねてきて未だだれ、飲みますから／名ざしで話して□□と申されその様に／致しました之な事でハ行き渡りません／学生の禁酒法案運動初めました／代議士中ニ賛成致しません／代議より身の上□□選挙権の

② 小樽高商における禁酒運動

私は北海道へ夏参りました処小樽の高商学生／お酒をのみ中の様子きゝましたが暑中の／休みにて私残念に存じ冬十二月十八日に／参りましてその夜高い山の寄宿長ぐつで／大雪の中を電灯の光り目あてに／のぼりて参ります。それハ第一の寄宿舎で／御座りました来意をつげますと学生方／通して下されましてそれより酒害に付て／講えん致しまして賀川先生の禁／酒の歌くばりました□歌のふしハ／一高のあ、玉はいのふしです学生さん／二度歌はして下さいと申されくり返し□□／第二第三第四寄宿舎は一月の／十五六日の夜講えんに参りました／大雪の中雪にはまりつゝ下りて参ります校の山の／ふもとでさんびを歌つて居られる学生さんありまして私その方へ寄り／顔まで□□□で居る□□こゑ出したつねますと／第二寄宿舎の学生さんで芝らく伺ひました／其事□□□早く御帰りなさいと申しますとぼくハ／これまで祈りて帰るのです毎夜こゝで祈り／ますと全く私ハ感心致しました時御名前を／伺いますと高橋と申されました余りのかんしんに老の私未だきをくにのこつて居ります／私ハ学校其の他海員組合に禁酒講に／参りました

また拓殖大学に關しては、かたの逸話も残っている。東京小石川の切支丹坂には、多くの切支丹信者が信仰の故に殉教の血を流したなどさまざま伝説があり、夜は人通りも途絶えたという。禁酒運動をするため何度も坂を通ったかたについて、親しくしていた松沢教会員の牧野仲造は次のように伝えている。^(注9)

大正七年のころ、竹早町教会の婦人会幹部をつとめてゐた碧川かた女史は、拓殖大学寄宿舎で行ふ禁酒のすゝめのため、度々この坂を通らなければならなかつた。女史は真暗なこの坂を独りで通りつゝ、伝説を偲び、殉教者たちの冥福を祈るのが常であつた。(中略) この坂に街燈がついたら、と思ひついた。女史は其の時から四十回余りも、街燈会社に足を運んで交渉し、やうやく一燈が点ぜられることになつた。電燈のホヤには『禁酒は幸福の母、飲酒は罪惡の源なり』と書きつけられ、淋しい道に光明が点ぜられたばかりでなく、道ゆく人に戒心の言葉をかけることとなつた。

(3) 小樽高商で賀川豊彦の禁酒の歌を唄う

「かたのメモ」に記されている小樽高商訪問の箇所に「賀川先生の禁酒の歌」とある先生は、キリスト教社会運動家、社会改良家の賀川豊彦(明治二年・一八八八年～昭和三五年・一九六〇年)である。賀川は各種の社会運動を指導し大正デモクラシーの機運を盛り上げた。また生涯を通じてキリスト教の伝道を行い、友愛・互助・平和の精神を提唱したという。かたは賀川の講演会などで親父があり、その関係で賀川は『女権』三号(昭和二年・一九二七年五月)

に「神と日本への更生の道」(講述)を寄稿している。その後もかたは、昭和六(一九三一)年四月に賀川豊彦によつて創立された日本キリスト教団「松沢教会」の執事となるなど親しく交流していた。小樽高商で賀川の作詞した禁酒の歌を「嗚呼玉杯の節」で唄つたとあるのは、次の歌であろう。(ルビ省略)

「誰が子ぞ酒杯に親しむは」 賀川豊彦作

一 国に敵あり淫蕩の／酒色ぞ民の體に入る／正義衰へ仁義うせ／よろめく足に地は搖ぐ／(折返) 誰が子ぞ／酒杯に親しみて／國の危難を／忘るゝな

二 荣華は空しバビロンの／王者の末路君見ずや／彼が馬蹄に世は屈し／酒杯の為に彼倒る

三 騒傲慢心淫蕩の／酒杯を仰ぐ人何處／ローマは倒ギリシャうせ／酒色と共に國亡ぶ

四 忘るな友よ愛国の／思ひの胸に燃ゆる時／公義と自由をさまたぐる／酒杯ぞ我等の敵なるを

五 いざ立て友よ公道の／大和島根の民よ立て／痴乱の酒色に遠ざかり／公義の世界に甦れ

—「ああ玉杯」の節—

この歌は賀川が中心となるイエスの友の会機関誌『火の柱』に掲載されている。その表題の下に「今月の祈り／全国禁酒／運動のため／全國会員が一緒になつて祈りませう」と禁酒運動の取り組みを掲げている。^(注10)

また会員の住吉四三三一は、「禁酒の歌」が「嗚呼玉杯の譜」で

三千人によって唄われたことを伝えている。昭和一二（一九三七）年四月一日から三日間、賀川が指導する日本国民禁酒同盟の第一二回禁酒大会が奈良で開催された最終日、デモンストレーションとして樂隊を先頭に奈良の小学生、少年禁酒団の樂隊、婦人部隊、禁酒同盟の大幹部などの行列が会場から二キロメートルも続き、賀川先生の禁酒の歌一色に塗りつぶされ、空高く響く唄い声で「禁酒の歌」を唄つたと述べている。^(註1)

「嗚呼玉杯」は作曲者楠正一、作詞者は兵庫県揖保郡龍野町出身の矢野勘治で、明治三五（一九〇二）年に一高東寮の寮歌として作詞したものである。歌が世間一般に広められたためメロディーを利用した数多くの替え歌が存在したという。小樽高商の寮生たちも、かたが配つた「禁酒の歌」を「嗚呼玉杯の節」で声高らかに唄つたのである。また、かたが「嗚呼玉杯の節」で唄うことには、その作詞者矢野勘治の故郷と同じ龍野町で三木節次郎に嫁ぎ二人の子の母として暮らしたことから特別な思いもあつたのではなかろうか。

（二）かた、大正九年に英國婦人の進歩的状況を知る

かたが婦人解放運動にかかわった動機、契機は、夫の企救男の存在が大きいと言われているが、具体的には示されていない。たとえば禁酒運動の動機は夫の酒豪に悩まされていたことにより、婦人解放運動への契機は大正八（一九一九）年四月に企救男が『中央新聞』の記者として取材でパリに赴き、立ち寄つたロンドンから送つた英國の婦人状況を伝える手紙に啓発されたとする説が一般化している。

その手紙は未見であるが、企救男が滞在先のロンドンで取材し

送つた大正九年（一九二〇）年九月の『中央新聞』記事には、英國の進歩的な婦人たちの様子が詳細に書かれている。

企救男（北峰生）の記事は、「私の見た英國の婦人 婦人問題なき國（一）」（大正九年九月二〇日付）、「私の見た英國婦人嫌ひの女（二）」（九月二二日付）、「私の見た英國の婦人 キマリ好い習慣（三）」（九月二三日付）、「私の見た英國の婦人 男子と同様に（四）」（九月二四日付）として「家庭欄」に連載された。

その内容は、一九一八（大正七）年に英國で婦人に参政権が認められたことにより、男子と同様の社会活動をする婦人たちの進歩的な状況である。たとえば第一回目の記事（一）では、英國ではもやは婦人問題がないこと、婦人は社会上において男子と同様の地位になつてのこと、婦人は電車や乗合自動車の車掌、市役所の食糧係・帳簿整理、郵便配達員、酒の出ない大きな茶店・料理店・巡査などとの職業に就き、男子と同様に社会で活動していることを伝えている。また記事（二）には女性の家事や結婚に対する考え方が日本と違うこと、記事（三）には娘二人がいる下宿屋の様子から推測する英國婦人の気質について、記事（四）には七月から男女両性の区別を取り除いた法律が施行されたこと、やがて婦人の貴族や上院議員が出来ても差し支えなくなつたことが記してある。

大正九（一九二〇）年頃の『中央新聞』の発行部数は定かではないが、大正三（一九一四）年は三〇四万部、大正一二（一九二三）年五月は市内外二万部、地方七万部、合計九万部であつた。^(註2) 購読者たちは、家庭衛生や遠足の注意などの記事と並んで「家庭欄」に掲載されている、たとえば「人間には男女の区別があつても人間たることには何の区別もない筈であります。区別がない以上婦人が男の

やうな行為があるからとて直に之れを野卑だと云ふのは寧ろ男子から云ふ議論です。」（記事四）の文章を目にして、男女平等の先進的な英國婦人の状況に衝撃を受けたであろう。

この頃のかたは「婦人社会問題研究会」に参加して婦人問題の解決に取り組んでおり、英國婦人の進歩的な生活などを知り、さらなる情熱を傾けていく。

そしてかたは、熱心な禁酒運動にも関わらず、いつまでも婦人の地位が低いままであり人権が踏みにじられている現状の打開策として、禁酒運動から婦人参政権獲得運動へと比重を移していく。その理由は英國や米国において禁酒を実現した根本には、英國（大正七年・一九一八年）や米国（大正九年・一九二〇年）で婦人の参政権を獲得したことがあつたと気づいたことにより、また婦人たちの社会的な差別の撤廃も婦人の政治への参加により実現すると、次のように述べている。^(註13)

また『女権』（昭和二年・一九二七年五月）の巻頭言で「英國では所謂婦人の覺醒は單なる理論の時代を過ぎて既に實行の時代に到達している。従つて政治的に男子と平等に婦人にも参政権を与えることは、ただ、時の問題となつてゐる」と述べ、日本の婦人たちに勇気と希望を示している。

（三）かた、婦人参政権運動のため明治大学「無料婦人法律講座」を受講する

かたは、婦人の参政権獲得により社会で起つてゐる婦人の諸問題は解決できるとして、そのために必要な法律などの知識を「婦人参政同盟」の同志たちと明治大学で学んだ。そのことが「かたのメモ」に記してある。^(註14)

然るに大戦の間に英國は先づ飲酒制限を実行し続いて米国は絶対禁酒国となつたのを見まして私は羨望に堪へませんでした。そして彼の国々が何うして此の禁酒を実現し得たかを研究してみました結果、是は英國であり、米国であっても皆根本は婦人が参政権を獲得し男子同様に政治に参与することができるやうになつた影響が、すなわち直ちに禁酒を実現するやうになつたのを知つたのです。参政権を得ずして、婦人が政治に参与しえずして而して男子のみが政治をしている時に当たつて、男子をして禁酒の法律を制定せしめ男子をして婦人の意のある処を諒解せしめやうとしたのは、全く敵の本城本拠を知らずして戦争

をしてゐたも同様であると悟つたのです。（中略）
唯り禁酒に止まらず、今日我が國婦人が絶叫してゐる男女平等の法律にしろ、又公娼廃止など申すことにしても是等婦人の大関係を有する法律制度の改廃に対し婦人が政治に参与し得るならば直に之を実現し得るのであつて男子のみが政治を専らにする時代には容易に出来ないことであります。

望致して止みません

学 商学博士田中貢氏、社会学 文学者・法学士赤神良譲氏、
外交史 法学博士米田実氏、刑法 法学博士岡田朝太郎氏

かたが属した「婦人参政同盟」は、代議士で婦人参政権運動に尽力した松本君平の音頭取りで大正一二（一九二三）年二月、「新婦人協会」の後身である「婦人連盟」、「新真婦人会」、「婦人禁酒会」、「革新俱楽部夫人会員」などの婦人諸団体が議会に対する運動のために大同団結して結成された。「綱領」には、婦人参政権獲得、婦人公民権の獲得、女子の政治結社加盟の自由、男女の教育の機会均等を掲げている。

その「婦人参政同盟」は、同盟の趣旨と政治に参加するため政治や法律を学びたいという熱意に賛同した明治大学木下友三郎校長の贊助を得て法律講座を開設したのである。熱心だったのは「婦人参政同盟」の実行委員で「婦人禁酒会」の高橋千代といわれる。同じ「婦人禁酒会」からは会長のかたも実行委員として参加した。開講は、大正一一（一九二二）年九月一日の関東大震災に見舞われたこともあり遅れた。

海野福寿によると「婦人参政同盟」主催の「無料婦人法律講座」は、大正一三（一九二四）年二月二日午後一時半から明治大学第五講堂を借りて開始、雪降りにもかかわらず婦人五〇余名が熱心に松本重敏博士の憲法を受講した。第一土曜日より毎土曜日午後一時半より開講、必ずしも盛況とは言えない時もあったが多い時は数十人の聴講者を集め昭和元（一九二六）年まで続き、まづまづの成功であったという。その講座の開講科目と担当講師は次のとおりであった。^(注15)

また「かたのメモ」に名前が見える木下友三郎（一九一二年）一九二一年、校長・学長と松本重敏（一九二二年教授・明治大学第一号の法学博士）は、昭和四（一九二九）年四月に創設された明治大学専門部女子部法科の設立推進者（木下友三郎、穂積重遠、小林丑三郎、横田秀雄、松本重敏）であつた。その松本重敏は専門部女子部の初代部長を務めている。

かたは、目的を同じくして団結しながらも意見の食い違いなどで大正一三（一九二四）年七月「婦人参政同盟」を脱会し、一ヶ月になり新たに「婦人参政三派運動」を結成する。だが少なくとも同年二月の開講から七月に脱会するまで「無料婦人法律講座」を受講していたと考えられ、さらに運動への熱い思いから脱会後も継続して受講していたとも推測される。

いずれにせよ大学教育において男女差別・不平等があるなか、大正一三（一九二四）年二月に「婦人参政権同盟」の婦人やかたは、大正一四（一九二六）年二月に入学許可となる明治大学「女子聴講生」や昭和四（一九二九）年創設の明治大学専門部女子部法科で学んだ日本初の女性弁護士三人（久米愛、三淵嘉子、中田正子）たちに先んじ、明治大学の著名な専門家を講師とした「無料婦人法律講座」において、婦人が政治に参加するために必要な法律などの専門科目を学び新たな道を切り拓いたのである。

四 露風の「女性のために」

ここまでかたの禁酒運動や婦人參政權運動の内容、その実像についてみてきたが、ここに至つて露風が大正一二（一九二三）年九月『婦人公論』に「女性のために」と表題を付して発表した「婦人の地位に就て」と「女性の教育について」の内容についてみてみたい。

（一）「婦人の地位に就て」

露風は「婦人の地位に就て」において、男性優位の社会、性別による差別社会における婦人の地位の向上を説く。要約すると、現代はすべて改まりつつある時であり、悩みつつある時である。婦人も改まりつつあり悩みつつある。婦人の地位について、今日のように呼ばれている時はかつてない。婦人解放運動における大学の婦人聽講生制度、女子參政權問題、性教育提唱なども婦人の地位を向上させようとしている。その大学の婦人聽講生制度に関しては、女子の能力を試みるには女子の現在の生活は、裁縫・割烹など女性的という言葉で包含できる事柄をなさなければならないなどの勉学に適当しない境遇に置かれている。よつて先ずは女子をして男子と同様の境遇、すなわち家事について顧慮せざるような地位に立たしめて能力を見なければならぬと、婦人の地位向上のため生活境遇を改善する必要があると説く。

また日本の男尊女卑、聖書の創世記のあるエワ（エバ）の原罪、仏教における女人罪障思想を例に挙げた上で「女性は聖母の出現によつて、歴史上確実なる出現によつて、基督の母によつて、向上し、かつて定められた運命により救いを得、光明に照らさるゝに至つた

のである。即ち婦人は、エワに於いて死し、聖母において生きたのである」として、聖母は女性の理想体であり女子の目標はその「女性」を完成させることであるといふ。そして「もはや女性は、どんなことにも望みを失つてはならぬ。それは聖母によつて女性は、旧き態を脱しているからである」と、すでに女性は解放されたことを示し希望と行動を有すよう促す。

（二）「女性の教育について」

「女性の教育について」において露風は、「女性が女性としての道を完成せしめると同時に、男性を理解することに努めねばならぬ。

また同時に男性も女性を理解する路を選ばねばならぬ。女子の典型と男子の典型とは、相互に異なつて存在するものであるが、而かもそれは同一の基礎に立つてゐるものである、同一の根により出た二つの枝である。故に人生の奥底に於ては一つでなければならぬ。」「相互に敬愛して人格を認め合わなければならぬ」として男女平等を説く。

また今日、性について知識がないために堕落する者への方法として性教育が説かれているが、「人間は智識丈けではなく情操の動物であるから、情操から磨いて行かなければならぬ。言ひ換へれば性教育よりも情操の教育をしなければならない」と、情操教育のために「男女共学」が必要という。

その理由は「小学校時代に於て相互に相親しむことの出来た習慣は、成人した後の関係にも及ぶ。少年少女は、学ぶことにおいて、遊ぶことに於て、多く異なる点はない。これを異なる方へと送るのは教育によるので、教育を改むればもつと接近して、相互に善い同

情と理解とを生ぜしめることが能かる」からという。小学校時代における男女別教育法を改正して共学制度を成すことが大切といい、また理解なき結婚の破綻がしばしば生ずるのも男女共学により防げるというのである。

もしも「共学して相睦み相遊ぶような生活が行はれてをつたならば、何等好奇心に駆られるようなことはない。十分に相互を理解し合ふことができて、しかも危うい錯誤や、誘惑に陥入るやうなことも、確かに軽減されたのである」と説く。とりわけ中学時代は、青年客氣の時代であると同時に、性的に発達する時であるから、この時代が最も肝要であるという。

今日の自由平等の時代に昔日の教育思想の因襲を追い「男女共学制を用ひず、依然として隔離主義、差別教育をしてゐることは、国民の前途から見て憂ふべきことであるとおもふ」と男女平等・男女共学制を力説する。

五 露風の「女性のために」と大正デモクラシー

露風が「女性のために」の二篇で取り上げた「婦人の地位向上のための生活境遇の改善」や「男女の共学」の提唱は、目新しいものではなく大正デモクラシーという時代的・社会的な状況のなかにあつた。

もう一つの「女性の教育について」論における「男女共学」の主張にも大正期の女性が置かれた教育状況がある。湯川次義は女子の高等教育を要求する論拠は多様で、「与謝野晶子の男女平等論の他、国家的立場から必要性を説く論、母性主義に立つ論、より高い程度の女性の修養を説く論などがあった。」といふ。^(注15)

たとえば、若かりし頃の露風の短歌に影響を与えたといわれる与謝野晶子は、男女平等論から「男女共学」を「女子の活動する領域」^(注16)において次のように主張している。

大正時代に起つた大正デモクラシーと呼ばれる民主主義を求める思想や運動は、政治、社会、文化など様々な分野に広がった。従来の諸制度・諸思想の改革が試みられて労働者の地位向上や性別・地域による差別からの解放などが行われた。また大学教育における女性の地位向上を目指す運動も起つた。

今は女子が家庭の奉仕にばかり繋がれる時ではありません。女

湯川次義によると大正デモクラシーの潮流において女子高等教育に積極的な雰囲気が生まれ、大正二（一九一三）年に東北帝国大学が初めて女性への大学の門戸を開放して以来、大学入学を女性の社会的地位の向上の重要な契機と捉える論調が高まり門戸開放の機運が広まつて來た。すぐには大学の門戸開放とはならなかつたが、女子高等教育の要求は高まり大正七（一九一八）年から女子の選科生や聴講生に学修を認める大学が現れてきた。その後大正一二（一九二三）年になり同志社大学と東北帝大法文学部等が女子の入学を認め学部学生としての解放を行つた。^(注16)

露風の「婦人の地位に就て」は、この「大学が女子の入学を認め学部生としての解放を行つた大正一二（一九二三）年と同じ年に發表された。また、この露風の主張は、内容的に女子の大学入学解放に対応するものであり、今後は女子の入学能力の判定には男子と同様の境遇、女子の勉学に適さない現在の生活境遇の改善が必要と說いたと解することができる。

子解放の要求は女子が人間としての活動を男子と同じく自由多様に実現しようとする要求です。男子の主張するデモクラシーの意義が階級思想の打破であり、万民の上に機会の均等を要求するものである限り、男女間に於る一切の差別的偏見もまた一掃されねばなりません。／私達は何よりも教育の活動を自由にするために、男女の共学を学校教育の全領域に向つて要求します。私達は女子なるが故に人間としての完全なる教育を拒まれる理由は断じて無いと思ひます。（中略）

教育の機会が平等に分配される為には、当然小学より大学に至る男女の共学が許されねばなりません。特に女子のための学校を設けて置くことは教育の自由を女子に拒む階級思想です。

しかし露風の二篇の論には、彼ならではの要素も見受けられる。たとえば「婦人の地位に就て」では、聖書の創世記を挙げ聖母の出現により女性の旧き態を脱したことを説いている。また「女性に教育について」では、女性と男性の典型（特徴）は相互に異なつて存在するが「同一」の基礎に立つてゐるものである、同一の根より出た二つの枝である故に人生の奥底に於ては「一つでなければならぬ」と

いうキリスト教に基づく「男女平等」に立脚し、「情操教育」、つまり人を想いや尊敬したりするために必要な人間力や道徳心を養う教育の必要を説いていふことである。

この「女性のために」と表題を付した二篇を寄稿した大正一二（一九二三）年九月は、露風は北海道トラピスト修道院の文学講師として勤めていた。大正九（一九一〇）年五月から大正一三（一九一四）年六月までの修道院時代は、信仰に基づく生活ではあるが修道士と

違ひ修道院の外の講師館で暮らしていた。その四年間は、函館や東京などで講演、墓参のため帰郷、詩集『信仰の曙』（大正一一年）の出版、新聞記者との交流、文学や教会関係者との文通など、社会の情報は十分知り得る環境にあった。

赴任二年目の大正一一（一九二二）年四月一六日の復活祭には夫婦で受洗するなど信仰が厚く研究熱心な露風は、たとえば神の像として男性と女性が平等に造られたことを説く「旧約聖書」創世記一章二七節「神は自分のかたちに人間を創造された。すなわち、神のかたちに創造し、男と女とに創造された。」に基づき、人間の尊厳と平等を説いたのである。

トラピスト修道院で祈り・教育・著作の生活をしていた露風が、「女性のために」の表題で「婦人の地位に就て」と「女性の教育について」を執筆した背景には、大正デモクラシーの思潮やキリスト教が無関係だったとはいえないものがある。

そしてもう一つ露風の女性に関する考えには、當時婦人解放運動をしていた母かたの影響もあつたといえる。

六 婦人解放運動家の母かたから露風への影響

露風の女性に関する考えには、先述したような婦人解放運動をしていた母かたの影響があつたと思われる。その理由は、露風がかたは大概自分自身でやつて行くが、思ひ余ると私に相談する」とあることから^(注20)、他の婦人解放問題に関する具体的なことだけでなく、自らの境遇、経験した因習などによる理不尽さや性別による社会的な差別を痛感したことなども聞いていたと推測されるからである。

たとえば、解放運動に關しては公娼制度の廢止をめざし日本基督
教矯風会で活動していたこと、企救男の新聞記事などで英國の進歩
的な婦人の状況を知ったこと、大学において男女の教育の機会均等
が実現されていないことから「婦人參政同盟」の仲間と共に明治大
学の木下校長に依頼して別枠の「無料婦人法律講座」を開設し法律
などの専門科目を学んだこと、その「婦人參政同盟」は「綱領」に
「婦人参政権の獲得、婦人公民権の獲得、女子の政治結社加盟の自由、
男女の教育の機会均等」を掲げて活動していることなどである。ま
た、かた自身に関しては離婚の痛手と理不尽さ、具体的には家父長
制度下での舅の意志で取り決められた結婚、夫の放蕩・不貞行為に
よる離縁、跡取りとして長男露風を置いてきたこと、幼子をかかえ
ての学業継続の難しさ、次男勉を教育のため三木本家に戻したこと、
さらに職業婦人が蔑まれた時代に看護婦として自立の道を選んだこ
と、年下の企救男と自由恋愛・再結婚したことなどである。

先述したように大正一二（一九二三）年九月、露風が「婦人の地位
に就て」で、婦人の地位向上のために女子の生活境遇の改善を説
いたことや、「女性の教育について」で男女平等論に立ち男女共学
の必要性を説いたことなどが、かたの婦人解放運動や経験・境遇の
内容と重なるのはその左証であるう。

またかたからの影響は、次のことに具体的に看取される。

（二）かたの女権運動と露風の「女性の地位を高めよ」論

女性に関する第三篇目となる「女性の地位を高めよ」は、かたが
昭和二（一九二七）年五月に発行した「女権擁護会」の機關雑誌『女
権』に掲載された。

この会の目的は、会則第二条に「本會は參政権及公民権の獲得、
男女不平等法制改革及家庭の平和向上を目的とする」とある。かたの
立場は、家庭の平和向上を目的に加えたことに特色があり、家庭主
婦に立脚した熱烈な運動であった。それは当時の多くの婦人たちの
境遇と共に、かた自身における夫の放蕩・不貞による離婚、二人の
子どもを手離さざるを得なかつた理不尽な経験から発想されたもの
であろう。

露風は「女性の地位を高めよ」で「我が國にては、どうして女性
が男性よりも劣つた者として遇せられるであらうか。虐げられるの
であらうか。／欧米では男女同権である。否、同権以上に女性が尊
敬されるのである。（中略）日本では一般に女子は男子と同じよう
には尊敬せられてゐない。女子は著しく卑しめられてゐるのである。
我邦に於ても欧米と同様、男女同権として行くべきだ。／女性の位
置を男性の位置より低くしてゐる事は、新しい精神的文化を創造す
る道ではない。今後の日本は婦人を重要な位置に立てしめなくては
ならぬ。」といふ。

また「男性と女性を同じ位置にする。其れを形の上から見れば、
社会上にては、普通選挙となつた上は尚更に女性に參政権を獲得せ
しめる、其の事が必要な一つである。又、貞操に関しても女子に重
く、男子に軽い法律を改め、男子と女子とは同等の貞操保障として
刑の同一を制定せられるべきである。家庭にても亦、女性の位置を
高め、すべてに於いて一僅かな端にても、男性と同様の待遇をしな
ければならぬ。」と説く。（類似を示す傍線・近藤）

さらにクリスチヤンとしての露風は「男女同権といふ事は、神を
信仰する事によつて、共同の愛の上から、容易に達する事が能きる。

基督教の信仰は、原理からして男女同権に達せしめる道に導く」と述べる。

キリスト教が謳う男女平等と社会的弱者をも包み込む慈愛の精神を説き、「婦人をして奴隸たらしめる勿れ。男子を生んだ女性をして男子より卑しくする勿れ」と呼びかける。

この露風の論を安部宙之介は「日本には昔から偉大な女性が多く出て、立派な仕事を残しているのに、女性が男性より劣った者として遇せられているのは不合理である。欧米と同様に男女同権となるべきだ。女性に先ず参政権を与え、貞操も男子と同様に扱い、わけて家庭に於いて主婦の権を尊重すべきである。男子を生んだ女性をして男子より卑しくする勿かれ」と要約している。^(注2)

傍線で示したように、露風の主張と女権擁護会の会則に謳つた内容が類似していることから、露風はかたの婦人解放運動や女権擁護会の発信に響き合っているといえる。そしてかたの影響は次に述べるように露風の小説にも及んでいる。

(二) かたの婦人運動と自伝的長編小説「修道院へ」

小説「修道院へ」は四〇〇字詰め原稿用紙で一五〇枚程の自伝的小説である。現時点では草稿も見当たらないことから『三木露風全集第三巻』収録が活字化の最初といわれている。

今村忠純によると執筆年は不明であるが『我が歩める道』(昭和三年)所収の「修道院時代」「修道院を出て」に書かれている内容(大正九年から大正二年)が『修道院へ』の小説内時間と重なつていること、『修道院雑筆』(大正一四年)、『修道院生活』(大正一五年)、『神への道』(大正一五年)から「引用」されていることにより昭和

初期と推定される。また粗筋は、主人公の川村夏陽は東京築地の神学校を卒業した詩人牧師であり、かつて札幌の基督教会牧師であった。川村の故郷は兵庫県の播磨城内である。小説は川村夏陽がトラピスト修道院に来院、そこに吉富勉という青年が訪ねて来るというところから始まる。『修道院へ』には一〇のエピソード(物語)があり、読者はそのエピソード毎に川村夏陽の信仰に関する説教を聞くように書かれている。^(注2)

露風は、この小説に身近な人物をモデルにしている。たとえば祖父制と父節次郎を「死んだ彼の祖父は、其處の町の町長と銀行頭取とを兼ねてゐた。其れで其の祖父がみまかって十三年になり、教育家で多年他郷に出てゐた父は三年前に亡くなつたので、共に先祖代々の法事をすることにした」(三〇一頁)と描いている。先述したキリスト教社会運動家・社会改良家で貧しい人々の救済に励んだ加賀豊彦と思われる「靈的に貧民階級の生活改善」をめざす社会改良家と称する金井秀男を登場させている(三一五—三二〇頁)。

また小説に登場する婦人は一八人ほどのが、婦人解放運動に関わる婦人は三人である。その婦人たちは祖父や父と量的に異なるだけではなく、内容的に母かたの婦人解放運動の影響があるといえる書き方である。

① かたをモデルとした禁酒運動をする「吉波文子」

川村夏陽の門下の女性詩人だけで「紫陽花会」を組織し、夏陽を中心にして「愛の教の会」を作っている。婦人だけの同志で布教や慈善的な社会的施設をしたいという話が持ち上がり、慈善音楽会を開催する。音楽会の日に「愛の教の会」に新たな会員となつた婦人も來

る。婦人禁酒運動をする「吉波文子」である。

その文子は、街頭に立ち洋装姿でビラを配りする禁酒運動者として描かれていて、雨の日もみぞれの日も禁酒運動のビラ撒きをして戦ってきた母かたの姿を彷彿させる描写である。大正九（一九二〇）年一月一日、婦人解放運動の仲間と共に明治神宮大祭の群衆の中で禁酒運動のチラシを配っていた時、偶然通りかかった長男の道夫（カメラマン）がこの様子を撮影し「松竹キネマニュース」で上映されたと伝えられている。他にも「婦人参政同盟」で活躍した頃（大正一四年・一九二五年頃）の洋装姿の写真が残っている。露風は禁酒運動をするかたの姿と苦労を次のように描いたのである。

中国の或旧藩主の子爵の妻になつてゐる夏陽の詩の弟子の文子
（全集三巻、七七頁）
此の婦人は、禁酒女子運動を起したいと、其の時言ひ出した。
其の他の婦人は、大体に於て不賛成はしなかつたが、余り油が
のらなかつた。

文子は街頭に立つて、通行の人々に禁酒運動のビラを手渡してゐた。一寸変つた洋装の日本人が、渡してゐるので、普通のビラ撒きとは異なる印象を持つて、受け取ると直ぐ一日通して行く人が多かつた。翌日も彼女は同じ処でビラを渡してゐた。数日後、彼女は本所横綱のあたりに立つてゐた。其の日は雨が降つた。併し文子は少しも気にかける様子がなく、集まる人々に対して飲酒の害を熱心に話すのであつた。

『皆さん、私は自分の経験上から申し上げるのであります。私はどう云ふ者かと言ひますと、禁酒運動者で御座います。それ

で私は多年、夫が大酒する爲めに苦しんで来ました、めに、此様なことを信念を以て言ふのです。一体酒を飲む風習は、野蛮人より来たもので、後世是れを善用するやうになりましたが、依然として酒を飲むに伴ふ害をまぬがれる事が出来ません。酒は絶対に禁止すべきものであります。』と説いてゐると、群衆の中でも『やかましいことを言ふね。さう酒を禁じてしまつても困る』と言ふ者があつた。文子は、どんな批評にもめげず一寸そちらを見ただけで、猶話をつゞけてゆく。

『其れから、皆さんは、品性と云ふことをお考へ下さらなければなりません。即ち私たちは酒を過ごすことによつて、如何に、各自の品性を失ふかと言ふ点を思つて見なければなりません。

文子は斯様にして独り彼の禁酒運動を続けた。

（全集三巻、三五四頁・三五五頁）

② 飲酒の害・男尊女卑の酒乱の夫に苦しむ婦人・家庭

かねて信仰上の悩みを抱いて夏陽に会つて救つて貰いたいと思つてゐた婦人が東北から訪ねてきた。その婦人は左官の後妻となり一〇年間、先妻の子どもを育てながら夫の酒癖に苦しんでいるといふ。その婦人は、當時すべての女性に期待された「婦徳」を有していて「良妻賢母主義」の根幹である家族制度、封建的で男尊女卑の

生活に抑圧される女性として描かれている。

かたが設立した女権擁護会は、機関誌『女権』の「会則」に参政

権及び公民権の獲得と共に「男女平等の制度改革及び家庭の平和向上」を目的として掲げ、「信条」に「家庭を浄化し、万民の健康を保全せんがために、禁酒の実現を期す」と記している。

露風はかたの影響を受け、ここに飲酒の害、家庭における不幸、男尊女卑の例を具体的に描いたのである。

左官の後妻となつて、彼女は、もう十年も経た。併し彼女は、

後妻であつた為めに、先妻の遺しておいた子供を育て上げなければならなかつた。其れはよいとして夫は、時々亡くなつた妻のことを褒めるのであつた。さうして、彼女に当たる為に、心を苦しめることが多かつた上に、夫は酒癖があつて、毎日一升近くの酒を飲み、酒の上の乱暴をして、妻や子を打擲するのであつたから、子供は父を厭うて、外に飛び出すことも度びくで、近隣の人が、其れを見兼ねて、家に泊めると、翌日は、難題を持ちかけるのである。（中略）其婦人は、然う云ふ婦徳は、卑しい身ながら持つてゐる様である。其の上は、夫が、酒をやめると云ふことが問題を解決するにいことなのだが、其れも勧めて出来ないことならば、妻は、信仰によつて慰められなければならぬ。（全集三巻二八八頁）

に芳野という芸術家の夫人が加わり、次に挙げたような会話をした。そこには封建時代から理想とする女性像「貞婦烈婦」などの旧弊を打ち破り、愛による結婚を説く新しい婦人が登場する。

かたの最初の結婚は、本人同士の意思ではなく舅の意思で決められ、ある意味悲劇が生れた。節次郎とは愛があつての結婚ではなかつた。しかし二度目の結婚は、本人の意思による自由恋愛、自由結婚であつた。

露風が先述した「女性に教育について」で、情操教育のための男女共学制が必要とする理由に一つとして「理解なき結婚の破綻が屢々生ずるのである。理解なき結婚は、ただ事情とか性格とかいふ個人に属したものばかりでなく、大きく人生に関して不幸を招致するのである」（一一頁）と述べていたように、かたが婦人解放運動でめざした因襲・男女差別からの解放の問題、男女平等を象徴する愛による新しい結婚を描いたのである。

③ 愛による自由結婚を説く「新しい婦人」の芳野芸術家夫人
慈善音楽会の日が来て、花のような人々が多く集まつて來た。大きな華美な帽子をかぶつた西洋婦人なども見えた。門野子爵夫人と吉田という実業家夫人とが、資産はあるが趣味もない心通わぬ相手との結婚に踏み出さない国岡の御嬢さんについて話していた。さら

「さうですか、愛のない結婚なんでせう。それぢや駄目だわ。」「さうね。愛がなくてはね。」／「さうね。」と芳野は笑うふのであつた。／「昔なら愛の結婚なんて許さなかつたわ。」／「どうせ、旧弊なんて駄目よ。」／「さうね。まあ、あの時代では仕様がなかつたでせうよ。」／「だつて理は同じだわ。いつの時だつて人類は、愛によつて結婚すべきだわ。」「だいぶん新しいのね。併しあの頃は、貞婦烈婦を重んじたのですから、それは、さうだつたらうちやありませんか。」／「一体、昔の女つて、どんな気持のものなの。」／「夫と親に盲従することですね。併しね、あれで、なかく自己を、持つてゐたもの、やうです

よ。」／「よく持つてゐたものですね。一寸不思議なくらいなものですね。」／「そこが貞婦烈婦の所以でせう。さう云ふ教育を幼少の時から受けてゐるものですから、自然、如何なる苦難にも堪へて案外平氣で、夫や親に仕へつ、自分を失はなかつたのでせう。」／「さすがは子爵夫人ね。」／「まあ、さう云ふの。では、あなたは、さすがに新しい婦人ね。」と両方で笑ふのであつた。／S夫人は「一体あなたは、クリスチヤンの方でも新しい方よ。それだから、自由結婚を説いてゐなさるのだわ。少し時代がまだ早くはなくつて。」／「早いとかおそいとか云ふことは無視していいのよ。要するに愛の結婚であれば、それが親同志結んだのであつても、自由結婚であつてもいいのだわ。」

／「それは、わかつてゐるわね。あなたのは、すべて自由結婚と云ふのでなく、愛の原則に立つて、それが、親同志の話であつてもよいと云ふことですから、それなら、時代の如何を問はず尚早と云ふことは出来ない筈だわね。」／「さうよ。」と少し澄ました様に言つた。（全集三卷三五三頁・三五四頁）

おわりに

本研究は、露風には珍しい女性に関する三篇の評論を目にし、その発表が大正一二（一九二三）年と昭和二（一九二七）年であつたことの疑問からであった。「女性のために」と表題を付した「女性の地位に就て」と「女性の地位について」を発表した大正一二年は、母かたが小樽から上京して本格に婦人解放運動を開始し「婦人禁酒会」を結成、婦人参政権運動の諸団体が集結した「婦人参政同盟」に参加した年である。また「女性の地位を高めよ」は、かたが昭和

二年に結成した女権擁護会の機關誌『女権』に掲載されていた。このことから露風の女性に関する評論三篇は、母かたの婦人解放運動との関係が深く、その影響が及んでいるのではないかと推測し、また、そのことを自叙伝的長編小説にも広げたのであつた。

結論的には、露風は母かたの社会的・文化的男女差が生み出す差別や格差を認める因襲の打破をめざすという運動の理念や信条を理解して、女性解放の評論「婦人の地位に就て」と「女性の教育について」に取り入れ、女権擁護社の「会則」や「信条」に謳つた理念を「女性の地位を高めよ」に取り入れて婦人参政権の必要性を論じたといえる。

自伝的長編小説「修道院へ」においては、街頭に立ち禁酒運動のビラを配り続ける母の姿と苦労を「洋装の婦人」として描いた。また禁酒運動に関しては飲酒の害として夫の酒乱に苦しむ婦人・男尊女卑の家庭を描き、さらに婦人解放運動に関しては旧弊を打破し愛によつて結婚すべきと自由結婚を説く「新しい婦人」を描いたのである。

なお紙数の都合で、かたを主婦として家庭に縛り付けず、「新しい婦人」として活動させた、キリスト教的な社会主義思想を有する新聞記者であつた企救男の影響については触れることができなかつた。

謝辞

本稿は、令和六年度科研費の助成を受けた「三木露風の未公開作品と資料の整理・公開及び露風の再評価に関する発展的研究」によるものあり、令和六年六月二三日鳥取市で開催した科研費シンポジ

ウム「三木露風没後六〇年露風誕生日に論じる新たなる碧川かた像
—母のふるさとから発信—」における基調講演「三木露風の女性論
—母碧川かたからの影響—」を基に加筆したものです。記して深く
お礼申し上げます。

また本研究にご協力いただいた（公財）童謡の里龍野文化振興財
団「霞城館」、三鷹市スポーツと文化部芸術文化課、賀川豊彦記念
松沢資料館、碧川かた研究会（鳥取市）に感謝申し上げます。

なお、「婦人公論」に掲載の問題は、「東アジア日本語教育・日本
文化研究学会」（八月二三日・新羅大学）で口頭発表してあり、追つ
て別稿を用意する予定です。

注

- (1) 三木露風「私が文学に志した初め」「我が歩める道」厚生閣
書店、昭和三（一九二八）年、二二頁
- (2) 三木露風「私の母に就て」『西播磨新聞』昭和二（一九二七）
年一二月二九日付
- (3) 注2に同じ
- (4) 三鷹市所蔵、大正□年□月一四日、封書、巻紙、墨書
- (5) 後藤新「近代日本における禁酒運動——一八九〇年東京禁酒会
の設立まで——」『法政論叢』第五五卷、令和一（二〇一九）年、
一五・二八頁
- (6) 堅田清司編「碧川企救男小伝（付妻かたの活動）」『碧川企救
男論説集』昭和四八（一九七三）年、非売品
- (7) 安部宙之介「露風の『赤とんぼ』の母」『三木露風研究』日
本図書センター、昭和五八（一九八三）年、一五九・一七一
- (8) 霞城館所蔵「かたのメモ」、株式会社新東宝の原稿用紙、墨
書（新東宝は昭和二三年・一九四八年四月に設立、昭和三五
年・一九六一年倒産、かた七七歳以降執筆と推定。かたの息
子道夫は映画カメラマン、娘婿内田吐夢は俳優・映画監督）
- (9) 牧野伸造「街を明るくする人」『火の柱』三五号、昭和一二
（一九四八）年四月五日、八頁
- (10) 『火の柱』第四〇号、昭和五（一九三〇）年二月二〇日付
- (11) 住吉四三三「雅やかな古都に会して」賀川豊彦追悼集『神は
わが牧者（賀川豊彦の生涯とその事業）』クリスチャン・ゲ
ラフ、昭和三五（一九六〇）年、七七・七八頁
- (12) 『日本新聞年鑑』大正一三（一九二四）年、三七頁
- (13) 碧川かた「何故に参政権が得たいのか」「禁酒の為め」「女権」
創刊号、昭和二（一九二七）年三月、二二一・二三頁
- (14) 注8に同じ
- (15) 海野福寿「婦人参政同盟と明治大学専門部女子部」『明治大
学専門部女子部・短期大学と女子高等教育』明治大学短期大
学史編集委員会編、平成一九（二〇〇七）年、五六・六一頁。
明治大学に関しては同書による。
- (16) 湯川次義「大正期における女性への大学門戸開放——大正二
（一九二三）年の東北帝国大学の事例とその後の展開——」『教
育学研究』六一卷二号、一九九四年六月、六頁。女性への大
学門戸開放史は同論文による。
- (17) 注16に同じ
- (18) 与謝野晶子『女人創造』白水社、大正九（一九二〇）年、

一〇六・一〇二頁

第六一卷二号、平成六（一九九四）年六月

(19) 「旧約聖書」（一九五五年改訳）『聖書』 日本聖書協会、昭和五七（一九八二）年

(20) 注2に同じ
(21) 安部宙之介「露風の『赤とんぼ』の母」『三木露風研究』（増補版）日本図書センター、昭和五八（一九八三）年、一六五頁

(22) 今村忠純「三木露風の小説」『国文学解釈と鑑賞 特集三木露風の世界』平成一五（二〇〇三）年一一月、一五六・一五九頁

参考文献

安部宙之介『三木露風研究』日本図書センター、昭和三九（一九六四）年

天野正子「第一次大戦後における女子高等教育の社会的機能」『教育社会学研究』第三三集、昭和五三（一九七八）年九月

天野正子「婚姻における女性の学歴と社会階層—戦前期日本の場合—」『教育社会学研究』第四二集、昭和六一（一九八七）年九月

木村涼子「婦人雑誌にみる新しい女性像の登場とその変容—大正デモクラシーから敗戦まで—」『教育学研究』第五六卷四号、平成一（一九八九）年一二月

長嶺敬子「碧川カタとその子三木露風のこと」『歴史散歩』（茅ヶ崎地区歴史散歩の会会報）第七号

湯川次義「大正期における女性への大学の門戸開放—大正二年（一九一三）年の東北帝国大学の事例とその後の展開—」『教育学研究』

明治大学短期大学史編集委員会編『明治大学専門部女子部・短期大學と女子高等教育』ドメス出版、平成一九（二〇〇七）年

（財）霞城館編『図録 三木露風生誕一二〇〇年記念 赤とんぼの母露風と碧川かた』平成二二（二〇〇九）年七月

木村涼子『〈主婦〉の誕生 婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館、平成二二（二〇一〇）年

角秋勝治『鐘は既に鳴れり—碧川かたとその時代—』（上・下）中央印刷、平成二四（二〇一二）年一二月

和田典子「表現することで獲得していく女性の権利—碧川かたの生き方と雑誌『女権』を軸に—」『翰苑』一〇号、平成三〇（二〇一八）年一〇月

後藤新「近代日本における禁酒運動—一八九〇年東京禁酒会の設立まで—」『法政論叢』第五五卷（一）、令和一（二〇一九）年

後藤新「一般社団法人日本禁酒同盟より寄贈された資料について」『武藏野大学政治経済研究所年報』第一八卷、令和一（二〇一九）年

碧川かた研究会編『前進—〔決定版〕碧川かたの生涯—』、小取舎、令和五（二〇二三）年

江戸時代前期の菩薩揚・菩薩祭をめぐつて

鍋本由徳

はじめに

以前、著者は江戸時代における唐人と町人との関係について、一七世紀を中心とした唐通事たちの役割や、一八・九世紀における唐人踊を素材とした唐人文化について小稿で論じたことがある⁽¹⁾。特に前者では、事例として明・清の交替と鄭氏の動向が、長崎奉行や唐通事たちの活動にどのような影響を与えたのか、その一端を考察した。唐通事たちは、長崎に入港した船の乗組員らの要望を長崎奉行へ伝えるとともに、必要に応じて独自の判断で動いていた。彼らの要望を和解するか否かを決めていた。東アジアにおける明から清への王朝交替は、のちに鄭氏が江戸幕府へ救援を要請するなど、決して小さなできごとではなかつたが、長崎へ入港するいわゆる唐船をめぐり、明側・清側を問うものではなかつた。詳述するまでもなく、唐船は公式の交易船ではなく、あくまでも私貿易として来港していたからである。とはいっても、唐船の乗組員にとつては、乗船者が明側か清側かは無視できない問題であつた。

唐人をめぐる研究は、いわゆる唐人貿易に着眼点が置かれることが多く、唐人の生活の点では、貿易のなかで起こる犯罪や騒動をめ

ぐる長崎奉行所、長崎奉行の職務に関する分析などがある⁽²⁾。

唐人文化をめぐる研究では、主に黄檗宗の僧を中心とした文化研究や、唐人屋敷での歌舞音曲をめぐる分析がみられる。唐人あるいは唐人文化をめぐる研究では、『長崎名勝図絵』『長崎古今集覽』などの地誌に記された情報をもとにしながら論じるケースが多いようである。また、史料的制約が影響するためか、論ずる時期も十九世纪が多い。著者が以前、唐人番などの記事から論じた唐人文化も、主に寛政から天保年間にかけてのものであつた。そのなかで、元禄・宝永期を中心とした江戸時代前期については十分に検討をしてこなかつた⁽³⁾。

長崎の文化に関しては、全般的に江戸時代前期を遡つてみても、享保以前の記事はほとんど残されていない。元禄十四年(一七〇二)に起こつた長崎の大火により、当時の記録などが多く失われたことも影響しているのであろう。いわゆる由緒書に書かれている江戸時代前期の言い伝え、『延宝版長崎土産』などの草紙物などをもとにして語られることはあるが、それ以外の記述は意外と少ない。

ところで、長崎に住む唐人と日本人との接点を知ることのできる同時代史料はそう多くない。いわゆる日記形式となつてゐるものとして、①『唐通事会所日録』⁽⁵⁾、②『唐人番日記』⁽⁶⁾、③『唐人番倉田氏

『日記』⁽⁷⁾などと称されるものがある。それぞれ対象となる時期は、①は元禄から正徳年間、②は寛政前後、③は享和年間から文化年間である。これら史料群の時期が重ならず、記述主体は唐通事と唐人番と、役職が異なっている。このことから、役務日記としてみた場合であっても、記事の内容に同質性があるとはいえず、記述内容の連続性の点でも少々厄介といえる。

『唐人番日記』や『唐人番倉田氏日記』は唐人番の記した記録である。唐人番は唐通事と異なり、唐人屋敷に出入りする者の検査などをおこなうことが主たる業務である。二ノ門を出入りする日本人、唐人踊などの行事についての記述が散見される。

他方、『唐通事会所日録』は唐通事が書いた日録の総称であるが、

記録が残っている時期には唐通事会所は設置されていない。唐通事の役所で書かれたものである。唐通事は通訳を主たる業務とし、そ

の他に交易品の鑑定、唐船や唐人の管理などをおこなっていたこと

から、交易全般にわたり関与していた役職でもあった。よって『唐通事会所日録』では唐船との交易の手続きや、長崎奉行との交渉の有無をはじめ、奉行所とのつながりについては詳細に記される。交

易が彼らの日常活動であるが、文化交流の観点では、唐人の文化的活動に触ることはほばなく、交易以外の日本人との交流についてもほとんど記されていない。

とはいっても、先述したように、江戸時代前期の唐人と日本人との関係については必ずしも整理されているとは言いがたい。よって、簡単ではあるが、江戸時代前期に限定した事例を示すことは無意味ではないと考え、『唐通事会所日録』に記された唐人と和人との文化的交流、唐三ヶ寺における菩薩揚や菩薩祭についてまとめてみること

とにしたい。

一 交流の前提 —唐人屋敷設置前の唐人—

唐人屋敷が建設される前の時期、住宅唐人と呼ばれた唐人、帰化した唐人たちが、比較的自由に長崎内を移動し、日本人と交流していた。

『唐通事会所日録』は寛文年間からの記事が残され、『唐通事会所日録』が残される前の時期において、日本人との具体的な交流がわかるものが数件残されている。その前提として注目したいものは、寛文十二年（一六七二）二月五日の傾城（遊女）に関する法令である。⁽⁸⁾

【史料一】

条々

一不審成者雖一夜仕間敷事、

一傾城買候男一夜宛にて帰可申候、日夜つゞけ置申間敷事、

一日本人へ傾城売候者當座にあげ錢取可申事、但、異国人之儀は一ヶ月迄は相対たるべき事

一傾城を切候男其女之生死にかまひなく男は死罪に行ひ町口に可梶首候事

一傾城年季明候以後非文申懸暇之儀於令難渋は可為曲事事

子二月五日

【史料一】は、傾城、いわゆる遊女に関する法令である。まだ唐人屋敷が出来る前、遊女に對する揚銭について、「日本人に對してはその場での支払であるが、外国人（この場合はオランダ商館関

係者、唐人関係者に相当する)に対しては、「一ヶ月までは相談の上で」となっていた。この違いが発生した理由については未詳である。⁽⁹⁾

寛文十二年二月には銀屋町善吉が遊女を殺害し、自身も自害した事件が起り、見せしめとして自害した犯人は丸山町の入り口で三日間の梶首となつた事実がある。⁽¹⁰⁾ この出来事から、先の法令が厳格に適用されていたことがわかる。寛文年間において明確に示すことができる具体的なできごとは以上である。

その後、天和二年(一六八二)八月十一日、唐船漕手と遊女屋主人がトラブルをおこしている。⁽¹¹⁾

【史料二】

一右同戌八月十一日夜、寄合町ニ而東寧船こくしや轡と喧嘩致し、散々唐人を打擲仕候。左候て、翌日年番通事林道栄方迄相届つれ参候、其後唐人船頭共腹を立、轡之仕様悪敷由ニ而、其時分唐船式拾式艘參居申候。此唐人共申合、老人ニ而も丸山江參候者有之ば、過怠銀、船頭ハ三貫目、さいふう式貫五百目、客ハ式貫目、こくしやハ五百目出可申由申定、同十二日之夜より丸山口唐人を番に附置申候。依之、両町之轡共きもをつぶし、林道栄方江再三御理り申入、漸々唐人共へ合点致させ、八月廿日之夜より唐人共申候事。

この事件も、唐人屋敷が完成する前のできごとである。この事件は轡、つまり遊女屋主人が唐船漕ぎ手人と喧嘩をしたことに腹を立てた唐人たちが、遊女町である丸山町へ入ろうとした唐人たちから罰金を払わせようと唐人の門番を立てたとの内容である。

遊女屋が唐人から罰金を徴収するのではなく、なぜ唐人たちが罰金を取るのであるか。史料には明確な理由が書かれていません。「両

町(丸山町・寄合町)之轡共きもをつぶし」とあることから、客となるはずの唐人たちの入場を、唐人が阻止していたことから、遊女屋主人が揚銭を得ることができないよう仕向けた、いわば報復ということになろう。

唐人たちは多くの船を長崎に送つており、順治十八年(一六六一年 和暦で寛文元年)、清朝による遷界令の影響で、唐船の長崎入港数が急激に減少していった。日本乞師が終わる延宝年間には年間二十艘(三十艘程度)にまで落ち込み、事件のあつた天和二年は二十六艘に留まつていた。

天和元年が九艘と極端に長崎入港が落ち込んだ年であることから、唐人行の遊女の揚がりが少なかつたことは想像に難くない。唐人たちが遊女たちの主たる収入源であったのであれば、来航数が前年に比して増えた天和二年は、収入の回復を見込めたはずである。しかし、唐人たちの怒りを買ひ、唐人が遊女町へ行くことを唐人自身が「過怠」として扱つたこの一件は、遊女屋主人たちにとり、二年連続の大きな損益になることを意味したのである。

二 元禄前期における菩薩祭の様相

本節では、『唐通事会所日録』の元禄期に納められた記事をみていただきたい。唐人屋敷完成後から、唐人にに対する規制が少しずつ厳しくなる。『唐通事会所日録』は寛文(正徳)年間のころの日記的な史料であるが、時系列に沿つて書き継がれてきたものではない。そのため、年月が錯綜するところもあれば、大きく欠落している月や年もある。

表 寛文～正徳年間における唐人文化に関する記事年表

年代	できごと	出所
寛文 9 年 8 月 24 日	菩薩祭用菓子の製作	日録一
元禄 2 年 正月晦日	唐人屋敷完成後も、唐船入船時の料理人については十善寺村の者へ依頼されたいとの願い	日録三
元禄 2 年 正月 15 日	唐人に対する規制 ※祭礼などは定めていない	日録三
元禄 2 年 正月 28 日	媽祖を法度の通り、唐寺へ納める	日録三
元禄 2 年 2 月 17 日	遊女達が唐人屋敷を見物する	日録三
元禄 2 年 2 月 22 日	屋敷ができる間もないため、唐人の唐寺参詣を認めない	日録三
元禄 2 年 4 月 21 日	長崎奉行松平忠房が唐人屋敷を見物する	日録三
元禄 4 年 3 月 21 日	菩薩祭の実施を願い出、後日許可される	日録三
元禄 4 年 9 月 11 日	唐人屋敷内の土神石殿建立が許可される	日録三
元禄 4 年 11 月 14 日	菩薩祭にともない、哨吶仲間へ銀が分配される	日録三
元禄 6 年 2 月 4 日	帰国時に媽祖を船に戻す	日録三
元禄 6 年 8 月 20 日頃？	媽祖を船頭へ渡し、唐人屋敷へ納める	日録三
元禄 6 年 8 月 21 日	菩薩揚を唐通事が西役所へ報告する	日録三
元禄 7 年 6 月 29 日	生類憐れみ令の発布	日録四
元禄 8 年 5 月 2 日	媽祖を船に戻す	日録四
元禄 8 年 5 月	唐人屋敷格式決定 6 カ条（遊女あり）	日録四
元禄 11 年 3 月 19 日	菩薩祭、崇福寺参詣願いが出され、後日許可される（23日に実施）	日録五
元禄 12 年 3 月 22 日	福濟寺他への参詣願いが出され、許可される（翌日実施）	日録五
元禄 12 年 4 月 14 日	勘定奉行荻原重秀・目付林忠和らが唐人屋敷を巡見し、歌舞音曲を鑑賞する	日録五
元禄 12 年 9 月 7 日	旧例の通り、諏訪大社神事祭礼への拝礼がおこなわれる	日録五
元禄 14 年 7 月 4 日	唐寺での施餓鬼供養の願いが出され許可される	日録六
元禄 14 年 8 月 9 日	唐人屋敷施餓鬼が翌年以後の開催について願いが出される	日録六
元禄 16 年 8 月	福濟寺・聖福寺への寄進について、多額の場合許可しない	日録六
元禄 16 年 9 月 23 日	福濟寺・聖福寺へ寄進される	日録六
元禄 16 年 10 月 25 日	福濟寺・聖福寺への寄進は翌年も継続して許可される	日録六
宝永 2 年 7 月 23 日	崇福寺での菩薩祭において音曲を禁止する	日録七
宝永 2 年 12 月	唐人屋敷内でのたばこ吸引を禁止する	日録七
宝永 3 年 5 月 22 日	屋敷内での施餓鬼が実施される	日録七
宝永 3 年 5 月 22 日	土神堂への寄進について許可されない	日録七
宝永 4 年 3 月	土神堂への寄進については、唐三ヶ寺の支配とする	日録七
宝永 4 年 9 月	大村藩主大村純尹が唐人屋敷を巡見する	日録七
宝永 4 年 12 月	唐寺への寄進額を翌年から制限する	日録七
宝永 5 年 2 月	唐人屋敷への規制を強化する	日録七
宝永 5 年 2 月 27 日	寄進に対する唐寺からの返礼は倭物に制限する	日録七
宝永 5 年 3 月 19 日	唐人が媽祖を聖福寺へ送ったことに対して、唐三ヶ寺が抗議する	日録七
宝永 5 年 3 月 24 日	長崎奉行が聖福寺を含めた4か寺で媽祖を預かることを指示する	日録七
宝永 5 年 4 月 1 日	唐三ヶ寺・聖福寺・大徳寺へ供物の件について通達する	日録七
宝永 5 年 4 月 18 日	福濟寺が執行予定であった菩薩祭を不許可とする	日録七

宝永5年4月23日	唐人の菩薩祭の見物を禁止するが、唐寺による執行は自由とする	日録七
宝永5年4月27日	土井利益が唐人屋敷・歌舞見物する	日録七
宝永5年8月19日	聖福寺への媽祖預けを禁じる	日録八
宝永5年8月	長崎奉行が、今後の菩薩祭は唐三か寺で執行すると指示するが、聖福寺が承服しない	日録八
宝永6年5月19日	唐人屋敷における昼と夜の祈禱・施餓鬼執行を願い出る	日録八
宝永6年10月2日	長崎奉行らが唐人踊りを見物する	日録八
宝永7年5月	旧例の通り昼・夜の祈禱施餓鬼を願い許可されるが、西役所から夜間不許可を通達される	日録八
宝永7年6月1日	指示通り、昼のみ施餓鬼を執行する	日録八
正徳2年4月8日	唐船船員が、唐三ヶ寺への参詣を願い出て、翌日許可される	日録九
正徳2年4月10日	船員が唐三ヶ寺を参詣する	日録九
正徳3年10月23日	福濟寺を修復するための唐人による寄進の願いが許可される	日録九
正徳4年正月16日	福濟寺を修復するための寄進や安禪寺への寄進の願いが許可される	日録十
正徳4年正月28日	唐人屋敷における土神宮の再興祈禱を執行する	日録十
正徳4年2月8日	船員たちが崇福寺・福濟寺を参詣する	日録十
正徳4年2月20日	平戸藩主松浦肥前守が唐人屋敷を巡見する	日録十
正徳4年3月	船員が八朔御礼の帰路、大光寺・清水寺・諏訪神社・松森天神社に参詣する	日録十
正徳4年3月12日	船員が諏訪神社へ奉幣を請い、翌日許可される	日録十
正徳4年3月16日	唐船船員が福濟寺修復へ寄進、新地土地神への寄進、諏訪奉幣を願い出る	日録十
正徳4年3月17日	唐船船員が大光寺へ奉幣を願い出て、翌日許可される。	日録十
正徳4年3月19日	大光寺へ礼物	日録十
正徳4年3月22日	唐人が諏訪神社を参詣し、さらに伊勢宮などへも参詣する	日録十

注) 本表は『大日本近世史料 唐通事会所日録』(表中では「日録」) 1~7をもとに作成した。

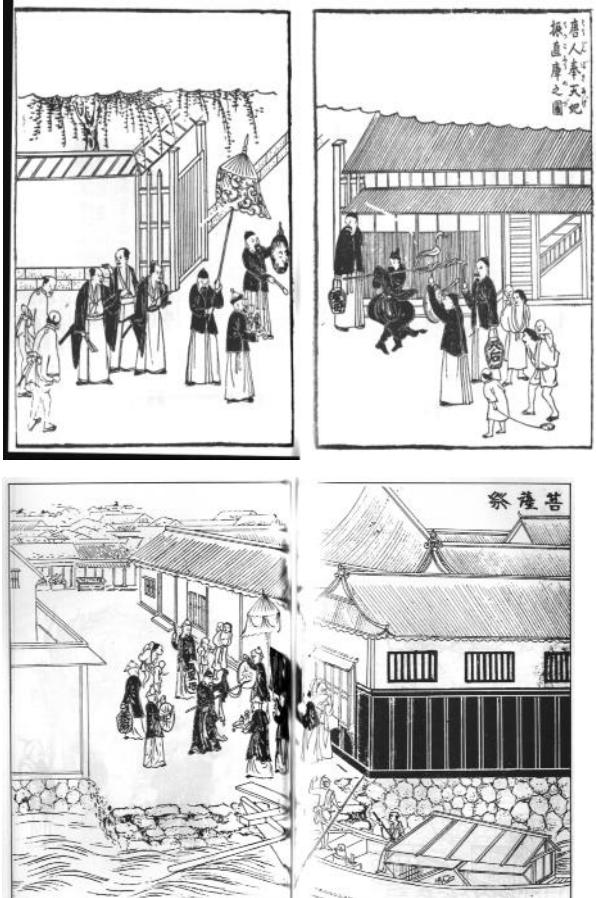


図1 『長崎名勝図絵』 奉天妃揚(菩薩揚)

図2 『長崎古今集覽名勝図絵』 菩薩祭

れたの法令⁽¹²⁾では、「番所に女人差置候儀、堅令停止、諸用事無之者寄合、酒宴、遊興、博奕、總而賭之諸勝負一切仕間敷事」とあるように、女性を番所に入れることを禁止するとともに、いわゆる博打を禁止している。元禄二年には、よく知られているように、唐人屋敷に入れる女性は傾城に限定され、また唐人たちは自由に長崎の町を歩くことはできなくなつた。

唐人が外出するためには必要な手続きは、唐通事を介して長崎奉行へ願い出て、許可を受けることである。一方、日本人が唐人屋敷へ入る際も決して自由ではなかつた。特段の用件がない限り、地役人であつても唐人屋敷へ入ることはできない。その門番となるものが唐人番である。

元禄二年、唐人番の新規召し抱えについて、老中戸田忠昌の許可を得た時、「唐人入置候閑門之上番式拾人」とあるように、当初二十名が唐人番として任命された。その年に交易をめぐる輸出入制限や、入港時の手続き、制禁の品を密輸、抜荷した場合の処罰などは厳格に適用されているが、「唐通事会所日録」を通覧すると、行事関係については必ずしも統一した見解が出されず、その方針を遵守されることではなく、長崎奉行の裁量により、大きくブレている。

唐船入港時の菩薩揚について、ここでは参考として、江戸時代後期に描かれた『長崎名勝図絵』⁽¹⁴⁾や『長崎古今集覽名勝図絵』⁽¹⁵⁾に描かれた菩薩揚の様子を右ページに掲げた。見物客もおらず、船員が列を作つて行列している様子もうかがえない。これをみると少人数で

唐人屋敷が完成する前年、元禄元年（一六八八）十一月に出さ

ささやかに実施されていることがわかる。この状況について、江戸時代後期の地誌ではどう説明されていたのであろうか。『長崎名勝図絵』の説明をみると、「唐人こと／＼館内にうつりゆきて船中の神像を護ること能はざるを以て南京寺^寺興福寺^寺福州寺^寺崇福寺^寺漳州寺^寺福濟寺^寺の三箇寺に輪番を捧げゆき」とあるが、「聖福寺も唐寺なれどもぼさあげには與からず」と、唐寺ではあつたが、三ヶ寺同様の扱いにはなつていなかつた。

『唐通事会所日録』をみると、元禄二年閏正月二七日条に「手廻り并唐人共も不残構江入申候。ぼさハ唐寺江遣し申候」、翌日「唐人ハ構江御入、明唐船ハ宿町江御預ケ、尤ぼさも唐寺江被遣候、昨日の御式法之通ニ御座候」とあり、特に寺名は記されず、唐三ヶ寺に限定していたことはうかがえない。

媽祖像をめぐつては、唐寺で大きな行事である菩薩祭がおこなわれる。この菩薩祭について元禄四年三月の条に次のように書かれている。⁽¹⁸⁾

【史料三】

一、同三月廿一日、御伽羅直組之序と、対公・仁公・藤治公三

銀子出し申義^ニ候へ共、當年^ヲ船頭共も申合、せめて唐寺^ニ而^ニ成共賑^ニ祭申度由、尤經讀・銛り物・齋・非時之入目も大分之義入申段、兼而船頭共も存罷在候故、右之通願申段申上候へハ、武兵衛殿被得御意候而、左候ハ、願之通祭らせ可然よし被仰渡候、右ぼさ祭御赦免被成候付、則結香三公方迄申遣、諸船頭共へ申渡候、

一、唐三ヶ寺住持衆年番方江呼寄候而、今日御赦免被為成候ぼさ

祭之儀申渡候、來ル廿三日ニハ一日一夜之祭、晝ハぼさ祭、夜ハ經讀致させ申筈^ニ候、但春船ハ興福寺、夏ハ崇福寺、秋ハ福濟寺にて申筈^ニ相候。

これをみる限り、元禄時代にはすでに唐三ヶ寺にて、春（三月）は興福寺、夏（七月）は崇福寺、秋（九月）は福濟寺と、持ち回りで菩薩祭をおこなつていたことがわかる。

【史料三】

このことについて、「興福寺之祭前ニハ南京内通事與頭衆支配被致、諸事銛り物等之裁判可被仕候、崇福寺之時ハ福州與頭、福濟寺は漳州與頭、掛り／＼之支配ニ仕候而」と、それぞれの寺にはそれぞれ帰依する諸州の船があり、春は南京船・興福寺、夏は福州船・崇福寺、秋が漳州船・福濟寺と、輪番になつていた。『長崎名勝図絵』に書かれている「ちかごろ」とあるが、十七世紀末にはすでに輪番になつていた。

この時の菩薩祭が久しぶりのものであり、現地のチャルメラ吹き四名も渡世が成り立たなかつたため、今回の菩薩祭に参加したいとの意向が出された。⁽²⁰⁾

【史料四】

内々ちやるめいらふき中間四人有之候。則此者共も近年ハ町屋にてぼさ祭無之付、渡世しかね申候由歎申候^ニ付き、今度唐寺^ニ而^ニ祭り有之候付、此間中間相談之上ニ而^ニ申合候^ニ付、下筑後町ニ居申候庄左衛門と申者呼寄せ候而、年番兩人にて申付候ハ、此間ちやるめいら之渡世無之付迷惑仕候由申來候、然ハ今度構之唐人共、來ル廿三日ニぼさ祭を願、興福寺^ニて祭申筈^ニ候、責^ニケ様之時分ニ成共少合力ニも罷成候様^ニと存候間、則

中ヶ間四人之者、來ル廿三日ニハ早天々興福寺へ相詣、一日一夜ちやるめいらをふき、随分相勤可申候、夫とても合力銀ハ大分ニ而無之、少斗之便りニも可罷成候間、其分心得可申候、但ちやるめいらふきハ四人ニ訴状ニ書付有之候、此外は太鼓・どらた・き申候役人共、も中間ニて候歟、若重而衆中ニ而候、前廉々渡世に仕候など、申候而來ル者於有之ハ、四人共ニ心付不仕苦に候、彌餘ニ中間無之候哉と尋申所ニ、庄左衛門申候ハ、四人之外ニハ無御座候、太鼓うち、どらた・き申候者ハ、我々共々雇者ニ而御座候、前廉々其通りニ仕來り、脇々壹人ニ無之段申候、右之通申付候ニ付、忝由申、罷歸候、

ここに登場するチャルメラ吹きが日本人であるのか唐人であるのかは未詳であるが、筑後町の庄左衛門を呼び出し、唐通事の林氏・彭城氏から庄左衛門へ指示を出していることから、日本人のチャルメラ吹きと思われる。唐人屋敷が完成した時、唐人たちは唐寺参詣を止められていたことから、菩薩揚や菩薩祭も実施できなかつた。それ以前は、唐人と日本人とが協同して菩薩祭をおこなつていたことが想起される。

三 元禄後期から宝永期における菩薩祭の様相

本節では、元禄後期、宝永期における菩薩祭に対する姿勢の変化についてまとめていく。

元禄期の菩薩祭について、唐三ヶ寺の輪番であつたこと、春・夏・秋でそれぞれ担当する寺が決まつていたことを前節で触れたが、元禄後期には、そのローテーションに変化があつた。

元禄十一年（一六九八）三月、つまり春の菩薩祭をめぐり、担当する寺は興福寺ではなく、崇福寺であつた。また、この時は「在地之諸船頭共、式拾八艘連判にて」とある通り⁽²⁾、二十八艘にわたる唐船の船員たちが上陸し、菩薩祭に参加し、崇福寺参詣を長崎奉行へ願い出ていた。このことについて、年番唐通事に対して願いの通りに許可する旨が願いが出された翌日に伝えられた。さらにその翌日の記事には次のようにある。⁽²⁾

【史料五】

一、同廿一日、明後廿三日於崇福寺ニ船神祭禮ニ付、壹艘ニ付五人宛御出被下候様ニと願書差上申候所ニ、願之通御赦免被遊候、扱又唐人とも御出し被成候上者、寺ニ而緩々と被召置被下候様ニと奉願候段申上候所ニ、此段も被仰合候、唐人共願之通緩々居申候様ニと被仰付候、且又此度唐人共御出し被成候事、町儀ニ而も無之、唐人共私用ニ御出し被成候付、御檢使迎之儀も、詰番三拾人組内通事共差出し申候而ハ如何可有御座哉と伺申候所ニ、尤に被思召候、成はと其通ニ仕候様ニと文右衛門々立々被仰渡候、西江も唐人共願之段、立山同前ニ申上候所ニ、御聞届被成候、立山々被仰付候通ニ仕候様ニと被仰渡候、

この崇福寺参詣については、唐人の「私用」であり「町儀」でないことから、唐人屋敷にかかる役人が多数詰めることになつた。唐人合計一四〇名の参詣に対しても、檢使として、三拾人組の通事、番人、目付、中間、稽古仲間、内通事組頭、詰め番通事をはじめ、非番の者も残らず、出ることになつた。唐人屋敷が建設されたあと、菩薩祭は徐々に大規模になり、大勢の唐人たちが唐三ヶ寺に参詣し、それに対しても唐人屋敷に関わる地役人たちの負担も大き

くなつていつたのである。

そのようなことが続いたためであろうか、宝永二年（一七〇五）七月の菩薩祭において次のような指示が出された。⁽²³⁾

【史料六】

一、當月廿三日、崇福寺ニ而船神祭禮之筈ニ御座候、然者、只今

時分町中江も物靜に被仰付候砌ニ而御座候ニ付、何ほどニ可仕候

哉と西へ御伺申上候へハ、唐人とも祭禮之事ニ候間、彌當月ニ為致可申候、乍然、樂などハ無用ニ仕、まねかた斗仕候而も可然よし被仰候、依之、立山江節右衛門罷出候而御付届申上候所ニ、御聞届被成候由被仰候、尤崇福寺江も右之様子早速申達候

菩薩祭での規模が大きくなつたことにともない、唐人たちの奏でる音楽も大きくなつていたのであらうか。長崎の町において「物靜かに仰せ付けられ」てゐる状況のなかで、長崎奉行からは、「鳴り物については真似だけでよいのではないか」とのことと、音楽演奏については禁止されることになつた。

元禄前期に出てきたチャルメラ吹きは、生活が成り立たなくなつたことが要因となつて、僅かの給金ではあつたが菩薩祭へ出ることが認められるようになつた。ここで改めて鳴り物を制限するようになれば、彼らの生活は再び困窮することになる。チャルメラ吹きについては、地誌のなかで紹介されることがあるが、生活実態については未詳である。

宝永五年（一七〇八）になると、唐人屋敷における生活への規制が厳しくなつていつた。長崎奉行永井直允と別所常治は、唐人屋敷での商売をはじめ、役所も知らないような事象が多く無作法な行為が目立つてきたことから、唐人屋敷での規則改正に着手した。具体

的には、乙名・組頭をはじめとした唐人屋敷役人の職務の細則、さまざまな商人を商品別に人数と商売方法を定め、制禁品の確認、

内通事の職務などに関するものである。

その同じ年に日常生活のみならず、唐人にとって重要な年中行事であつた菩薩祭をめぐる問題が発生した。⁽²⁴⁾

【史料七】

一今日拾壹番船之ぼさ船頭願ニ付而聖福寺江遣申候、依之、三ヶ寺看坊年番方江被參、古來も三ヶ寺之外ぼさ堂とても無御座、脇江參可申様無御座候、此儀者如何仕たる様子ニ而有之候哉と被申入候、

菩薩揚の後、唐三ヶ寺へ納められるはずの媽祖像が、聖福寺へ持ち込まれたことにより、興福寺・崇福寺・福濟寺の三ヶ寺が抗議したことから問題が始まる。この抗議に対して長崎奉行が下した判断は次の通りである。⁽²⁵⁾

【史料八】

一聖福寺々龍門被參候而被申聞候者、今朝立山御屋敷ニ而被仰付候者、先頃拾壹番船荷役仕廻ニぼさを聖福寺江船頭願ニよつて遣候、聖福寺儀唐人方より縁銀をも受納仕、殊ニ寄進物とてても三ヶ寺同前ニ仕事ニ候へハ、向後とてもぼさも四ヶ寺へ⁽²⁶⁾當分ニ遣可申候間、左様ニ心得候様ニと被仰渡候ニ付、御請申上候由付届有之候、

奉行の判断は、今後、媽祖は聖福寺を含めた四ヶ寺で預かるにせよとのことであった。唐三ヶ寺がそれぞれ南京・福州・漳州の人たちによる帰依があつたことに対し、数は少なかつたが廣東から来た船員たちが帰依する寺がなかつた。そのことから作られた寺が聖

福寺である。

媽祖像を四ヶ寺に納められたことが認められたとはいえ、唐人の祭祀である菩薩祭については規制がかかった。四月十八日には、福濟寺で実施されるはずであつた菩薩祭の挙行が長崎奉行の判断によつて認められなかつた。さらに「向後ぼさ祭唐人寺へ参詣仕候儀御止被成候由」と、唐人が菩薩祭に参加することも禁止されたのである。⁽²⁵⁾八月になると、その菩薩祭をおこなう寺となつた聖福寺をめぐり、再度争いごとになつた。⁽²⁶⁾

【史料九】

一同^(八月)十九日、西ニ而郷右衛門殿ム藤七・次兵衛罷出候序ニ被仰付

候者、聖福寺ヘぼさ遣來候ヘ共、向後之船者聖福寺ヘぼさ遣候儀無用ニ可仕之旨被仰渡候、

一右之序ニ被仰付候者、唐三ヶ寺ニ而ぼさ祭仕來候得者、當年

唐人ハ御出し被成さる故、ぼさ祭相止候様ニ有之候而者如何敷候間、ぼさ祭之節者、唐人代ニ通事中間ム例之通參詣可仕候、尤ぼさ祭之儀者寺々勝手次第之由被仰候、此段御意ニ而者無之候、御内意被仰聞之旨被仰候、

……（中略）……

一同廿五日、西々市郎兵衛・藤七・次兵衛御用之由ニ而早朝御呼
被成候ニ付、早速同道仕罷出候處ニ、郷右衛門殿御出被成候而、昨日九拾八番船之ぼさ唐人共願之由ニ而聖福寺江遣し、此段者去十八日御立合之上ニ而、其方杯被召出、ぼさ之儀、向後三ヶ寺斗ニ遣、聖福寺ヘハ遣し不申様ニと被仰付候處ニ、中間江者不申渡候故、罷出候通事も存不申、聖福寺江遣申候、上々被仰付候儀、疎ニ仕候段中々御服立被遊候、此段ハ急度被仰付苦候

へ共、此度ハ被差免候間、昨日之ぼさ聖福寺ヲ取返し、福濟寺江遣、尤手形も差替候様ニと被仰付候、

ここにあるように、明確な奉行の意思ではないが、内々の意向として、以後の聖福寺への菩薩揚が取りやめとなつたことを受け止めよう伝えられたが、なかなか聖福寺が媽祖像を渡さなかつた。福濟寺へ媽祖像を移動させるように求められたが、聖福寺は納得しなかつた。検使の差図なく動くわけにはいかず、聖福寺も看坊を勤めている以上は、勝手に移動させることはできないとのことで、一度、唐通事も引かざるをえなかつた。その後、複数の通事で聖福寺側を説得し、媽祖像は福濟寺ヘと移ることになつた。

宝永五年三月に唐三ヶ寺に聖福寺を加えた四ヶ寺で媽祖を預かることになつていたが、半年も経たずに再び聖福寺は外されることになつたのである。

長崎奉行は、菩薩祭に際し、唐人たちの派手な動きに制約をかけたが、菩薩祭自体がなくなつたわけではない。媽祖像を寺に預けることになつてはいるが、媽祖を祀る祭礼への参加を禁止したのである。

このように、宝永年間になると、唐人たちの活動は大幅に制限されようになり、彼らの交易にとつて重要な菩薩祭での音曲などが禁止され、唐人たちの参詣も禁止され、菩薩揚も菩薩祭も簡素化することになつたのである。

おわりに

本稿では、元禄から宝永期における菩薩祭の展開とその変化につ

いて紹介した。

元禄二年に唐人屋敷がつくられ、長崎に入る唐人はその規制のもとで活動・生活することになった。そのなかで、賑やかな祭にしたいとの唐人の願いにより、鳴り物を含めた菩薩祭が長崎奉行らによつて認められ、徐々に大きな行事へと変わり、元禄十一年には唐人一四〇名が参詣する規模にまで発展したものの、唐人交易をめぐるトラブルの続発や、唐人たちの無作法な行動が目立つようになつた。その状況を改めるため、宝永五年に唐人屋敷での行動規範を強化し、また菩薩祭での音曲を禁止し、さらには唐人たちの参詣までも禁止することになった。

しかし、菩薩祭自体は、唐三ヶ寺によつて継続しておこなうことを見めていた。唐人たちは菩薩祭での参詣はできなかつたが、福濟寺などの修復費用のための寄進をおこなつたりするよう、唐三ヶ寺とのつながりを失うことはなかつた。しかし、あまりに高額な寄進については認められなかつた。

正徳年間になると、ふたたび唐三ヶ寺への参詣がおこなわれるようになり、『唐通事会所日録』上の記事をみる限り、諏訪神社（鎮西大社）への寄進をはじめ、長崎市内の諸寺社への寄進をおこなつていた記事が散見される。八朔御礼の帰路には、唐人屋敷へ直接戻るのではなく、大光寺・清水寺・諏訪神社・松森天神などを参詣することもあり、また唐人屋敷内では唐人踊などを「おこなう」として一部ではあるが、日本人との関係も築いていた。

その日本人との交流のなかで、本稿冒頭で触れた、丸山町・寄合町の遊女との関係を無視することはできないが、江戸時代前期に関する史実を示す史料はほとんどなく、ここで言及することができなかつた。遊女と唐人との関係にかかる研究も唐人同様に十九世紀に

関するものが大半であり、ネガティブな事例ではあるが、犯罪を通じた唐人のありようも十九世紀を扱つたものとなる。

『唐通事会所日録』は、交易をめぐる手続きや取引の様子を見る上では多くの事例を引き出すことができるが、日常生活のなかでの日本人との接点、文化交流はわずかしか知り得ない。しかし、江戸時代前期の長崎奉行・奉行所の政策基調が、唐人たちを迷わせ、時に反発を生んでいく姿を垣間見ることができる。

記事が少ないことで、江戸時代後期の研究に比べ、表層をなぞつたようなレベルで終わることは予想できていたが、それでも江戸時代前期のみに焦点を当てて事例を紹介する目的の一貫は達成できたと考えている。

次の課題は、今回の事例を深掘りし、唐人と日本人とのトラブルを通じて、十七～十八世紀初頭の長崎の様相を検討することである。

注

(1) 拙稿「寛文期における長崎唐人と地役人にに関する覚書」「唐通事会所日録」所収記事からー（日本大学通信教育部『研究紀要』第三三号二〇二〇年三月）、同「江戸時代・長崎唐人番・唐通事の記録などにみる日中関係——長崎に残る唐人文化をめぐってー」（『東アジア日本語教育・日本文化研究』第二十二輯二〇一九年三月）。

(2) 主な司法研究としては、安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版二〇一〇年）があり、現状における到達点ともいえる。

長崎奉行の研究では、鈴木康子『長崎奉行の研究』（思文閣出版、二〇〇七年）などがある。

(3) 徐興慶・劉序楓編『十七世紀の東アジア文化交流 黃檗宗を中心』

- (臺大出版中心、二〇一八年)。騒動では、熟美保子「近世後期における境界領域の特徴」(『經濟史研究』十一号、二〇一一年)、歌舞音曲については中尾友香梨『江戸文人と明清楽』(汲古書院、二〇一〇年)などがある。
- (4) 諸研究を改めてみてみると、江戸時代前期の状況に触れていたとしても、それは前史的に触れているものが多く、誤解を恐れずに書けば、どこまでが江戸前期の内容であるのかが判然としなくなる恐れもある。概説書では、山本紀綱氏が唐人屋敷をめぐる全体像を提示している。
- (5) 〔大日本近世史料 唐通事会所日録〕(東京大学出版会)。
- (6) 長崎文化歴史博物館所蔵。
- (7) 筆耕本。長崎文化歴史博物館所蔵。
- (8) 〔近世長崎法制度史料集I〕(岩田書院 二〇一四年)二九四頁。
- (9) 長崎遊女関係では古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』上・下(長崎文献社、一九六八年。新訂版一九九五年)によれば、揚銭支払を滞納しがちであつたことを指摘するが、その根拠は『延宝版長崎土産』に描写された内容であり、史実はわからない。
- (10) 〔寛宝日記〕長崎歴史文化博物館蔵。
- (11) 同前。
- (12) 〔近世長崎法制度史料集I〕三五一頁。
- (13) 「長崎御役所留」下(『近世長崎・対外関係史料』思文閣出版 二〇〇七年)。
- (14) 長崎史談會編『長崎名勝図絵』(長崎史談会、一九三一年)一五四・一五五頁。
- (15) 石崎融思『長崎古今集覽名勝図絵』(長崎文献社 一九七五年)一五〇・一五一頁。
- (16) 長崎史談會編『長崎名勝図絵』(長崎史談会、一九三一年)同前。
- (17) 〔唐通事会所日録〕一、二三二一頁。
- (18) 同前、二六四・二六五頁。
- (19) 同前。
- (20) 同前。
- (21) 〔唐通事会所日録〕二、二七七頁。
- (22) 同前、二七八頁。
- (23) 〔唐通事会所日録〕四、五八頁。
- (24) 同前、三四四頁。
- (25) 同前、三三九頁。
- (26) 同前、三五八頁。
- (27) 〔唐通事会所日録〕五、五九・六二頁。
- (28) 〔唐通事会所日録〕七、三三二頁。

【参考文献】

- 古賀十二郎、一九九五『新訂丸山遊女と唐紅毛人』上・下 長崎文献社
徐興慶・劉序楓編、二〇一八『十七世紀の東アジア文化交流』黃檗宗を中心とした研究
- 鈴木康子、二〇〇七『長崎奉行の研究』思文閣出版
- 中尾友香梨、二〇一〇『江戸文人と明清楽』汲古書院
- 鍋本由徳、二〇一九『江戸時代・長崎唐人番・唐通事の記録などにみる日中関係――長崎に残る唐人文化をめぐって――』『東アジア日本語教育・日本文化研究』第二十二輯
- 鍋本由徳、二〇二〇『寛文期における長崎唐人と地役人に關する覚書――唐通事会所日録』所収記事から――』 日本大学通信教育部『研究紀要』第三三号
- 熟美保子、二〇一一「近世後期における境界領域の特徴」『經濟史研究』十一号
- 安高啓明、二〇一〇『近世長崎司法制度の研究』思文閣出版
- 山本紀綱、一九八三『長崎唐人屋敷』謙光社

日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成 29 年 9 月 13 日制定
平成 30 年 4 月 1 日施行
令和 2 年 9 月 23 日改正
令和 6 年 5 月 22 日改正

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』（以下「紀要」という）を刊行する。「紀要」を編集・刊行するため必要な事項を以下に規定する。

1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者（非常勤講師を含む）。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者。

2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文 [Research Articles (refereed)]
- ② 自由投稿論文 [Research Articles]
- ③ 研究ノート [Research Notes]
- ④ 資料 [Materials]
- ⑤ 翻訳 [Translations]
- ⑥ 報告 [Reports]
- ⑦ 書評 [Reviews]
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

4 執筆要領

原則、別に定める「執筆要領」に基づいて原稿を執筆する。なお、従えない場合は、事前に必ずその旨を申し出ること。編集委員で検討し、回答する。

5 投稿申請期間及び投稿先

① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月5日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。

② 投稿先は、研究事務課とする。

6 査読付論文に対する審査

① 原稿の受付

受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた修正期限内に研究事務課へ修正原稿を送付しなければならない。その際、修正対照リストを同封すること。なお、修正原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、修正原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

⑦ WEBサイトへの掲載

受理された原稿は、原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。連絡を受けた投稿者は、その日から原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発

行日とする。

② 編集委員は、投稿者に対し理由を付して修正を求めることができる。

8 編 集

通信教育部研究所運営委員会に編集委員会を置き、通信教育研究所長を編集委員長とする。編集委員長は、運営委員会委員から刊行に携わる編集委員を若干名指名する。また、運営委員会委員は編集委員を補佐する。

9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

① 原稿の種類による順番

- (1) 査読付論文：人文科学系
- (2) 査読付論文：社会科学系
- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記(1)から(9)以外は、その都度、編集委員会が決定する。

② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (2) 兼担教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順

同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）

- (4) (1)～(3)に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

10 刊行期日

原則として、年1回、毎年3月末日に刊行する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度1月末日までに完成した原稿を対象とする。

11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権につい

て、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。なお、掲載原稿の他媒体への転載にあたっては、事前に通信教育部研究所運営委員会の許諾を得ること。転載した場合は、本研究紀要に掲載された旨を明記すること。転載に関わる図版・写真・翻刻・翻訳などの権利保有者への二次利用申請は、著者の責任で行うこととする。

12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、1論文につき50部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。51部以上については、執筆者の個人負担とする。

14 掲載の取り消し

掲載後、著作権の侵害、捏造、改ざん、剽窃、盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITYとする。

附 則

この要項は、令和6年5月22日から施行する。

日本大学通信教育部『研究紀要』執筆要領

〔 令和 2 年 9 月 23 日制定
令和 6 年 5 月 22 日改正 〕

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、『研究紀要』に投稿する原稿は、以下の要領によって執筆するものとする。

1 原稿の執筆は、原則としてパソコンのワープロソフト等を用い、原稿をプリントアウトしたもの 2 部と電子データ化した原稿を研究事務課に提出すること。

なお、文字数の目安は以下のとおりとする。

項目	文字数
「査読付論文」 人文科学系	30,000 字
「査読付論文」 社会科学系	30,000 字
「査読付論文」 欧文	12,000 語
「自由投稿論文」 人文科学系	30,000 字
「自由投稿論文」 社会科学系	30,000 字
「自由投稿論文」 欧文	12,000 語
「研究ノート」	18,000 字
「資料」	15,000 字
「翻訳」	15,000 字
「報告」	15,000 字
「書評」	15,000 字
「その他」 (編集委員会が認めたもの)	15,000 字

2 原稿の作成や注・引用の文献の表記の扱いについては次のとおりとする。なお、従えない場合は、事前に必ずその旨を申し出ること。編集委員で検討し、回答する。

【縦書・横書共通】

① 論文等の体裁としては、表題、著者名、本文、謝辞（必要な場合のみ）、注、参考文献の順で記述する。なお、注の表記は「注」とし「註」は用いない。

② 図表の体裁

(1) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとし、本誌 1 ページ（縦書 1,500 字、横書 1,330

字)を目安とする。なお、グラフを Excel 等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも投稿の際に添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを投稿の際に別途添付する。

- (2) 図表のタイトルは図と表を分けて、図 1, 表 1 のように記載することを原則とする。
- (3) 図表の下には、参考文献表記にしたがって、出所を明記する。自分で作成の場合は、筆者作成と記す。一部改変の場合は、一部改変と記す。

③ 図版などの掲載許可

掲載原稿に使用する写真・図表などで掲載許可が必要な場合は、原稿提出までに執筆者自身で掲載許可を取得する。

【縦書きの場合】

- ① 年表記は西暦を原則とするが、和暦等、元号表記を用いる場合は元号表記を優先し、必要に応じ西暦を 〔 〕 で記載する。数字は漢数字とし、単位語（十、百、千等）は使用しない。零は「〇」を用いる。
- ② 参考文献の表記は次の形式とする。
 - (1) 単行本の場合は、著者名、表題、発行所、発行年の順で記す。単行本が欧文の場合は、表題を斜体とする。
 - (2) 雑誌論文は、著者名、表題、雑誌名、巻号、発行年、頁の順で記す。表題、書名、及び雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文の場合は、雑誌名を斜体とする。
 - (3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなぐ。欧文の場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。
- ③ 見出し（番号）表記は次の順とする。
— → 〔 〕 → ①

【横書きの場合】

- ① 年表記は西暦を原則とするが、和暦等、元号表記を用いる場合は元号を優先し、必要に応じ西暦を（ ）で記載する。数字はアラビア数字を用いる。
- ② 参考文献の表記は次の形式とする。
 - (1) 単行本の場合は、著者名、表題、発行所、発行年の順で記す。単行本が欧文の場合は、表題を斜体とする。
 - (2) 雑誌論文は、著者名、表題、雑誌名、巻号、発行年、頁の順で記す。表題、書名、及び

雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文の場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなげ、欧文の場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。

③ 見出し（番号）表記は次の順とする。

1 → (1) → ①

3 投稿後の訂正は誤字脱字に限り、原則として内容の変更は認めない。

4 不明な点については研究事務課に問い合わせること。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

近藤健史

（通信教育研究所
研究員）

鍋本由徳 教授

（通信教育部）

古賀徹 教授

（通信教育部）

吉田敬

（通信教育研究所
研究員）

前野高章 教授

（通信教育部）

島田めぐみ 教授

（大学院総合社会情報研究科）

教職課程コアカリキュラムのねらいと評価 —導入のための大学内での準備過程を振り返って—

古賀 徹

はじめに

2019年度より「教職課程コアカリキュラム」(以下、「コアカリ」と表記する)に対応した教職課程が各大学において実施されるようになり、すでに5年以上が経過している。このコアカリが作成された背景や目的については、「大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判」があるとされ、そのために「すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す」と必要性が論じられていた。また、このことはコアカリによって「地域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである」とされていた⁽¹⁾。

以上のコアカリ導入の目的を整理すると次のようになる。①教職課程の質保証のため、大学全体として教員養成に意識をもって臨んでもらうようになる。そのためには教職課程（教員の養成）や“現場で活躍する教員”的姿を考えず、大学において自身の専門科目・授業のみに専心するといった状況を（あるならば）変えたい。②教職課程の質保証のため、すべての大学で共通的に修得すべきコアカリを示すので、それに即した教員養成に臨んでほしい。③しかし、画一的・形式的にするつもりはなく、大学や地域の独自性や特色は反映させてもらっていない。

以上のように読み取ると、施策に対する反応として予想することのできる“大学の自治・研究の自由への侵害ではないか”という批判的態度への対応として③があげられ、②コアカリを示すのでそれを最低水準として、①全学的・組織的に取り組んでもらいたいという構造になっている。パラフレーズしてみれば、「コアカリ」を基礎的なものとして実行を求めるので、そのベースの上に地域の特色や大学の自主性・独自性を「教育内容」に加えてもいいという位置づけになる。

しかし、実際の導入時においては、“大学の自主性・独自性が侵害される”という危機感のみならず、実際のコアカリの情報が具体的に示されるまでに時間がかかったことや、それでいて文部科学省（以下、文科省）への再課程認定の期限が変更されな

かったこと⁽²⁾で、(大学)学内では、学部レベル・学科レベル、コースレベルでの説明や質疑応答、そして授業担当者に対するコアカリ表の作成依頼やその確認、シラバス記載内容の確認作業、および担当科目に関する業績審査(書類の作成依頼と確認作業)をどのように進めればいいのか混乱することとなった。「コアカリ」という新方式に組織的に、そして多数の担当教員を対象に対応を求めるというときに、②のコアカリがどういうものであるのかを具体的に示すことができない。①の組織的な理解をするためにも、丁寧な説明をしたいところであるが、②が明確にされていないのでそれが不十分になる。そもそも、その②がどのような経緯でつくられ、どのように(どのようなレベルまで)影響するのかもわからない。①②ができるのに、それ以上の自由③を決めることも、構想することもできないという不安な状態に(全国の)大学は晒されることとなった。

しかし、それでもこの不安な状態を経て、導入後すでに5年以上が経過した。この導入時に感じた不安は“まったくの杞憂”であったのか、コアカリは現在、良いものとして機能しているのか。本稿では、この“当時の不安な状態”を振り返ることから、このコアカリ導入の評価を試みようとするものである。

1. コアカリ導入までの審議過程

コアカリが導入されるにいたった経緯を、各審議会の答申等を中心に整理しておきたい。【表1】は関連する答申・法令等の年月日、審議会等の名称、その内容(条文等)、そしてポイントを「要約」して抜き出したものを示す(表中の下線は筆者が付す)⁽³⁾。

表1. コアカリ導入関連の審議会資料等

年	月日	審議会(諮問／答申等)	内容	要約
1997 平成9		教育職員養成審議会第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」		→「いつの時代も教員に求められる」「今後特に求められる具体的資質能力」を整理。
1999 平成11		教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」	「はじめに」に「教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上については、それぞれの大学が養成しようとする教員像を明確に持ち、その教員像に各大学教員が自分の授業を関連させていくこと」と記された。	→「携わる大学教員の指導力の向上」「それぞれの大学が養成しようとする教員像を明確に持つべき」と提言。

2001 平成 13	11/12	「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」(「在り方懇」報告)	「(2) 教員養成カリキュラムの在り方」に「他方、教員養成の在り方として、教員養成学部内においても従来からいわゆる「アカデミシャンズ(学問が十分にできることが優れた教員の第一条件と考える人達)」と「エデュケーションスト(教員としての特別な知識・技能を備えることこそが優れた教員の第一条件と考える人達)」との対立があり、それぞれの教科専門の教育指導の基本方針が、分野によりあるいは教員により違うという傾向がある。」とされていた。さらに「②モデル的な教員養成カリキュラムの作成」とつづく。	→アカデミシャンズ VS. エデュケーションストの対立。共通の目的性を欠いたカリキュラム。ゆえにモデル・カリキュラムの作成。
2005 平成 17		教員養成分野における定員の抑制撤廃		→私大の課程が増加、2016には150校以上の私大が小学校免許を出す。
2005 平成 17	1月	中央教育審議会(以下、中教審)「我が国の高等教育の将来像」答申	第3章の「(エ) 学士課程」には「学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主攻攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を開拓することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。」	→「分野ごとにコア・カリキュラム」「大学評価」と結びつける方向性。
2006 平成 18	7/11	中教審「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申	「教員養成・免許制度の現状と課題」において、「1) 平成11年の教養審第三次答申において、各大学が養成しようとする教員像を明確に持つことが必要であるとされながら、現状では、教員養成に対する明確な理念(養成する教員像)の追求・確立がなされていない大学があるなど、教職課程の履修を通じて、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分ではないこと」「2) 教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものであるという認識が、必ずしも大学の教員の間に共有されていない」。	→教員養成に対する明確な理念・養成する教員像を確立する。教員養成の認識が共有されていない。教科担当の教員の意識が低い。すべての教員が教員養成に携わっているという自覚を(中教審委員の認識)。

			「教職課程の質的水準の向上」の「(1) 基本的な考え方 – 大学における組織的指導体制の整備 –」において「これまで、課程認定大学の一部の担当教員のみが教員養成に携わり、特に教科に関する科目の担当教員の教員養成に対する意識が低いなど、全学的な指導体制の構築という点で、課題が少なくなかった。今後は、すべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要」。また「課程認定大学において、質の高い教員養成教育が行われるようにする上で、教職課程に関するモデルカリキュラムの開発研究は、大きな意義を有する」とされた。	
2008 平成 20	12月	中教審「学士課程教育の構築に向けて」答申	国によって行われるべき支援・取組として「大学間の連携、学協会を含む大学団体等を支援し、国際的な通用性に留意しつつ、分野別のコア・カリキュラムを作成する等の取組を促進する。」	→「分野別のコア・カリキュラム」。
2012 平成 24		中教審「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」答申	(③教職課程の質保証)「近年の大学教育改革に見られるように、教職課程においても、学生が修得すべき知識・技能を明確化し、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に重点を置くべきである。学位プログラムとしての体系と同時に教職課程としての体系の確立に向け、各大学の参考となるコアカリキュラムの作成を推進する。また、受講者による教職課程担当教員への授業評価等を行い、評価結果を教職課程の質向上へ反映するなどの取組を推進すべきである。さらに、実習前の学生の質保証の観点から、医師、歯科医師、薬剤師等の養成において行われている共用試験を参考に、教育実習前に学生の知識・技能等を評価する取組を推進する。」	→「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ。「コアカリキュラム」、「評価結果」の反映。
2013 平成 25	1/15	「教育再生実行会議」開催について閣議決定		
2014 平成 26	7/3	教育再生実行会議・第5次提言		→実践的な力を備えた教師 / 実践型のカリキュラムへ転換。
2014 平成 26	7/29	文科省が中教審へ「これからの中学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問		

2015 平成 27	12/21	中教審「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申（教員資質能力向上答申）	「①教職課程における科目の大くくり化及び教科と教職の統合」において「これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める必要がある。」（教員育成指標の策定）「国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。」	→「全国的な水準の確保を行っていくことが必要」、一方で「具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自立性に委ねられるべき」。※イメージ（別紙）としてコアカリ表が付された。
2016 平成 28	2月	中教審教員養成部会において他専門職のコアカリ資料の配付・紹介		
2016 平成 28	8/2	教職課程コアカリキュラムの在り方にに関する検討会の設置要項		→教職課程で「共通的に身につけるべき最低限の学修内容」の検討。設置後、検討を開始。
2016 平成 28	8/19	教職課程コアカリキュラムの在り方にに関する検討会 第1回検討会	「画一化するのではなく、コアカリは全体としての質保証と各大学の多様性を両立させる仕組み」であり「各大学がカリキュラムを作るためのガイドライン」。	「質保証」のためであって画一化ではない（ガイドライン）。
2016 平成 28	11月	教育職員免許法の一部改正・・・（※政治的状況の影響で法令整備に遅れ）		「教職課程で履修すべき事項」20年ぶりに全面見直し（コアカリで審査）→「質保証」を実現させる試み。
2016 平成 28	11/28	教育公務員特例法等の一部を改正する法律（法律第87号）		→コアカリ作成が求められた。
2016 平成 28	12/12	教職課程の目標設定に関するワーキンググループ第一WG（教育の基礎的理解・・・教科の指導法に関する科目等に関する検討）、第二WG（道徳、総合的な学習の時間・・・教育実践に関する検討）		
2016～17		有識者会議「国立教員養成系大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」報告書		
2017 平成 29	3/27	検討会にワーキンググループ作成の「コアカリキュラム案」		

2017 平成 29	5/27	『教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会－教職課程コアカリキュラム案に関する意見募集』		→「コアカリキュラム案」についてのパブリックコメント。文科省・初等中等教育局教職員課 → 6月 25 日まで、意見・情報受付締切日。
2017 平成 29	6/6	文科省初等中等教育局教職員課長→各大学担当者。「教職課程再課程認定等に関する説明会の開催について（依頼）」		→ 7/10～8/22まで全国で8回にわたって説明会が開催された（暫定版で説明）。
2017 平成 29	6/29	「検討会」よりコアカリ案が示される→パブリックコメント募集 → 11月 17 日に示される	「大学の自主性や独自性を阻害する」、「(先行している・・・医学教育などとは異なり)開放制の原則の下、教員養成系大学・学部だけでなくそれ以外の大学・学部でも行われる（のでモデルにはならない）」、「教員の資質能力の固定化を招く」「学問の自由（に抵触する）」	※危惧する意見。
2017 平成 29	7/3	中教審教員養成部会検討会から「教職課程コアカリキュラム(案)」報告		→「教職課程認定審査の確認事項の改正（案）」を審議了承。
2017 平成 29	7/7	『暫定版 教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）[再課程認定]』	(暫定版教職コアカリ)	(暫定版教職コアカリ)
2017 平成 29	11月	教育職員免許法、同法施行規則の改正		
2019 平成 31		新教職課程(コアカリ) 全国一斉実施		

1997年の教育職員養成審議会（以下、教養審）第1次答申で教員に求められる資質能力が具体的に設定され、教職課程の新課程において新設科目として増設されることとなつた⁽⁴⁾。1999年の教養審第3次答申では、「大学」としての「教員像」を共有するものとして設定する必要が提言された。これは1991年の大学設置基準“大綱化”以降における認証評価・自己点検が求められる路線と軌を一にする。現在における「ミッションの再定義」や「教職課程の自己点検・評価」にもつながる。この1990年代後半からの路線上にあるというのが1つのポイントとなる。「大学」に求められるものが語られ、これを「管理」したい側から評価の視点で論じられるようになった。

2001年の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」報告では「モデル的な教員養成カリキュラムの作成」が提議され、2005年の中央教育審議会（以下、中教審）答申にもこれが反映されていた。大学評価と結びつけることも構想として含まれていたと読み取ることができる。2006年の中教審答申では、その理由として大学の教職課程に携わる教員間に共通の意識がないことや、組織的な指導体制（組織としての責任）をもつことが問われているので、そのため 「モデルカリキュラム」が

必要だと論じられていた。2008年の中教審答申から「コア・カリキュラム」(2012年答申で「コアカリキュラム」と称されることとなる。この時期は2006年12月の教育基本法改正や翌年の関連法(教育三法)改正を経て教職課程にも変化が生じ、2010年入学者から教員免許状の有効期限が10年とされ、さらには免許状更新講習が義務化されることとなった。同改正により「履修カルテ」が導入され、また「教職実践演習」導入により教職課程履修者について大学が最終的な責任をもつこととされた⁽⁵⁾ように、「教職課程の質保証」路線(「学び続ける教員」「向上する教師」像路線)が進められることとなった。

しかし、2012年の中教審答申では「各大学の参考となるコアカリキュラム」とされていたし、2015年の同答申では「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)」と述べられていた。さらには「全国的な水準の確保」のためであって「具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自立性に委ねられるべき」と記されていた⁽⁶⁾。2016年の教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(第1回)でも「画一するのではなく、コアカリは全体としての質保証と各大学の多様性を両立させる仕組み」でありガイドラインだとされていた。このような説明がありながら、2017年のパブリックコメントにおいても、大学側から画一化・固定化に向かう可能性を心配する声があげられていた。

ここまで展開をみれば、大学の「自主性、自立性」を尊重するという線は確保されたまま、大学に「参考とする指針」として提示するというものとして確立されたと理解することもできる。しかし、コアカリ実施時(2017年)には、前述のように具体的な資料提示や情報の開示が遅れ、かつ提出期限が短い期間とされたために、大学側に「参考とする指針」として受け取り、それに「十分に対応する時間」が与えられることがなかった。もちろん施行されて5年以上の時間が経過していることから、大きな問題が生じているとはいえないかもしれない。このコアカリが構想時点でのねらいが果たされているのかどうか、あるいは当初の構想案とされていた範囲を「超える」問題が生じていないか。そして、「いま」(5年を経た現在)これをどのように評価できるのか。筆者の勤務校での導入時の準備過程を振り返ることを中心に、これらの点検を行うこととする。

2. 筆者勤務校におけるコアカリ対応(導入準備時点の状況と課題)

(1) 大学の教職課程開講の規模と組織的対応の仕組み

筆者の勤務する日本大学は16学部及び通信教育部(通信教育課程)・短期大学等で構成される大規模大学である。そのうち11部科校(10学部と1通信課程)が教職課

程をもち、申請の設置ごと単位（団地＊50km 圏内）としても「東京」「郡山」「三島」に加えて「通信」と4部に分ける規模となる。筆者は、そのなかで通信教育部に勤務している。

本学（日本大学）の教職課程をもつ11部科校について、その免許状授与教科およびコアカリ導入時に作成した「コアカリ対応表」のページ数を【表2】に記す⁽⁷⁾。筆者の勤務する通信教育部は法学部（①法律学科、②政治経済学科）、文理学部（③哲学専攻、④史学専攻、⑤文学専攻（国文学）、⑥同（英文学））、経済学部（⑦経済学科）、商学部（⑧商業学科）の4学部（①～⑧の8専攻）からなる通信教育課程である。取得できる教科は国語、英語、社会（地歴／公民）、商業となる。学生数は7000名前後（2024年度）であり、年間に教育実習生を200名程度送り出している。教職課程の開講講座数で述べるべきかもしれないが、コアカリ対応表ページ数を記しておいた。教育実習生は文理学部が年間400名前後であり、また教科種も最多であるため作成されたコアカリ対応表も最多となる。実習生数で次点なのは通信教育部であるが、全体の学生数で全学1位が理工学部であり、実習生数も3位となる。ゆえにコアカリ対応表は2番目に多い。

表2. 日本大学の届出単位（団地）および免許状授与教科など

	部科校	教科	コアカリ対応表
東京団地	法学部	社会（地歴／公民）	19
	文理学部	国語、社会（地歴／公民）、数学、理科、保健体育、中国語、ドイツ語、英語、宗教、書道、情報	90
	経済学部	社会（地歴／公民）	18
	商学部	商業	13
	芸術学部	国語、音楽、美術、工芸	18
	理工学部	数学、理科、技術、情報、工業	24
	生産工学部	数学、理科、情報、工業	21
	生物資源科学部	社会（地歴／公民）、理科、農業、水産	18
三島団地	国際関係学部	英語	15
郡山団地	工学部	数学、理科、技術、情報、工業	19
通信教育課程	通信教育部	国語、英語、社会（地歴／公民）、商業	21

（筆者作成）

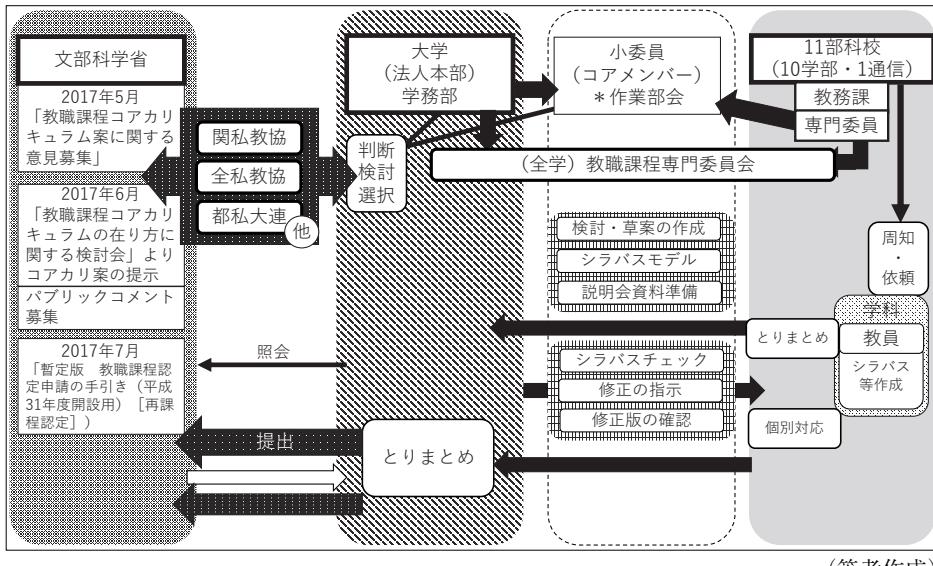
以上のように“幅の広さ”が本学の特徴ともいえるが、これを「日本大学として」（つまり「法人本部レベル」で）全ての関連科目のシラバス、コアカリ対応表、担当者の業績を取りまとめることになる。2019年度からのコアカリ実施のための「再課程認定を含む手続き」に際して、これを「全学」で取りまとめことになる。全学で「各教科の指導法」の件数だけでも240件を超え、「大学独自設定科目」20件、「教育の

基礎的理解に関する科目」が150件以上（他に大学院で設定される独自の科目等もある）となる。筆者は、これらをチェックする小委員会のメンバーとなつた⁽⁸⁾。

2017年から2018年度内にかけて、学内でシラバス等作成依頼および説明、モデル案作成、全学規模の委員会の設置運営、そしてシラバス等チェック作業および修正（最終確認）作業を担うこととなった。

本学における対応状況の構図を【図1】に示す。

図1. 大学内の導入をめぐる各種委員会等の機能、役割分担



(筆者作成)

具体的なやりとり、作業日数と内容についての詳細は省略する⁽⁹⁾。図中左側に示したように、2017年5月、文部科学省・初等中等教育局教職員課から「教職課程コアカリキュラム案に関する意見募集」通知を受けて、大学法人本部から各学部宛てに「7月に全学教職課程専門委員会として「再課程認定申請に関する検討会」を開催する」と連絡があった。検討会開催事前の6月末までに免許法改正とコアカリの正式な提示があれば知らせる旨の連絡であった。同時にコアメンバー（前述の小委員会）が設置され、新旧課程のイメージ図表の作成と直近の課程認定に関する情報共有が行われた。6月・7月と関私教協（関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会）の部会からの提言、都内私立大学事務担当者懇談会の報告、全私教協（全国私立大学教職課程協会）から文科省宛意見書などを参照しながら検討が行われた。「教職課程認定申請の手引き」を各学部宛に（方向性に関する簡単な解説も加えて）送付していくた。

その後も同年8月まで、説明会質問回答集や全国ブロックごとの更新情報を小委員会（コア委員会）で確認し、すぐに教職課程に関する全委員宛（学部）に送付。

9月1日に、新旧対照表を学部ごとに作成することを課し、学部内へ周知していく。筆者勤務校（通信教育部）では10月に教務課と説明内容をまとめ、筆者がシラバス案（モデル）を作成し部内で周知する。全学では英語教科教育法などのコアカリについて英語免許状を出している学部ごとに検討を進めていった。11月中旬に素案、内容分け（教科教育法など）を検討・協議して「大学」案を決定する。12月中旬までに新設科目の「合わせ行う」開設を決める。全学委員会で説明・周知を行い、2018年1月12日までに確認を各学部に依頼した。回答などをとりまとめ、1月19日にコアカリなどデータ入力の再提出を依頼、期限は1月23日までとした。メンバーで確認し、2月15日に各学部に記載の修正などを依頼。なお、その作業過程において2014年に課程認定を受けた学部に関する指摘事項や対応策について共有した。

(2) 残された課題としての構造上の問題

前項（1）に記載したように、本学ではコアカリへの対応（共通理解からシラバス作成まで）が進められていった。「大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要」（【表1】の2006年「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申）⁽¹⁰⁾というねらいは（本学においては）前述のように実現されたことができる。

しかし、情報の伝達とその共有については達成されたといえるかもしれないが、その“伝わり方”については若干の問題が生じていた。

図の中央右の「小委員（コアメンバー）」の項目・位置づけをみていただきたい。文科省との窓口（大学の代表となる手続き場所）としての「法人本部」と各学部（11部科校）との中間に位置し、全学委員会の事前準備作業や報告、とりまとめを行うことや、検討・草案の作成、シラバスモデルの作成、全学での説明会資料準備、そしてシラバスチェックや修正箇所の指示、その再提出版の確認を担うのが小委員会である。これは本学のように大規模大学のみならず、全国の大学でも、このような実質的な作業を担う機関がつくられたのではないか。つまり、コアカリに関する作業が集中する役割を担う機関や人員がいたのではないか。

本学の場合、数人のこのメンバーが他学部（部科校）のシラバス等までとりまとめ、説明に赴きといった作業に従事していた。そのメンバーは【表2】に示された“多数の教職課程履修者を抱える学部”から選出された。自学部（部科校）内におけるとりまとめや調整などの作業も多い（開講授業数が多い）のに、さらに全学規模の作業が加わる。そもそも教職履修者数が多い学部の教職課程関係教員は“教職課程に関する意識が明確である”場合が多い。「大学全体としての組織的な指導体制を整備する」のが目的だとすれば、その学部（部科校）内では「意識が高い」教員数も比較的に多いはずで、すでに共有されている（割合は高い）ともいえるはずである。しかし、残念ながら、その関係者がメンバーとして、より多くの作業を担うことで、疲弊してし

まうというマイナス面が出てくるかもしれない。

筆者のこのような危惧に対して、“そのやりかたが悪い”と指摘を受けるかもしれない。しかし、「情報の伝達とその共有については達成された」と書いたが、この文科省からの指示に、その期間内に組織的に応えるために、その他のやりかたがどれだけ取り得たのであろうか。「教員養成に対する意識が低い」（前掲2006年「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申）教科担当の教員等がいるとして、それらの教員を集めて全学で共有するデザインやイニシアティブをとらせるというのであろうか。誰でも同じレベルで“とりまとめ”ができるのだとすると、そもそも教職課程に関する理解や意識の差が大きくはないということになるのではないか。これは教員のみならず、大学職員についても同様であり、あるセクション（課）の特定の人員にその作業が集中することになる。制度改革や法令改正への対応時に頻出することではあるが、課題への対応で疲弊して、それがその後の運営に行き詰まる結果につながらないことも考えておくべきではないか。本学ではコアカリ対応に関して全学規模でとりまとめることができたし、担当教員の業績管理まで進めることができた。全学（各学部）の協力によるものであり、大学教育・教員養成への貢献として重要と考えて、取り組んできた成果である。しかし、「伝達」や「調整」の作業に重みが偏ると、「教員養成に対する意識が低い」者がもしもいるのだとすると、その人物にとっては“指示され、説明を受けて、コアカリ関連資料を作成した”だけにならないか。どのレベルで「共有」されたといえるのか。歪な丸投げの構造になっていないか。少なくとも、共有するための、あるいは丁寧な説明をしていくための時間的な余裕がもう少し必要だったと筆者は考えている。

3. コアカリの意義、ねらい、その評価

近年の教職課程自己点検評価にも共通するものとして、“大学として教員養成の責任を明確にし、意識を高めておくこと”という行政側の意図は感じ取ることができる。全学規模の教職課程委員会が組織され、シラバスに「含むべき事項」的なものが明記されたことは、教員養成の到達基準を教員側も意識して授業デザインできる可能性は広がるであろうし、採用・現職教育との連携という点では採用試験対策にもつながるかもしれない。このコアカリに記載された項目を、教員として学生の進路選択を支援する際に有効に活用することもできるかもしれない。つまり参考となるモデルとしての意義は大きい。筆者は、以上については意義が認められると感じている。

しかし、どのレベルまで（大学として）教職課程に関する責任や意義が共有されることになったのか。これは前項（2）に記したように課題が残されている。「共有するための、あるいは丁寧な説明をしていくための時間的な余裕がもう少し必要だった」

と記したが、文科省からの情報が一時期遅れたことのみならず、そもそも制度立案（設計）時にも十分に練られたものといえるのか。例えば、「教育学部・教員養成系大学」であれば、大学としての在り方そのものに関わるので、そもそも大事な部分であるし、コアカリ構想についても、ごく自然に共有されるのではないか。しかし、「開放制」教員養成を担う多様な学科専攻をもつ大学では、このねらいがどのように機能することになるのか⁽¹¹⁾。新設科目をそのまま増設できる教育学系大学と、それが履修する学生にとっての修得単位数増加につながり、さらには開講授業コマ数を増やすことになるゆえ、合わせて行う形で受け入れていかざるをえない大学（前者が主に国立大学、後者が私立大学）。もちろん、その余地を残した上で普及を進めていくとする点においては文科省側に柔軟な対応があったともいえる。しかし、そもそもは大学の教員に関して“教員養成に対する意識が低いのが問題だ”という認識を立案側が持っていて、旧来からの「目的養成」対「開放制養成」のような（「令和の日本型学校教育」答申でいえば批判されるべき）「二項対立の陥穽」⁽¹²⁾に陥った視点から考えられた方策ではないかという見方もできる。

そして私立大学という括りだけでなく（おそらく）「通信教育課程」（大学通信制）についても、その初期設定の際に考えられていない⁽¹³⁾。多様な人材の確保や、教育人材の払底への対応という観点からも、またリスクリミングや大学院レベルでの免許修得構想においても、その実現のためには（おそらく）この通信制での学び方を摸索していく必要があると考えている⁽¹⁴⁾。教員免許更新講習スタート時の説明においても、新カリキュラム設定時の説明会においても、「通信制大学」においてどのように対応すべき課題があるのか、行政サイドに質問しても、よく理解していないと感じられる回答が実に多い。

またシラバス記載等の「書類」が受理されることで質保証がどの程度達成されたといえるのか。【表1】の「在り方懇」報告には「アカデミシャンズ」対「エデュケーショニスト」のように記されていたが（つまりそのように認識されていたようであるが）、本学では前者（アカデミシャン：学者）のシラバスやコアカリ対応表に修正をお願いするというケースが生じた⁽¹⁵⁾。たしかにコアカリ対応表の多くの回に「○」が付されていて、どの授業回でどの内容をというのがわかりにくい。しかし、その担当教員は総合的にそこに含まれていると主張する。そして、本学は多くの教員を学校現場に送り出しているが（採用数が多い）、その巣立っていく際にとっているアンケートで“教職課程において学びになった授業”をあげさせると、この教員のその科目が多いという事実がある。“楽しい”とか“楽だ”というものではなく、学問的に高いレベルであって知的好奇心が引きつけられるし、学び続けたいと思わせられるのだと（学生からの）反応がある。こうしてみると、さらに次の問い合わせも浮かんでくる。このコアカリにあげられた項目は適切であるのか⁽¹⁶⁾。そもそも1時間に1つの要素を教えることでいい

のか。そもそもこれらの項目をクリアしていれば、それで立派な教員だといえるのか。項目はどのように検証されているのか等である。

また、担当教員に必要な研究業績とは何か。それはすべてが学術的に高いとされるものなのか。学術的に高く評価される業績をもつ人物のシラバス等がコアカリのフォーマットにあわないときに、その授業は“レベルが見合わない低いもの”とされるのが正しいのか。総合性や高度な専門性、深く探求することを大切だとする授業は、このコアカリがチェックシートのように機能することで削除されてしまうのか。

以上のような問題点を（筆者は）感じている。

注

- (1) 「教職課程コアカリキュラム」教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会、2017年11月17日、1~2ページ、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf（2025年1月7日、最終確認）
- (2) 当初の予定は2017年6月から8月中にもというものであったが大幅に遅れた。しかし3月までの提出期間と、それ以前に大学内で取りまとめるという期限は延ばされず、スケジュールに追いつてられることとなった。
- (3) 表1は、文部科学省のホームページ上に記載されている各種審議会資料を確認し、その内容からコアカリに関連する部分をまとめて筆者が作成した。
- (4) 2000年度入学生からの適応として「教職に関する科目」と「教科に関する科目」（および「教科又は教職に関する科目」）の必要単位数（バランス）が変更された。新設科目として「教職の意義等に関する科目」「総合演習」が加えられた。また「小学校及び中学校の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」（「介護等体験特例法」1997年6月18日）が成立し、介護等体験活動が必須となったのもこの時期であった。
- (5) 2022（令和4）年の改正教育職員免許法の成立によって、同年7月1日から教員免許更新制は「発展的に解消」となった。2009（平成21）年から導入された更新講習は更新漏れや講習費用の自己負担や、講習受講のための時間を確保するために教員の多忙化や負担が増したとも批判されている。政府が主導する形で取り入れられたものが10数年間実施され、その後に取り下げられたという形にはなるが、政策としての「理念は間違っていた」といった言葉によって正当化されている。なお、教職実践演習も当初は「最終的な確認」の場として位置づけられていたが、教員志望学生数の減少が危惧されてか、教育実習や教員採用試験受験の前倒しが計られるとともに受講時期等の柔軟化が進められている。
- (6) 古屋義博・廣瀬信雄・鳥海順子・小畑文也・吉井勘人・松下浩之（2018）「文部科学省「教職課程コアカリキュラム案（平成29年5月）」に関する疑問」『山梨障害児教育学研究紀要』第12号、でも、この時期に具体的に検討が始まったことが読み取れる。
- (7) 表2中の「コアカリ対応表」の合計は276件となるが、教科教育法I~IV等を1件のコアカリに記すなどにより、この数となる。實際には410件以上となった。
- (8) メンバーは教職課程の規模の大きな学部・部科から選ばれた。
- (9) 学内の内部資料やメール等で交わされた資料が多量にあるが、ここでは詳らかに記さず、概念図レベルの大きな説明にしておきたい。
- (10) 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm（2025年1月7日、最終確認）

- (11) 田中真秀（2019）「コアカリキュラムを網羅した教職課程の実態—教育職員免許法改正に伴う現状と課題—」『川崎医療福祉学会誌』28巻2号、でも教育学部・教育大学と開放制学部との差が指摘されている。
- (12) 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）2021（令和3）年1月26日、23ページ。
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf (2025年1月7日、最終確認)
- (13) 通信制課程は通学制と大きく異なる部分も多い。例えば編入学生も多い。入学・編入年次とカリキュラムをどう合わせるのか。科目等履修生はどうするのか。学習方法も「通信学習」(自学自習)、「面接授業」(スクーリング・対面授業)、「メディア授業」(web活用の学習方法) や他に「放送授業」などもある。
- (14) 中教審総会「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）要旨を参照。パブリック・コメント [2024年12月26日公示] 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申【案】）」25~26ページ
- (15) 本稿「はじめに」では「学芸的側面」ということになる。
- (16) 日本教育方法学会第55回大会報告（2020）「2. 教育学分野の参考基準（案）と教職課程コアカリキュラムの検討」『教育方法学研究』第45巻、で松下佳代は参考基準の作成の意義を「ゆるやかな共通の枠組み」と評価している。

参考文献

- 伊藤大輔（2020）「教育課程論（特別活動含む）の実践と省察—教職課程コアカリキュラムに基づくカリキュラムの自己点検—」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第21号
- 草原和博〔文責〕（2020）「日本教育方法学会第55回大会報告 2. 教育学分野の参考基準（案）と教職課程コアカリキュラムの検討」『教育方法学研究』第45巻
- 高木加奈絵（2019）「教育精度をいかに教えるか—新学習指導要領と教職課程コアカリキュラムとの関係から—」『城西大学教職課程センター紀要』3巻
- 高野和子（2021）「「教職課程コアカリキュラム」と「参考基準（教育学分野）」—教員養成の質保証にかかる二つの文書—」『明治大学教職課程年俸』43
- 田中弘允・佐藤博明・田原博人（2018）『検証国立大学法人化と大学の責任』東信堂
- 田中真秀（2019）「コアカリキュラムを網羅した教職課程の実態—教育職員免許法改正に伴う現状と課題—」『川崎医療福祉学会誌』28巻2号
- 出口憲（2019）「教員養成に関する最近の動向及び今後の初等教育課程のあり方」常葉大学教育学部『教育研究実践報告誌』第2巻第1-2号（合併号）
- 古屋義博・廣瀬信雄・鳥海順子・小畑文也・吉井勘人・松下浩之（2018）「文部科学省「教職課程コアカリキュラム案（平成29年5月）」に関する疑問」『山梨障害児教育学研究紀要』第12号
- 山口拓史（2018）「教職課程コアカリキュラムに関する一考察（1）—その作成経緯等を中心にして—」『愛知学院大学教養部紀要』第65号第2号

句点の新たな機能 —無句点スタイルとの対照を通じて—

吉田 敬

はじめに

近年、LINE 等を中心に、文末に句点を用いない表現形式（以下、「無句点スタイル」とする）が散見される。本稿は、こうした表現形式の台頭によって顕在化してきた句点の新たな機能やその構造的な側面について一考するものである。

現代は、数十年前と比べて、記号・符号類¹による文末表記のバリエーションが豊かになっている（吉田, 2024）。加えて、一部の記号類では、比喩に起因した意味拡張がなされ、モダリティ表現を実現している可能性もある（同上）。近年では、「了解しました」のように、とりわけ SNS（LINE 等）²において散見される無句点スタイルもそのバリエーションの1つに加わりつつあり、句点の役割を再考する時機に差しかかっていると言える。

こうした無句点スタイルの台頭に伴って、近年の句点においても何らかの拡張が生じていると考えられるが、管見の限り、この現象に関する調査・研究はまだ十分になされていない。そうしたなかにあって、句点の有無による印象の違いについて検討した論考としては金田（2023）がある。同論考では、大学生を対象として調査を行い、句点の有無によって異なる印象を受けることや、対人的な距離感を感じるということを明らかにしている。ただし、同論考の主たる関心は、若者世代における句点の有無による印象の差異や、句点が何らかの意味（対人的な距離感）を帯びているかどうかの検証にあるため、本稿の目的とは向きが異なっている。つまりところ、依然として、近年の句点の機能や、その構造的な側面についてほとんど解明されておらず、これらについて追究していく必要があると言える。その際、無句点スタイルとの比較や検討から有益な示唆を得ることができると考えられる。

以上を踏まえ、本稿では、次の点から検討を重ねていく。まず、句点の基本的な用法を確認するとともに、無句点スタイルが使用されるようになった動機を考察し、句点の新たな機能が顕在的になってきた背景を考察する。そのうえで、近年の句点が獲得したと考えられる新たな機能³について、句点の有無による差異を検討することから考究する。その際、句点に対する印象は世代によって大きな隔たりがあることも想定し、本稿では、様々な世代からの意見が確認できる、複数のテレビ番組等におけるインタビューやコメントなどの精査を通して分析するという試みを行う。次いで、そ

の機能が発生する仕組みや構造について考察するとともに、無句点スタイルが用いられる動機や背景についても検討を加えることで、この機能の概要を明らかにする。

1. 句点の従来的な用法

句点の新たな機能を同定する際の参考にするため、本節では、従来から見られる句点の用法について確認しておく。本稿では、記号類の用法をまとめた『句読点、記号・符号活用辞典。』(pp.11-12) を参考にする。同書によれば、句点の用法は次の(1)から(8)となる。

- (1) 文の終わりに打って、そこで文が終止したことを示す符号。
- (2) 読点と句点を区別せず、文中の語句の切れ目も文の終止も同一の符号で示す場合に用いられた。明治期までみられた用法。
- (3) 一覧の形で一群の語・語句や文字などを並べ示すときのくぎりに用いる。現在は普通「・」や「／」などを用いる。
- (4) 漢文など句読点のない文章を読む際に、文中の語句の切れ目のわきにしるす訓点の一種。明治初期の活字本にもみられる。
- (5) くだけた表現・文章や広告コピーなどにみられる使い方。普通は句点を使わないところを句点でくぎり、意味を強めたり、視覚的効果をねらったりする。
- (6) 芸名・グループ名・雑誌名・書名などの要素として文字列に付けて使われる。「モーニング娘。」(グループ名)、「ほっしゃん。」(芸名)、「プロ論。」(書名)など。
- (7) 電子メールや電子掲示板で、含みや余韻をもたせる意味で文末などに。。。と続けて打つ。……の代用。

このほか、同書では、句点の使用に関するコラム(p.46)にて、おおむね次の(8)のようなケースに言及しているため、本稿ではこれも用法の1つとして扱うこととする。

- (8) 書名等の題目や標語的な語句において、装飾的に付ける場合。

よって、これら8つの用法を既存のものとし、本稿では、これに該当しない句点の効果・機能を「新たな機能」として考察していく。

2. 句点の後退と無句点スタイルが台頭した背景や動機

句点の新たな機能は、無句点スタイルの登場に伴って顕在化したものと考えられる。そこで、まずこの表現形式が台頭してきた背景について考察しておきたい。ここでは、情報化の進む社会的な要因から検討を試みる。

インプレス総合研究所（2023）によれば、電子書籍市場規模の拡大の勢いは緩やかになりつつあるものの、いまだ増加傾向にあり、2027年度には8000億円の市場に達すると見られている。特に、「2022年度の電子書籍市場規模のうち、コミックが前年度から539億円増加の5199億円（市場シェア86.3%）」（同上）に達するという。このことからも、近年、電子書籍としてのコミック（マンガ）が勢力を広げていることが窺える。おそらく市場規模が拡大している背景には、スマートフォン等のIT機器の発達や普及が関係していると思われる。

また、前掲のインプレス総合研究所（2023）によれば、「有料での利用率が高いのは、男性30代の27.6%、男性20代の27.1%、女性20代の23.1%であり、男女とも20代、30代の利用率が高」く、「昨年調査時よりも有料での利用率が明らかに増加している年代は男性10代、男性30代のみで、男性50代や男性60歳以上、女性40代、女性50代が横ばい」だという。このことから、上述の電子書籍のマンガの読み手の多くが、スマートフォン等に馴染みのある比較的若い世代だと推察される。このように、若者世代は、日常的にスマートフォン等でマンガを読むことに慣れ親しんでいると考えられる。こうしたマンガの表現形式（次段落を参照）をLINE等によるコミュニケーション場面に転用したとしても、それは自然なことでもあろう。

あらためて言うまでもなく、マンガはストーリーに沿ってイラストと文字によって描かれる。登場人物等のセリフは、通常、吹き出しと呼ばれる円状の枠内に記される。このセリフの形式に注目すると、多くの場合、文末に句点が打たれていないことがわかる。実際に、主要な週刊コミック雑誌（『週刊少年マガジン』（講談社）、『週刊少年ジャンプ』（集英社）、『週刊少年サンデー』（小学館））を調べた限り⁴、『週刊少年サンデー』のみ、吹き出しの文末に句点が用いられていたものの⁵、他の2誌については句点が全く用いられていないかった。特に発行部数の多い『週刊少年ジャンプ』において、句点が用いられないことはその読者を中心に一定程度の社会的なインパクトを与えると思われる⁶。つまり、チャット形式のLINE等において、吹き出し状の枠内にメッセージが表示されることが、マンガの吹き出しを類推させ、句点を打たないマンガの表現形式がそこ（LINE等）に借用された可能性が指摘できるのである⁷。

では、なぜこの無句点スタイルが支持されるのか。1つは、人の本能や基本的な性質の側面、すなわち、このケースでは手間の省略が挙げられる。これは、他の事例か

らも示唆される。たとえば、内山(2010)は、ネット用語には、「キー入力の省略」(「ok⇒おk」など) や、「ローマ字化+母音省略」(「よろしく⇒yrsk」など) といった、入力の手間を惜しむことから生じたものがあることを指摘し(pp.227-228)、それらはコミュニケーション場面における「省力化」の志向に叶ったものとしている(pp.234-235)。無句点スタイルも同様に、こうした経済性や合理性を背景に支持を得ているのかもしれない。

無論、これが全てではなく、後述のとおり、感嘆符でもなく、句点でもない、中間的な文末の音調を表記方法によって補おうとした可能性も指摘できる(次節を参照)。いずれにしても、こうした要因が、一部における無句点スタイルの浸透に関与したようと思われる。その意味では、句点の立場はやや後退したと言えるが、そのことが一方では、句点の新たな機能を顕在化させたと見ることもできよう。

3. 句点の新たな機能の類型化

近年、しばしば「マルハラ」と呼ばれる、句点の使用に関するトピックが、テレビ番組のニュースやネット配信動画等(以下、「番組」とする)のなかで取り上げられることがある。これらの番組では、句点の使用やその印象について、様々な属性(世代等)の人々の一般的な声を聞くことができるため⁸、初期段階の調査・研究における有益な示唆が得られると思われる。こうした意見を整理することにより、句点の新たな機能の概要を捉えられると期待できる。

そこで、本節では、句点の使用に関するこれらのテレビ番組等における人々の声を精査し、その結果を従来の句点の機能と比較することを通じて、今日、句点が新たに有したと考えられる機能を抽出していく。ここでは、「ABEMA的ニュースショー」「ABEMAヒルズ」「日テレ NEWS NNN」「めざまし8チャンネル」という4つの番組で取り上げられた一般の人々へのインタビューや出演者らによるコメントを中心に検討する。その際、「了解しました。」などに見られる句点使用に対する評価に関わる語句をキーワードとしてピックアップするようにした⁹。これらのキーワードは、今日における句点の役割を探るうえで重要な手がかりとなると思われる。こうして得られた結果を整理・集約したものが表1である¹⁰。

表1 句点の新たな機能のタイプ（筆者作成）

機能	要素（キーワード）	頻度
恐怖	怖い	6
怒気	怒っている／怒った感じ	5
	冷たさ／冷たい感じ	4
	無表情さ	1
	不機嫌さ	1
(境界的)	テンション低め	1
	そつけなさ	1
	堅い	4
拒絶	壁・距離感	3
	会話終了	1

このように、近年、句点が新たに帯びた機能は、いずれもネガティブな情報価を示すものであるが、その機能を端的に言うならば、「恐怖」であろう。その「恐怖」は、相手が怒っているのではないかという印象から、会話を終わらせたがっているのではないかという印象に至るまで、多岐にわたる要素（キーワード）から生じていると思われる。それらの要素は、機能面から、大きく「怒気」や「拒絶」に分類することができ、その両者は互いの間に「境界的」なものを湛えている。つまり、句点がもたらす「恐怖」は、「怒気」や「拒絶」、そしてその狭間にある種々の要素を汲み取ることから生じているものと考えられる（図1）。さらに、これらの要素の頻度の違いも考慮するならば、機能面において、「怒気」は「拒絶」以上に影響を与えている可能性も指摘できる。これらはいずれも、従来はなかった句点の新たな機能と呼べるものである。ただし、中高年世代になると、句点に対して、こうした印象は抱いてない傾向が強く窺えた点には留意が必要である。本節で示した図表はその性格上、若者世代の声が大きく反映されたものとなっている。

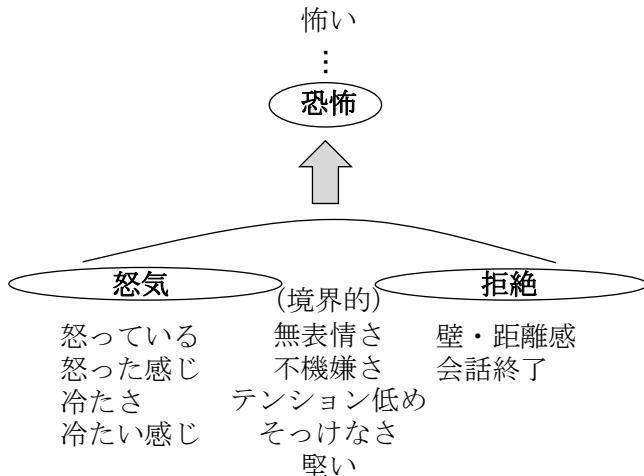


図1 句点の新たな機能の構図（筆者作成）

一方で、番組において、句点と比較しながら、感嘆符への言及がしばしば見られたことも注目に値する。感嘆符は、「良い」「一番良い印象」「優しい印象」「活力がある」など、とりわけ若者の間で、句点とは対照的に好意的な意見が目立った。この相対性は、次節において、句点の新たな機能がどのように生じているのか考察する際にも有益な示唆をもたらすと思われる。

4. 句点の新たな機能が生じる過程

前節で整理した「恐怖」「怒氣」「拒絶」などの句点の機能はいずれもネガティブな情報価を表すものであった。句点がもたらす「恐怖」は、打たれた句点から「怒氣」「拒絶」などの感情や反応を読み取ることから生じるものと考えられたが、本節では、「恐怖」をもたらす「怒氣」や「拒絶」がどのように生じているのか、そのメカニズム（構造）についてさらなる検討を加える。

4.1 「怒氣」の構造

番組では、句点を打つことが「怒氣」の表明として解釈されるケースも見られた。それとは対照的に、若者世代が、感嘆符の使用についてはポジティブな印象を持っていることが窺えた点は示唆的である。本稿ではこの点に着目し、文末の記号類の違いによって音調の変化があると仮定することにより、「怒氣」につながるプロセスについて一考する。具体的には、句点と感嘆符を対極の関係に位置づけつつ、声の高さ（高低）と、それと結びつきやすい感情価の組み合わせの観点から考察を試みる。

特に若者世代において、句点と感嘆符の使用に対する印象が対照的であったことを

踏まえると、おそらく彼らはこれら2つの差異を明確に抱いていると考えることができる。そのため、本来文字言語では汲み取りにくい、音調（抑揚）の違いを表記（記号類の使用・不使用）から見出したうえで、書き手の心情や感情を読み取るという営為がなされていると思われる。

実際に、人は無意識的に声の高低の違いをコントロールしながら、コミュニケーションを行っていることがある。たとえば、「おとなが赤ちゃんに話しかけるときには、(1)ことさら声の調子（高さ）を高くするか、(2) またそれと同時に声の抑揚を誇張する傾向が顕著となる」(正高, 1993, p.102) ことが知られている。これは「母親語」(同上, pp.101-102)とも呼ばれる、語りかけのスタイルである。このような声の調子で話しかけられると、乳児はそれによく反応し、ひいては養育者との絆も築かれるという（同上, pp.101-110）。このように、人の声の高さはコミュニケーション上、重要な意味を持っている。

声の高さはときに感情表出にも関わる。実際、「ヒトは怒ると低い声を、甘えると高い声を出す」(岡ノ谷, 2018, p.2) とされるように、声の高さはしばしば感情との結びつきも有している。

こうした事象が示すように、しばしば声の高さが人の感情や意図を反映することがある。このような音調の変化が、文字言語においても句点や感嘆符などの記号類によって表現されていると考えられる。

これらを踏まえ、以下では、記号類の有無によって生じ得る音声の高低の違いを規定することにより、それに伴って感情価が喚起されるプロセスについて検討する。殊に文章表現において、音調の下降・上昇の違いが、なぜ特定の記号類の使用（または不使用）に紐づけられるのかについては、まず、イントネーションの違いが表れやすいと思われる疑問符を例にして考え、そのうえで句点や感嘆符について検討することにする。

疑問符は疑問文の文末で用いられる符号である。音調面との関わりから見ると、たとえば、現代の日本語では「行きますか？」と書けば、英語などと同様に上昇調のイントネーションが喚起されると考えられる。現代の日本語において、この疑問符を文末に用いた表記法が浸透したことで、翻って「行きますか。」のように句点を用いると、相対的に下降調として受け取られやすくなっている可能性が指摘できる。

一方、感嘆符は、辞書（『句読点、記号・符号活用辞典』(pp.32-35)）の記述から、声や感情などの高まりを表す符号であることが窺える。よって、殊に音調面においてこの符号は、疑問符のように上昇調を示す傾向があると推察される。このように、感嘆符が疑問符のように上昇調の音価を担うことで、相対的に句点が下降調気味に受け取られるようになったのかもしれない。つまり、感嘆符の示す、いわば「高揚感」などが上昇調をもたらしているのに対して、句点から感じられる下降調がしばしば「怒

気」の類の感情価と結びついていることが示唆される。

また、コミュニケーターらがしばしばこの両極の表現だけでは不都合があることに直面することによって、上昇調と下降調の中間的な表現を希求するようになったとしても不思議はないだろう。すなわち、上昇調（高揚感）でも下降調（怒氣）でもない、ニュートラル、あるいはフラットな表現（無句点スタイル）である。これもまた、前節で議論した無句点スタイルの台頭に関わる要因の1つと考えられる。

4.2 「拒絶」の構造

文末に句点を打つことが、「人間関係を終わらせる」などの「拒絶」の意味として受け取られることがある点について、本項では、定型表現の影響を検討してみたい。すなわち、「句点を打つ」というコロケーションと類似した「終止符を打つ」の適用範囲の拡張が一因となっている可能性である。句点の「拒絶」は、この定型表現が、「英語の文の末尾にピリオドを使用する」というコロケーションの一種としての意味ではなく、「事のおわり」（『広辞苑 第7版』（p.1377））の意味の慣用句として捉えられた現象と分析できる。句点は、欧文で用いられるピリオド（終止符）と同様に文が終止したことを表す符号である（『句読点、記号・符号活用辞典。』（pp.11, 22-23））。「句点を打つ」というコロケーションは、「終止符を打つ」という慣用句への類推から、文末に句点を使用するという実際の行為そのものを通して、会話（メッセージ）の終了や、ひいては人間関係の終了まで、コミュニケーション場面における種々の事柄の維持や継続を拒否することを意図した表現に変容・拡張していることが窺えるのである。

この「句点を打つ」と「終止符を打つ」との事例とは幾分かの特徴の違いはあるにせよ、現実社会での行為や振る舞いと定型表現との相互作用から新たな事象が生じる例はほかにもなくはない。たとえば、実際に定型表現が現実社会に合わせて変容・拡張したものとしては、「お目にかかる」が挙げられる。

文化庁の調査では、本来の表現である「お眼鏡にかなう」に代わって、「お目にかなう」という表現が、特に若者世代に広まりつつあり、その割合が急速に拡大していることが示唆されている。特に16～19歳では、むしろ「お目にかなう」のほうが「お眼鏡にかなう」を選んだ人の割合を大きく上回ったという。

この実態の背景にも、定型表現と社会環境との関わりが見て取れる。現実社会においては、眼鏡をかけていない人も少なくなく、仮に近視等であっても日常ではコンタクトレンズを使用しているという人もいる。そのため、誰かが目上の人に入られた様子を描写するとき、その目上の人人が普段眼鏡をかけていない場合、「お眼鏡にかなう」とは表現しにくかったことが推察できよう。そこで、現実に即して「眼鏡」から「目」に変えることでその矛盾を解消し、より使い勝手の良い表現として「お目に

かなう」が用いられるようになったとしても不思議ではない。

このように、「お目にかなう」が、他の定型表現や現実社会の実態との相互作用から生じた表現だとすると、「句点を打つ」もまた、それと似た「終止符を打つ」の影響を受け、現実社会において新たな機能を生み出したのかもしれない。「句点を打つ」の場合、その行為そのものが現実社会において、それと似た慣用句「終止符を打つ」のような実効力を發揮している。すなわち、一部のコンテキストでは、「句点を打つ」こと自体が、相手との会話や人間関係の清算など、現実社会における「事のおわり」を暗示させているのである。この点において、実態に即した「お目にかなう」がその原型である「お眼鏡にかなう」のように機能していることと重なるところが認められよう。次節では、上述の「コンテキスト」を含めて、句点の新たな機能について一考する。

5. 句点の新たな機能の限定性

現代の句点には、以上のような機能や構造が認められる一方で、世代によって、句点の有無から受け取る印象に大きな違いがあったことは看過すべきではない。番組内でのコメント等を精査した限り、とりわけ中高年世代は、句点が打たれた文から「怖さ」や「距離感」を感じていないことが鮮明に窺えるものであった。世代間に見られたこうしたコミュニケーション・ギャップは、句点の新たな機能が、老若男女問わず、およそ一定の効果を発揮するものではないことを示唆している点で重要であり、この大きな差を考慮せずに句点の新たな機能を一般化することは困難である。そのため、以下では、コミュニケーションの枠組みを援用し、前節で論じた句点の新たな機能について、異なる角度からさらなる検討を加える。

土戸（2011）は、池上（1984）に従って、コミュニケーションの要素を次のように整理している。すなわち、メッセージとは「伝達に際しての記号による表現のこと」（土戸、2011, p.83）であり、コードは「伝達において用いられる記号とその意味、記号の結合の仕方についての規定」（同上, p.83）、また、「文脈であり背景（メッセージのぶれを修正し、その理解を支えるもの）」（同上, p.87）がコンテキストである。さらに、同論考では、「メッセージの解読の仕方の指示というだけでなく、むしろメッセージの上位レベルにおいてメッセージとしての一定の内容を含んだもの」として、「メタ・メッセージ」があるとしている（同上, p.87）。

土戸（2011）によれば、コード依存型コミュニケーションの最たる例としては、コンピュータ・プログラムを挙げることができ、この形態では、受信者はコードに従ってメッセージを「解読」するという特徴を持つという（p.83）。それに対して、コンテキスト依存型コミュニケーションは詩を読む場合などが該当し、受信者による「解

釈」によって特徴づけられるスタイルだとされる（同上、p.83）。

土戸（2011）において、「一般にコミュニケーション行為は、一定の状況（コンテキスト）のもとで展開されるかぎり、メッセージとメタ・メッセージの二重性によって成立している」（p.89）とされているように、メタ・メッセージはコンテキストを含めたコミュニケーションの枠組みを通して伝達されるものである。こうしたコミュニケーションの枠組みに照らし合わせると、句点による「怒気」や「拒絶」などのメタ・メッセージは、コード（文字・表記を含む）とコンテキスト（コミュニケーションターの属性（世代等）、伝達手段（LINE等）、場面（フォーマル、カジュアル等）など）の相互作用によって生じ得るものであると考えられる。

したがって、コンテキストに留意してメッセージを伝えるようにしなければ、予期しないメタ・メッセージを相手に与える可能性がある。これが、世代間において、句点の有無から読み取る情報に齟齬や懸隔をもたらす原因になっていると思われる。換言すれば、句点が備える新たな機能は、受信者側の「解釈」に委ねるところが大きい、コンテキスト依存型の機能であり、様々な要素の相互作用によって、メタ・メッセージとして生じ得るものと見ることができる。

6. まとめ

本稿では、現代における句点の姿について主に機能と構造的な側面から考察した。今日、無句点スタイルが台頭してきたことに伴い、句点は、その立場を部分的に後退させたが、それと引き換えに、主として「怒気」と「拒絶」からなる「恐怖」という新たな機能を顕在化させたようである。それらの機能は、句点が相対的に下降調のイントネーションを連想させるようになったことや、「句点を打つ」行為そのものが、物事に対して「終止符を打つ」こととして捉えられる場合があることなどが関係していると考えられる。それは同時に、無句点スタイルが中立的な音調を表すものとして機能していることを窺わせるものもある。

本稿を通じて、今日の句点の役割の一端が明らかとなったが、一方では、世代によって句点に対する印象が異なることも窺えたことから、句点の新たな機能がどの程度の普遍性を有しているのかは今後のさらなる調査・研究が待たれるところである。とりわけ中高年世代に関しては、若者世代とは異なる印象を抱いている傾向が認められたものの、その具体的な内実については本稿では明らかとなっていない。また、世代だけではなく、SNS（LINE等）以外の文脈や、コミュニケーション場面の違い（フォーマル、カジュアル等）においても、句点を打つことで同様の機能が見られるのかという問題も挙げられる。これらについては、併せて質的な分析手法も洗練させながら、今後の課題として取り組むこととしたい。

注

- 1 以下、特に個々の符号（または記号）に言及する場合を除いて、「記号類」とする。
- 2 LINEはSNSの一種（須藤, 2019, p.66）であり、チャット形式でメッセージのやり取りができる。
- 3 獲得というよりも、潜在的には有しているながら、これまで顕在化していなかった機能の可能性もあるが、本稿では、句点が新たに獲得したか、あるいは句点において顕在化してきたかに関わらず「新たな機能」とする。
- 4 それぞれ調査時（2025年1月4日）における最新号の同一範囲（pp.100-110）を対象とした。
- 5 句点以外では、文末に「？」などの記号類が用いられるケースは見られた。なお、「ピクシブ百科事典」によれば、小学館の「漫画作品の特長として、セリフに、や。などの句読点がつくことが挙げられ」、これは「初めて漫画を読む子供たちへの配慮」からだという。
- 6 各誌の発行部数は、日本雑誌協会のWebサイトにて調査した。それによると、調査時（2025年1月4日）の最新データ（2024年7月～9月）では、『週刊少年ジャンプ』は1,098,231部、『週刊少年マガジン』は309,667部、『週刊少年サンデー』は135,417部であった。なお、このほか、週刊コミック雑誌には『週刊少年チャンピオン』（秋田書店）もあるが、同協会のWebサイト内で扱われていないため、調査からは除外している。
- 7 細谷（2011）によれば、類推（アナロジー）とは、「類似のものから推し量る」（p.14）思考様式のことであり、人は日常において無意識的に行っているとされる（p.15）。
- 8 それらの番組では、なかには「10代」や「20代」、「50代」のように大まかな年齢が示されていることもあるが、多くの場合、一般の人々を含めた出演者の年齢が示されているわけではないため、本稿での世代の分類は大まかなものとなる。
- 9 原則として、キーワードの抽出は、解説者等を除いた出演者（一般の人々を含む）らの発話を中心に行った。
- 10 表1に示した「頻度」は、上記の4つの番組を通して見られた各キーワード（発話に見られた句点の評価に関わることば）の回数である。これらはそれぞれ1つから5つ、6つ程度のものであり、多量のデータではないが、ここでは参考までに示している。

参考文献 (論文・書籍等)

- 池上嘉彦（1984）『記号論への招待』岩波書店
- 内山弘（2010）「ネットの日本語—2ちゃんねるとニコニコ動画を中心に—」『地域政策科学研究』7, pp.219-236
- 岡ノ谷一夫（2018）「音声と表情が伝えるもの—コミュニケーション信号の進化—」『高次脳機能研究』38（1）, pp.1-7
- 金田拓（2023）「文末句点「。」を伴う文は、若年者に距離感を感じさせるか？—日本語打ちことばの研究—」『帝京科学大学総合教育センター紀要 総合学術研究』6, pp.19-26
- 小学館辞典編集部（編）（2007）『句読点・記号・符号活用辞典。』小学館
- 新村出（編）（2018）『広辞苑 第7版』岩波書店
- 須藤春佳（2019）「女子大学生の友人関係とSNSコミュニケーションの特徴—気遣いと心理的居場所感に着目して—」『神戸女学院大学論集』66（2）, pp. 63-77
- 土戸敏彦（2011）「行為の両義性としてのパフォーマンス—教育的コミュニケーションへの示唆—」『九州大学大学院教育学研究紀要』13, pp.77-93

- 細谷功（2011）『アナロジー思考』東洋経済新報社
正高信男（1993）『0歳児がことばを獲得するとき』中央公論社
吉田敬（2024）「モダリティに関わる文末の記号・符号による表現—雑誌の用例調査から—」『英文學論考』50, pp.69-84

（Web サイト）

- インプレス総合研究所（2023）「2022 年度の市場規模は 6026 億円、2027 年度には 8000 億円市場に成長 Webtoon が電子コミック市場の 1 割の規模に『電子書籍ビジネス調査報告書 2023』8 月 10 日発売」
<https://research.impress.co.jp/topics/list/ebook/673>（2024 年 8 月 10 日最終閲覧）
日本雑誌協会 <https://www.j-magazine.or.jp/>（2025 年 1 月 4 日最終閲覧）
ピクシブ百科事典「小学館」<https://dic.pixiv.net/a/> 小学館（2024 年 12 月 27 日最終閲覧）
文化庁「平成 20 年度「国語に関する世論調査」の結果について」
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/h20/
(2024 年 8 月 9 日最終閲覧)

参考資料 (雑誌)

- 『週刊少年サンデー』2025 年 4・5 合併号 (kindle 版) 小学館
『週刊少年ジャンプ』2025 年 4・5 合併号 (kindle 版) 集英社
『週刊少年マガジン』2025 年 4・5 号 (kindle 版) 講談社

（Web サイト）

- ABEMA 的ニュースショー（2024）「【マルハラスマント】怒ってると誤解される LINE 句読点「。」正解は？」
https://abema.tv/video/episode/89-76_s50_p1060?pl=1&utm_campaign=abematimes_link_article_box_10112673_ap_free_episode_89-76_s50_p1060&utm_content=10112673&utm_medium=abematv&utm_source=abematimes (2024 年 2 月 20 日最終閲覧)
ABEMA ヒルズ（2023）「句点がついていると怒っている！おじさん vs 若い女性のすれ違い」
https://abema.tv/video/episode/89-71_s10_p5501?utm_campaign=abematimes_link_article_button_10097182_ap_free_episode_89-71_s10_p5501&utm_content=10097182&utm_medium=abematv&utm_source=abematimes&utm_term=2120859004.1723189278 (2024 年 2 月 20 日最終閲覧)
日テレ NEWS NNN（2024）「“マルハラ”って何？ 上司からの「。」が怖い…「怒っている」「距離感じる」の声 “世代間ギャップ”どうすれば…」
<https://news.ntv.co.jp/category/society/efc415d552024e658a20e0524d9449db> (2024 年 2 月 20 日最終閲覧)
めざまし 8 チャンネル（2024）「【マルハラって…】LINE 文末の「。」は NG！？怒ってると思われる…若者世代の新常識とは【めざまし 8 ニュース】」
<https://www.youtube.com/watch?v=0etIP2jOR80> (2024 年 2 月 20 日最終閲覧)

令和5年度海外派遣研究員研究報告

－カナダにおける非関税障壁の伝統産品貿易への 影響に関する調査・研究－⁽¹⁾

前野 高章

1. 研究目的

本報告は、2023年12月27日から2024年3月20日において、日本大学の海外派遣研究員（短期A）としてカナダのバンクーバーにて研究を行った際の報告書である⁽²⁾。研究課題は「グローバル経済における伝統産業の市場機構パラドックスに関する調査研究」であり、経済のグローバル化の進展による貿易障壁の変化が伝統産品の市場にもたらす影響について考察することが目的であり、そのための現地企業へのヒアリング調査、データ収集を主な目的としている。

はじめに、本研究の目的について整理する。本研究は、経済のグローバル化の進展による貿易障壁の変化、特に非関税障壁の変化が伝統産品の市場にもたらす影響について調査、研究することである。より具体的に言えば、グローバル化に伴う通商政策の同質性が伝統産品の市場性および希少性にもたらす影響に対して貿易に従事する企業がどのように対応しているかを調査、研究することが目的である。

研究対象とする地域はUSMCA（アメリカ・メキシコ・カナダ協定）やCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の加盟国の一つであるカナダとし、自由貿易協定の推進がローカル市場の伝統産品にもたらす影響および日本の伝統産品のカナダへの市場参入の現状を調査する。多くの伝統産品は国策的に保護されているが、貿易の自由化が叫ばれるのと並行し当該産業の持続可能な成長のためにはやはり経済性の担保が必須である。長きにわたり市場規模が縮小傾向である産業において、産業活性化への打開策として様々な取り組みが行われているが、そこでは生産方法の大規模化や海外市場進出により市場創出を図る産業もある一方で、少量生産にこだわる産業もあるのが実情である。前者の取引量や市場シェアの規模の拡大には、伝統産業の希少性と二律相反するのではないかとの疑問がある。そこで本研究は、貿易自由化の促進によるグローバル市場の変容過程において、希少性による価値継続と市場拡大による価値損失の両面間に存在する矛盾を精査し、伝統産業の持続可能な成長に寄与する自由貿易の在り方を検討する。

2. 研究概要

本研究の概要について整理する。貿易自由化や貿易円滑化等の国際制度が伝統産品の貿易にもたらす影響やその特徴を包括的に捉えることは、伝統産品の市場の特殊性を明らかにすることにつながる。自由貿易の制度的促進は、生産量と貿易量の拡大をもたらすことから貿易に従事する経済主体に恩恵をもたらし、それに伴い現在のグローバル経済が生成されるに至っている。そのグローバル市場でのメカニズムを解明するために貿易の拡大を促す要因の研究や、貿易を阻害する要因の研究がこれまでに蓄積してきた⁽³⁾。しかし同時に、経済のグローバル化はあらゆる産業に対して持続可能な成長をもたらすのかという疑問も生じさせている。経済理論では、持続可能性を担保するには市場拡大（海外市場の新規創出や生産効率の改善等）がその手段の一つとなる。伝統産品がその価値を維持するには、希少性の担保も必要となるが、企業の継続や発展には市場シェアや売り上げを拡大させなくてはならない。伝統産業のプレゼンスを向上させようと注力し、伝統産品の振興施策や海外市場進出への援助等の政策を打ち出している国も多いが、市場創造の過程にある伝統産業の企業は、産業としての全体最適と企業としての個別最適の一貫性の課題に直面している。そのため、いわゆる貿易障壁に関する制度的調整は最適解を得ることが難しい。これが伝統産品の価値継続と市場創出のパラドックスの概念である。

これまでに自由貿易協定の経済効果や国際分業構造の多角化に関する研究を進めてきた。貿易自由化や貿易円滑化に関する制度的整備は、貿易費用を低下させることから貿易構造の多角化をもたらすことになる。一方で、分析対象の市場を細分化してみると、経済のグローバル化はローカル市場や伝統産業の成長や持続可能性に必ずしも恩恵をもたらしていないという視点が無視できないことも指摘してきた。今回のヒアリング調査やデータ収集・分析は、そのような貿易障壁の国際的調整による負の効果が自由貿易を推進する国・地域において観察できるのか、そして貿易に従事する企業はそれらの障壁にどのように対応しているのかという視点の研究を進めるための土台作りとなる。

3. 調査内容

3 - 1. 調査対象

次に、調査・分析内容について整理する。研究を進めるにあたり、はじめにCPTPP加盟国（本研究ではアメリカを含む）における産業別・貿易品目別の貿易データを収集、整理し貿易品目ごとの国際競争力を計測した。詳細な考察は研究論文にて進める

こととするが、今回計測した貿易データによる客観的指標をもとに、当該地域における伝統産品の貿易構造の現状とその特徴を把握し、その結果をもとに伝統産品等の貿易に従事している企業等へのヒアリング調査を試みた。調査対象は日本およびカナダの伝統産業に従事する企業とし、日本の伝統産業である清酒・日本酒関連品目のカナダへの市場展開の現状と国際制度の影響およびカナダの伝統産業の一つである木材関連品目における北米市場での貿易障壁への対応について国際経済学の視点からヒアリングを行った。自由貿易が伝統産業にもたらす影響を考察するには定量的分析だけではなく、定性的分析も必要となる。この調査、研究を通じた定性的分析をもとに、伝統産業の循環的な成長を促す自由貿易の在り方を将来的に考察する。

貿易自由化の国際制度が伝統産品の貿易にもたらす影響を調査するにあたり、日本の伝統産品の一つである清酒・日本酒のカナダ市場への展開と、カナダの伝統産品の一つである木材関連品目の貿易障壁への対応について、バンクーバーに拠点を置く4企業（清酒・日本酒の現地生産および輸入を行っている清酒製造企業:A社、アルコール商品や木材商品の貿易商社:B社、国内外向けに観光関連サービス商品を扱う企業:C社、北米市場で木材商品の生産・貿易に従事する企業:D社）と1公的団体（日本の独立行政法人のバンクーバー支部）にヒアリング調査を行った。特に、清酒・日本酒市場および木材市場での生産、貿易、流通、販売といったサプライチェーンにおける貿易障壁の変化の影響について現地企業の意見を伺った。

3 - 2. 日本の伝統産品：清酒関連企業

イギリス文化やフランス文化だけではなく多民族文化の特徴を持つカナダにおいて、アルコール飲料の市場規模は非常に大きい。ワイン、ウイスキー、ビール等といった伝統的なアルコール飲料製品は市場において非常に競争的であり、それに加え、消費市場の嗜好の多様性により製品差別化による競争力の高い特定のアルコール飲料製品は高価格を維持できており、一定の市場シェアを長期間において確保している。そのような独占的競争市場の中で清酒・日本酒の市場規模は相対的に非常に小さく、日本食の海外認知の高まりから輸入量や販売量は増えているものの現地の市場で伝統的に培われてきた製品には及ばない。しかし、これは清酒・日本酒の潜在的な市場の大きさの裏返しともいえる。

清酒・日本酒市場の活性化に寄与する取り組みは日本国内だけではなくカナダでも行われている。昨今における清酒の海外進出促進という日本政府の取り組みがあるが、それ以前の2009年から米の現地生産から取り組み「メイド・イン・カナダの清酒」の生産に取り組むことから清酒の海外展開に寄与しているのがA社である。輸出や海外生産による清酒の海外展開は大手企業を中心に以前から取り組まれておりカナダ市場においても一定程度認知はされているが、税関手続きや保税区での時間的費用と

といった貿易円滑化の問題や、輸送や販売時における品質管理といった供給網のマネジメントの問題が多く、作り手の意思が消費者に伝わらないことが問題となっている。また、日本酒という呼称は地理的表示（Geographical Identification：GI）により保護されており、海外で生産したものは日本酒と呼ぶことはできないため、清酒の海外生産を行っている企業にとっては輸出促進の制度設計がいわゆる貿易障壁になっているともいえよう。自由貿易協定の締結による貿易障壁削減の効果はわずかにあるものの、供給網での様々な費用が生じるため、自由貿易協定の効果は期待以上ではないということである。

そこで A 社はカナダのブリティッシュ・コロンビア州で米の生産を開始し、カナダ産の米と水で清酒の製造・販売を行うことから日本の清酒の海外認知促進に寄与する経営行動を試み、バンクーバーを中心にメイド・イン・カナダの清酒の普及に尽力している。日本とは水も気候も異なり、北海道の留萌市と同じ緯度であることから当初は思うような酒米作りができなかったが、生産技術の向上と品種改良を継続し、今では毎年安定的に生産高を伸ばしている。しかし、清酒の現地生産には課題が多い。日本国内の酒蔵でも後継者不足は問題であるが、カナダにおいても技術者が多いわけではない。そこで A 社は日本の酒蔵と提携し、清酒製造の技術を学ぶための研修制度を導入することから人材育成を試みている。日本での研修制度により技術がカナダに移転する効果が期待でき、さらに清酒の製造技術を得た人材は将来的には独立して清酒製造を行いたいという社員もいることから、この経営行動は清酒の品質の維持向上だけではなく、清酒の普及にもつながることから循環的な企業活動を可能とするものといえ、清酒・日本酒市場への寄与につながる。

海外における清酒の輸入や物流には課題が多いと指摘するのが B 社である。それは国際制度のような多国間にまたがるものではなく、各国固有の規制や法制度が障壁となっているということである。例えば、バンクーバー市場で清酒を扱う際、原則的に専売公社を通さなくてはならない。専売公社が免許交付し、流通の条件を兼ね備えていないと流通も販売もできない。日本ではこのような障壁はないとされている。州政府が専売公社を使って独占流通させているため、流通段階の障壁は相当程度存在していることから、いわゆる独占の弊害がそこに生じてくる。また、ビール、ワイン、ウイスキーなどのような相対的に市場規模が大きいアルコール飲料の場合、すでに貯蔵の知識や技術が普及しているが、清酒の場合はそれと同列ではないため品質管理の問題もあるとされる。これら一連の課題を解決するにはやはり海外市場における清酒の認知度を向上させることや、清酒へのアクセシビリティーを向上させる必要があると言及しているのが B 社や C 社である。人の国際移動は国際的な消費活動を刺激するため、清酒関連のツーリズムを循環的に生成したり、清酒それ自体の詳細な情報や小売店での在庫状況などが一般消費者にもわかるようなアプリ開発を試みたりする必

要があるとしている。

以上のヒアリング調査から、清酒市場においては貿易の自由化の影響よりも流通網のマネージメントの方に課題が多いように思われる。しかし、国際制度の影響は無視できない。地理的表示（GI）等のような製品差別化につながる制度設計の試みが伝統產品の世界的認知度を高める効果がある反面、日本の水と米を使用していない清酒は日本酒とは名乗れないという、同品目であっても海外生産品はその対象から外されることから企業の経営活動のインセンティブを削いでしまう負の側面の問題も生じている。

3 - 3. カナダの伝統產品：木材関連企業

次いでカナダの伝統產品について精査する。木材商品の生産・貿易に従事するD社にヒアリングを行った。カナダの伝統產品は州によって異なるとされるが、西部地域においては木材関連品がそれにあたる。特に、ブリティッシュ・コロンビア州は州面積の約65%が森林であり、木材の関連商品の原材料の生産拠点として有名な地域である。東部地域にも森林は多いが、気候や風土の違いから商材としての価値は西部地域の方が相対的に高いとされ、差別化された木材という市場評価を得ている。カナダから日本への木材の輸出は戦後の復興から高度経済成長期にかけ拡大したが、外国産木材への固定観念や政府による国産材への補助金等の過度と思われる保護政策から、近年では日本への輸出のボリュームは低下している。日本の自由貿易協定はアジア諸国を中心にその数を増やしていることからも東南アジア諸国からの木材輸入が拡大しており、自由貿易協定により輸入先の市場が転換している影響がうかがえる。

カナダの木材産業はUSMCAを締結している隣国アメリカとの貿易が拡大している。木材產品は供給網での障壁が強い清酒・日本酒市場とは異なる貿易障壁が存在している。木材產品のアメリカとの二国間貿易は拡大しているものの、木材の取引価格をめぐる貿易摩擦が生じている。その背景には、森林管理の問題がある。アメリカの森林管理の多くは民間によるものであるが、カナダは主に州政府が森林を所有していることから公的管理であるところがほとんどである。そのためカナダでは伐採権を民間企業と契約を交わして生産活動が行われていていることから、政府介入による市場取引の歪みが出ているという理由によりアメリカは頻繁にWTOに申し立てをしている。木材の価格は市場での需要と供給で決まっており、「自由貿易は美である」という考えがカナダでは根強いため、このような貿易紛争が自由貿易協定により無くなることが期待されている。

4. 今後の課題

今回の調査、研究を通じて、伝統産業の価値創造を持続的なものとするために海外市場に事業展開をすることは重要な課題であり、自由貿易協定はそのための制度的インフラの役割であることを再確認した。伝統的な貿易障壁である関税はもはやそれほど高い貿易障壁ではなく、それ以外の非関税障壁をどのように削減していくかが政策立案の課題となろう。今回の調査、研究をもとに定性的な分析と定量的な分析を合わせた研究を継続し、海外の研究者との共同研究・学術交流を行っていく予定である。

最後になるが、海外派遣研究員として貴重な研究時間を得ることができたのは、日本大学通信教育部の研究事務課をはじめとする職員の方々の御尽力によるものであり、心より御礼申し上げたい。また、新型コロナウイルス感染症の拡大がおさまり、ポストコロナ期での校務が多忙となるなか、海外派遣研究員として快く送り出してくれた同僚の先生方にも感謝申し上げたい。

⁽¹⁾ 本報告は、令和5年度海外派遣研究員報告書として提出した書類を改稿したものである。

⁽²⁾ 海外研究期間中、カナダの Simon Fraser University の Zhe George Zhang 教授と弟子の Ben Fu 先生から研究における貴重な助言と協力を得ることができ、心より感謝申し上げる。

⁽³⁾ 貿易障壁の変化と国際貿易の関係性を分析する理論的、実証的、政策的研究はこれまでに数多くの研究が蓄積されてきている。多くの研究において、貿易規模に影響を与える貿易障壁をどのように捉えるかが分析においては重要となり、そこでは伝統的な貿易障壁である関税障壁や非関税障壁、二国間が物理的にどの程度離れているのか、海上インフラの整備された沿岸国であるのか、あるいは海を持たない内陸国であるのかといった地理的な障壁、政策的に輸出志向な戦略をとるのか保護主義的な戦略をとるのかといった政策的障壁など、貿易障壁を多面的に捉える研究が蓄積されている。

令和 6 年度海外派遣研究員報告 —タイにおける日本語教育調査を中心に—

島田 めぐみ

はじめに

出入国在留管理庁によると、日本の在留外国人数は 2023 年末現在 341 万 992 人となり、過去最高を更新した⁽¹⁾。また、世界規模で実施されている日本語能力試験を、2023 年には過去最高の約 127 万人が受験しており⁽²⁾、世界的にも日本語学習者が増加していることが窺える。このような状況の中、日本語教育を担う人材育成が課題となっている。文化庁が公開した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」(2019)⁽³⁾において、日本語教育人材の活動分野に、「留学生、児童生徒等」とならび、「難民等」「海外における初等中等高等教育及び成人に対する日本語教育」が位置付けられているが、「難民等」「海外における初等中等高等教育」は、いずれも他の分野に比べて、研究が進んでいないのが現状である。そこで、海外派遣研究員制度を利用し、海外における移民・難民に対する言語教育、中等教育機関における日本語教育の実態を調査することとした。調査地として、タイ王国（以下、タイと称す）とドイツ連邦共和国（以下、ドイツと称す）を選定した。タイは、近年、近隣国からの難民や移民が急増しており、移民に対するタイ語教育が実施されていること、中等教育機関において日本語教育が盛んに行われていること、この 2 点により、移民・難民に対する言語教育、中等教育機関における日本語教育の実態を探るのに最適だと判断した。また、ドイツは、移民を多く受け入れ、移民や難民の社会への統合政策を推し進めており、移民に対するドイツ語教育の体制が整っている。そこで、ドイツにおける統合プログラム機関を訪問調査することとした。具体的な研究目的は次の通りである。

- (1) タイとドイツにおける移民・難民等に対する言語教育について、教師やコーディネータ等関係者に対し聞き取り調査を行い、現状と課題を明らかにする。
- (2) 中等教育機関における日本語教育について、タイの中等教育機関で日本語を教える教員と教員養成を行う大学の教員等に対し聞き取り調査、授業見学を行い、現状と課題を明らかにする。

1. 研究活動の概要

2024年7月20日から9月14日にかけて、タイとドイツの教育機関を訪問し、インタビュー調査や授業見学を行った。訪問した機関をまとめたものが表1である。また、このほかにも、教育に携わる多くの日本人やタイ人と面談し、多くの情報を得た。

本稿では、タイにおける調査の概要について報告する。

表1 訪問先機関の概要

地域	訪問先	機関種
ドイツ（ベルリン）	GFBK	統合コース
ドイツ（デュッセルドルフ）	IIK	統合コース
タイ（サムッサコン県）	Labour Rights Promotion Network Foundation	移民教育
タイ（バンコク）	Community Learning Center	教育支援
タイ（チェンライ県）	Maesai Prasitsart School	中等教育機関
タイ（ピッサヌローク県）	Chunchol 15 Ban Noen Sawang School	中等教育機関
タイ（ピッサヌローク県）	Phisanulok Pittayakom School	中等教育機関
タイ（バンコク）	Sri Ayutthaya School	中等教育機関
タイ（チェンライ県）	ナレースワン大学	高等教育機関
タイ（コンケン県）	コンケン大学	高等教育機関
タイ（パトゥムターニー県）	タマサート大学	高等教育機関
タイ（バンコク）	シーナカリンウィロート大学	高等教育機関
タイ（バンコク）	国際交流基金バンコク日本文化センター	国際交流基金
タイ（バンコク）	jeducation	日本語学校

2. 研究結果の概要

(1) 移民・難民等に対する言語教育

研究目的 (1)「タイとドイツにおける移民・難民等に対する言語教育について、教師やコーディネータ等関係者に対し聞き取り調査を行い、現状と課題を明らかにする。」に関して、本稿では、タイにおける調査の概要を下記にまとめる。

タイでは近隣諸国のミャンマー、カンボジア、ラオス等からの移民が多く、特に、ミャンマーからの移民が増え続けている。インタビューを行ったLPNの代表は、2005年に、虐待やレイプのため教育の機会が奪われている移民の子どもに教育の機会を与えるための団体を設立している。タイ語ができなければ小中学校に進学できないため、この団体で1年間タイ語の学習をするという。タイ語の他、職業訓練の一環として料理ク

ラス等も開講されている。この団体で学ぶ者はすべてミャンマー人であることから、教師はすべてミャンマー人のボランティア教師である。政府からの支援はないため、寄付で運営しており、授業料の70%は自己負担とのことである。インタビューでは、タイでは急速に少子化が進み、現在は、ミャンマー人などの移民がいなければ経済的に成り立たない状況であり、移民の子どもたちが教育を受けねばタイ社会にとっての利点は大きいと主張していた。しかし、教育を受けられない貧しいタイ人の子どもの存在がある中、なぜ移民の子どもを支援するのかという批判もあるという。

教育を受けられないタイ人の子どもが存在するという背景を知るために、教育を受けられない貧しいタイ人の子どもへの支援を行なっている団体 CLC Wat Arun を訪問し、代表を対象にインタビュー調査を行った。タイには、少数民族のためタイ語の使用に問題のある子ども、虐待を受けている子ども、貧困家庭の子ども、親が薬物依存の子どもが存在しており、それらの子どもに教育の機会を与える組織が存在しているが、政府からの援助はなく、CLC は寄付金で運営している。

2005 年にドイツで移民法が改定され、統合コースが開始されたが、同じ時期、タイでは移民の子どもへの教育で草分け的な存在である LPN が立ち上がっている。日本では、2019 年に在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受け入れが加速し、教育現場でも外国にルーツを持つ子どもが増加している。日本での日本語教育のあり方を考える際、タイでの移民や移民の子どもへの教育支援事例の実態と課題から学ぶ点は多い。

本調査から見えてくる課題としては、タイの場合は運営資金があげられる。国からの援助がないため、国内外の企業や個人からの寄付金に頼らざるを得ない状況であることがわかった。また、外国人を労働者として受け入れる側の理解も課題のひとつである。

(2) 中等教育機関における日本語教育

研究目的 (2) 「中等教育機関における日本語教育について、タイの中等教育機関で日本語を教える教員と教員養成を行う大学の教員等に対し聞き取り調査、授業見学を行い、現状と課題を明らかにする。」に関する調査について下記にまとめる。

①中等教育機関調査—学校訪問—

2021 年度の国際交流基金の調査によると⁽⁴⁾、タイの日本語学習者数は、世界で 5 番目に多く、8 割以上が中等教育における学習者である。中等教育機関の学習者が多いのは、中等教育において第 2 外国語が選択必修科目とされているからである。

ミャンマー国境に位置するメーサイ市、地方都市ピッサヌローク市、バンコク中心部、それぞれに位置する中等教育 3 機関を訪問し、授業見学、担当教員への調査を行った。

前期中等教育（日本における中学校に相当）では、選択必修科目として日本語が位置付けられている。選択科目は、日本語、中国語、韓国語、フランス語などの第2外国語のほか、美術、体育、数学、テクノロジーなどの科目がある。後期中等教育（日本における高等学校に相当）は、専攻コースと選択コースの科目として日本語コースが設置されている。専攻コースでは、週に9時間から12時間日本語が学ばれている。

1年生と3年生の専攻コースを見学したところ、ゲームなどを利用し、楽しみながら文法項目などを学ばせていた。選択コースでは、日本語でアニメを見て（タイ語字幕あり）、日本文化を学ぶ授業が行われていた。授業内容としては、いずれの学校でも、教員はIT機器を活用し、板書することはほとんどなかった。ゲームの要素を取り入れ、集中力が途切れないように工夫されているのが印象的であった。

②中等教育機関調査—教員へのインタビュー—

中等教育機関で日本語を教える教員2名に対する聞き取り調査を行った。教員Xは、大学で日本語を専攻し、大学卒業後は1年間企業に通訳として勤務した。その後、教員免許は持っていたが、3年間高校で日本語を教え、最後の1年間、大学で教育学の科目を履修し、正規の教員である公務員となっている。

教員Yは、もともとは中等教育の英語教員であったが、2009年から2010年にかけて、日本語以外の教員対象の中等学校現職教員日本語教師新規養成講座（タイ教育省と国際交流基金主催）⁽⁵⁾を10ヶ月受け、日本語教員を兼務することになる。その研修には、様々な科目的教員が参加しており、日本語学習の経験がない者がほとんどであったという。

2名ともさらに日本語を学ぶ必要があると感じ、日本政府文部科学省の奨学生による教員研修留学生⁽⁶⁾として、1年半東京の大学に留学する。2名とも、留学中、日本語を学ぶのみではなく、日本語の教え方をも学び、帰国後、それらの影響を受けて、自分の教え方が変わったと認識している。

Yは、高校生にとっての英語学習は大学進学に必要なため、教科書のみを用いる授業であっても、生徒は英語を熱心に学ぶが、日本語は勉強する必要がないと考えられているため、日本語を教えるときは、楽しい授業を目指し、日本語に興味を持つもらうために工夫しなくてはいけないというビリーフを持っている。Xも、教科書を読むだけの授業は好ましくないというビリーフを持ち、楽しい授業を目指しているが、IT技術を使って、楽しい授業を行うのは負担であると考えている。

③教員養成大学調査

タイで唯一、日本語教員養成コースを設置しているコンケン大学（コンケン県）を訪問し、教員2名に聞き取り調査を行った。コンケン大学教育学部日本語教育学科で

は1学年30名が在籍し、多くの学生が卒業後、中等教育機関の日本語教員になると
いう。1年生時から実習や授業経験を積み、4年生時の教育実習は1年に及ぶ。日本
の教育実習と比較すると、非常に長く、実践能力が重視されていることが窺われた。

④中等教育機関における日本語教育の課題

以上の現地での調査より、中等教育機関において多くの生徒が日本語を含む第2外
国語を学んでおり、日本の中等教育機関とは対照的だということがわかった。訪問し
た学校では、多くの生徒が日本語を学んでおり、ここから、タイの日本語教育の発展
の礎があると感じられた。しかし、いくつかの課題があることもわかった。

第1に、教員不足の問題である。日本語教員養成の専攻を持つ大学はコンケン大学
のみであり、その他の大学の教員の話では、日本語科を卒業して教員になる者は非常
に少ないようである。しかし、日本語科卒業後、非正規で学校に雇用され、その後教
育学の科目を履修することにより、正規の教員である公務員に採用される者もいると
いう。先述の教員Xがこのルートで日本語教員に採用されている。

第2に、教員の日本語力である。Yのインタビューからわかるように、かつてはわ
ずか10ヶ月日本語を学んだ教員が日本語を教えるという状況であった。当時の生徒
と異なり、現在は、様々な経験を持つ生徒も多く、生徒の方が教員より日本語能力が
高いという状況もあるようである。XとYは、1年半、教員研修留学生として日本に
留学しているため、日本語力については、克服している様子が窺われた。しかし、こ
のように長期留学の機会を得られる者は多くない。

第3に、生徒の学習動機と教授の方法に関する課題があげられる。教員は、ゲーム
やアニメ視聴を取り込み、IT技術を駆使して、授業を展開していた。この背景には、
英語学習とは異なる学習動機が日本語学習にはあり、生徒に興味を持ってもらうため
の工夫が必要であることがわかった。また、Xは、IT技術を駆使し楽しい授業を目指す
ことが重要だというビリーフを持っているものの、IT技術を使うことについて
負担に感じていた。

3. おわりに

移民・難民への自国語教育について、タイでは、民間団体の支援により支えられて
いる現状があった。本稿では触れることができなかったが、ドイツは政府の政策によ
り仕組みが確立しており、両国は対照的である。この違いを生む要因のひとつとして、
タイには、移民や難民だけではなく、自国民において、様々な問題により教育を受け
ることが困難な子どもが存在するということが考えられる。また、このような支援に
反発する国民が少なくないという現状もあり、共生社会の実現が大きな課題になると

思われる。タイもドイツも、少子化や労働人口の減少という問題を抱え、外国からの労働者が社会には欠かせない存在になっている。日本においても同様の状況が起きており、これらの国の取り組みや課題は、日本の課題を検討する際の参考となるはずである。

日本の喫緊の課題のひとつとして、生活者や特定技能の人々の評価制度があげられる。特定技能（1号）の在留資格取得の条件として、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages）のA2 レベルなどといった日本語能力が求められるため、日本語能力試験や国際交流基金基礎テストなどの受験が求められている。いずれのテストも、文法、語彙の知識、受容技能の測定を行う紙筆テストであり、生活者や「特定技能」資格の外国人に必要な「話す」技能は測定されていない。そのため、必然的に、学習者も「話す」練習が疎かになるということが起きている。なお、同様の問題が、タイの中等教育においても起きていることがわかった。生徒から日本語能力試験の対策を求められるため、教師は内容重視の教育を思うように進められないという現状もあるようである。

中等教育機関に関する調査から、タイでは、日本とは異なり、中等教育段階から第2外国語が選択必修科目として位置付けられており、日本語など外国語教育が充実していることがわかった。また、ミャンマー国境のメーサイ市では、第2外国語のひとつとしてミャンマー語が採用されているが、このように学校には選択の自由がある。校長の考えによりどの言語を導入するかが決められるという。今後、日本語が第2外国語として選ばれる言語であり続けるには、国際交流基金の支援の継続、そして、大学における日本語教員養成の強化が必要になると思われる。

今回、多くの教育関係者への聞き取り調査と教育現場見学を行い、多くの知見が得られた。今回の調査を基礎調査と位置付け、今後は、まず、タイの中等教育機関に関して、さらにタイ人教員を対象とした調査を続け、現状と課題に関する分析を深めたい。第2に、今回、教育実習期間中の日本語教員養成課程のタイ人学生にも面談したが、さらに詳細な聞き取り調査を実施し、タイにおける教育実習の現状と課題を明らかにしたい。第3に、タイの中等教育機関において試験の影響が教育現場に影響を及ぼしていることが明らかになっており、日本語試験制度についても広く検討していくたい。

付記

本報告は、令和6年度海外派遣研究員研究報告書を改稿したものである。

謝辞

海外派遣研究員の機会を与えていただいた大学と関係者、派遣にあたりサポートしてくださった教職員の皆様、タイとドイツにおいて調査に協力してくださった方々に、この場をお借りして感謝申し上げます。

注

- (1) 出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html（最終閲覧日 2025年1月8日）
- (2) 国際交流基金・日本国際教育支援協会「日本語能力試験公式ウェブページ」
<https://www.jlpt.jp/statistics/archive.html>（最終閲覧日 2025年1月6日）
- (3) 文化庁「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555_03.pdf（最終閲覧日 2025年1月8日）
- (4) 国際交流基金『海外の日本語教育の現状 2021年度海外日本語教育調査より』
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/dl/survey2021/all.pdf>（最終閲覧日 2024年9月16日）
- (5) タイの中等教育における日本語教員育成のため、1994年から2014年の期間、タイ教育省・国際交流基金が「中等学校現職教員日本語教師新規養成講座」を実施した。273名がこの講座を修了し日本語教員になっている。国際交流基金ウェブページ参照
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2023/thailand.pdf>（最終閲覧日 2025年1月7日）
- (6) 教員研修留学生とは、文部科学省が奨学金を支給し、所定の日本の大学において学校教育に関する研究を行う外国人留学生である。諸外国の初等・中等教育機関の教員が対象である。文部科学省ウェブページ参照
https://www.mext.go.jp/content/20231225-mxt_kotokoku02-000033234-03.pdf（最終閲覧日 2025年1月7日）

あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十八号をお届けします。本号では、文学（国文）一本、教育学一本の論文と、歴史学一本、日本語教育一本の研究ノート、ならびに海外派遣研究報告書二本（経済学、日本語教育）、合計六本の論稿を掲載することができます。執筆者の方々におかれましては、日々ご多忙の中をご投稿たまわり、この場を借りて深く御礼申し上げます。

本年は戦後八十年に当たります。終戦直後においては、日本のみならず世界各国で「不戦の誓い」のもと、恒久の平和と国際的協調路線が理想とされたはずです。そこで目指されたはずの多様性が認められる寛容な社会の在り方が実現されているでしょうか。近年になつて気になるのは、政治体制における「右傾化」と称されることもある保守化や自國中心主義が世界規模で拡大しつつあると感じられることです。戦争も環境破壊の拡大も、立場によつて解釈と主張が真っ向異なり、話し合いでは解決できない状態になつてきています。様々な立場を互いに理解し合いながら、議論を続けて問題を解決する。そのような社会的な議論が進むことを期待しています。

通信教育部も四学部八学科（専攻）という多様性を抱えています。この特性を活かし、『研究紀要』では様々な分野の研究成果が集まります。今後も、人文学・社会科学を横断する場として、『研究紀要』を活用いただければ幸いです。

（編集委員　古賀徹）

研究紀要

第38号

令和7年3月31日 発行

（非売品）

編集兼発行人

松重充浩

発行所

日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒102-8005
東京都千代田区九段南4-8-28
電話 03(5275)8890

印刷／日経印刷株式会社

JOURNAL
OF
DISTANCE LEARNING DIVISION
NIHON UNIVERSITY

No.38 Mar. 2025

CONTENTS

Research Articles

KONDO, Kenshi. Rofu MIKI's Women's Liberation:Influence from his Mother,
Kata MIDORIKA WA

Research Notes

NABEMOTO, Yoshinori. '*Bosa Age*' and '*Bosa Matsuri*' in the Early Edo Period.

Research Articles

KOGA, Toru. Study on Evaluation of the Teacher Training Core Curriculum
—Educationist Dominance Policies and the Decline of Academicians—

Research Notes

YOSHIDA, Takashi. The New Functions of the Period: In Contrast to the No-Period Style

Reports

MAENO, Takaaki. Reports on the Results of Overseas Research:
Study on the Impact of Non-tariff Barriers on Trade in Traditional Products in Canada

SHIMADA, Megumi. Report on Overseas Research Dispatch:
Focusing on a Survey of Japanese Language Education in Thailand